### ── 人がいきいきと生きる 静岡県をねがって ──

<内容・目次>

◇第 29 回静岡地方自治研究集会
記念講演「日本国憲法と『民主主義の学校』」
東京慈恵会医科大学
小沢隆一名誉教授・・・・・



# 地方自治



## オットワーク

No107 号 2025 年 10 月 15 日

\*

### 静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1 セキスイハイムビル 7F 静岡自治労連気付 Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057 jichiken@s-jichiroren.com

発行人・児玉和人 編集人・菊池智博

小沢隆一 東京慈恵会医科大学名誉教授



## 日本国憲法と「民主主義の学校」

### 東京慈恵会医科大学 小沢隆一名誉教授

第29回静岡地方自治研究集会(2025年9月28日)の東京慈恵会医科大学 小沢隆-名誉教授の記念講演の録音をもとにした原稿に、若干加筆・修正した記録です。

### はじめに

今日の講演に私を招いてくれたのは、亡き川瀬憲子さんです。本当に惜しい方をなくしました。川瀬さんと一緒に過ごした静岡大学の 16 年も振り返りながらお話しします。

今日のタイトルは「自由と自治を手放さない」 という副題をつけました。私にとって静岡大学 はまさに民主主義の学校です。民主主義は、自 由と自治の両方があって成り立つのだと思い ます。自由だけだとなかなか民主主義にはなら ない。中島みゆきの「見返り美人」という歌の なかに「自由、自由、ひどい言葉ね」というフ レーズがあります。これはまさに新自由主義を 皮肉るフレーズにも使えるのではないかと思 いますが、自由だけだと「搾取の自由」「格差・ 貧困を生み出す自由」もありますから、これは とんでもないことになりうるわけです。やはり 自治や民主主義がなければ駄目なわけです。自 治も、自由のない、あるいは民主主義のない自 治というのは、ほとんど徳川幕府の時代の大名 家と一緒ですから、やはりまずいわけで、自由 と自治の両方があって民主主義が成り立つわ けです。それを手放してはいけないとういうこ とだろうと思います。

そういうふうに考えますと、実は日本国憲法 というのは、民主主義の学校の、いわばテキス トなのだろうと思います。日本国憲法に盛り込 まれたものを全部ひっくるめてトータルで実 現していけば、まさに素晴らしい民主主義が実 現するだろうと、憲法を学んでいる人間の手前 味噌かもしれませんが、そんなふうに思いなが ら大学などで授業をしてきました。

### 1.「80年前」の終戦と日本国憲法の誕生「戦後80年目」の国政選挙

さて、本題に入ります。今年は戦後 80 年ということで、いろいろな催しや企画がされています。ほぼ 80 年前に日本国憲法が生まれるわけで、その 80 年をちょっと振り返ってみたいと思います。80 年前の 8 月 15 日を人々はどう迎えたかということで、一つのシンボリックなお話として宮本百合子さんの『12 年の手紙』をレジュメで引用しておきました。

宮本顕治、宮本百合子著『12 年の手紙』は 1981 年に新日本文庫から出ていて、開いてみるとわかりますが、百合子さんの手紙でほぼ満たされています。彼女が 5、6 通手紙を送ると、監獄の中から顕治さんがちょこちょこっと必要な用事だけを伝える。そういう内容なので、本当だったらファースト・オーサーは百合子さんでなければいけないと思いました。でも刊行当時もう百合子さんは亡くなっていますし、顕治さんは共産党の委員長で参議院議員でもあり、宣伝効果も考えて「顕治・百合子」の本になったのかと思います。しかし著作としては「百合子・顕治」でなければバランスが取れないと、ジェンダーと関係なしに思います。

その百合子さんが 8.15 の 3 日後、8 月 18 日 に送った手紙にこんなことを書いています。 「明るい寂しさというものを真新しく感じました。いかに視野をひろく、視線を遠く歴史の 彼方を眺めやっているにしろ、不屈なその胸に、やはり 8 月 15 日の夜、覆わないでよくなった 電燈の明るさは、一つの歴史の感情としてしみ入ります」。

普通、こんな文を手紙で書きますかね。書きませんね。文学者ですからこういう手紙が平気で書けるのかと思いますし、しかも相手は雑誌「改造」の新人賞を取った元文学青年ですから、ものすごくハイレベルな手紙のやりとりです。それでも私が百合子さんは素晴らしいと思うのは、彼女は普通の人々の気持ち、この8.15を迎えた人々の気持ちをちゃんと伝えているわけです。灯火管制から解放されて電燈を覆わなくてよくなった気持ちをこういうふうに彼に伝えている。「視野をひろく」とか、「視線を遠く歴史の彼方に」という言葉、彼女の思想と一緒にそれを伝えているわけです。

NHK の連続テレビ小説『あんぱん』を見ていて、「あ、蘭子ちゃんならこれくらいのことは言うかな」とも思いました。河合優実さんは非常に素晴らしい女優さんだと思います。河合さんが演じる蘭子さんの立ち居振る舞いを見て、百合子さんのような思いが溢れざるを得ないのが、80 年前の 8.15 だったと私は思います。

さて、それと見比べて今年は何が起こったか。 7月20日の参議院選挙の結果は、皆さんなりにいろいろな思いもあると思いますが、私なりに一言で簡単に言ってみると、有権者は安直だけれど切実な変革に飛びついたなということです。その安直だけれど切実な変革要求が、今回の選挙で勝ったんだと。それを率直に認める必要があるなという感じです。

衆議院も参議院も両方とも与党が少数になったのは、空前のことです。戦後すぐ、まだ吉田内閣の頃は少数与党だった時代もありますが、自民党が1955年にできてからは一貫して両院とも与党少数というのはないわけです。ではなぜ起きたか。これはご承知のように新しい政党がどんどん出てきて、そこが議席を取ったからです。国民民主党や維新の会やれいわ新撰組、あるいは参政党、こういった政党が伸びて与党を倒した。もちろん立憲民主党も今回の参議院選挙で1人区の選挙区では勝ちましたが、それは野党共闘のおかげです。比例区はたいして取れなかったので、議席を維持したにもかか

わらず「負けた」という妙な総括を立憲民主党 はしていました。

それともう一つ注目したいのは、参議院選挙 で投票率が58%だったことで、これはすごいこ とです。一気に 7%近く投票率が上がった。参 議院選挙というのは普通、衆議院選挙よりも投 票率が低いのです。この 58% というのはだいた い衆議院選挙なみです。衆議院選挙も昔に比べ ると低くなっています。かつて衆議院は中選挙 区制の時代、小選挙区制になる前はだいたい 70%ぐらいで投票率が上下していた。ところが 小選挙区制になって、いきなりグンと落ちて、 小泉・郵政解散とか、民主党政権誕生の時はぐ っと上がりましたけれど、それ以外はだいたい 60%あたりで推移しています。それに対して参 議院選挙はへたをすると 50%を割ることもあ るという投票率の中で、今回いきなり 7%近く 増えたということは、要するに今まで投票した ことがない人、最近していなかった人たちが一 気に投票したということです。その人たちが今 回議席を増やしたところを押し上げたとなる と、やはりその人たちの思い、今の政治を何と かしたい、変えてほしい、私たちの票で変える んだという思いが、そこには詰まっているわけ です。私の目から見ると、じゃあ果たして伸び たところが本当にそういう人たちの思いを実 現することができるかというと、ちょっと怪し いです。

参政党の主張は、憲法を学ぶ私からするととんでもない主張です。また、私は経済の専門ではありませんが、国民民主党の「手取りを増やす」という政策は、実は全然私たちの暮らしの役には立ちません。非常にささやかな提案でしかないわけです。そういうものだと思いますから、当面の手取りが増えても、将来的な生活不安を解消する提案にはなっていない。あるいは維新の会は、社会保険料を減らしますと言うんですが、保険料を減らすと同時に医療など社会保険給付も減らすわけですから、今払うものが減っても将来不安がむしろ増すことになります。そういうところに有権者が引き寄せられて

しまう選挙というのは、非常に怖い状況にある と思います。

そのあたりのことは、労働者教育協会の『学習の友』という雑誌で五十嵐仁さんという政治学者が分析されていますので、興味のある方はそちらもご覧いただきたいと思います。こういう状況が80年目の日本国憲法のもとで起きたということは、改めて憲法について、あるいは憲法の歴史について、戦後の80年についてしっかりと学ぶ必要があることを私たちは思い知らされた年だったと思います。

学んで考え、少し固い言葉ですが、思想をしっかり持つことが大事ではないかと思います。 私は静岡大学人文学部に在籍していた 1990 年から 2006 年の頃、法学科と経済学科の共同の談話室で、いつもわいわいと今日お越しの山本義彦先生らと一緒にお昼に雑談する中で、世の中についての自分の理解を確かめ、民主主義や自治について考えを深めていきました。そういうことを通じて、人々の考えというのは固まっていくと思います。

そしてそれは運動を通じてでないと確かな ものにはならない。学びをさらに運動につなげ、 運動の中でこの自治研集会のような、少し時間 を取った勉強の場が必要だと思います。

私は東京に出て「九条の会」の事務局もやら せていただいていますが、もともとは静岡で 「静岡九条の会」を皆さんと一緒に立ち上げ、 その後、東京に行き、一緒に事務局やりなさい よと誘われたんですけど、そういう「九条の会」 でも、憲法を守ろう、9条を守ろうという運動 は学びが必要です。そして9条について理解を 深めようとすると9条だけでは話が済まなく なり、生存権とか憲法 24 条の男女平等・ジェ ンダーの問題、あるいは個人の尊重といった問 題にまで話が膨らんでいきます。あるいは地方 自治の問題も大事だということにも話が広が っていくわけです。そういう学びが非常に大事 で、それが根っこ、土台になって運動も確かな ものになっていくと思います。この場に集って いる皆さんには釈迦に説法かもしれませんけ れども、自治研運動というのはとても意義のあることだということを強調して 2 番目に入っていきたいと思います。

# 2. 日本国憲法成立の意味 不磨の大典(明治憲法)から「自由と民主主義の正典」へ(1)日本国憲法成立以前の自由・自治の源泉・源流

さて、日本国憲法が生まれたことの意義を、 今日皆さんと一緒に確認してみたいわけですけれども、日本国憲法は、明治憲法の改正という手続きを経て生まれました。明治憲法は「不磨の大典」と言われていました。これは絶対に変えてはいけない、天皇がくださったものだからお前たちは絶対に手をつけてはいけない、こういうメッセージが込められていたわけです。それに対して日本国憲法は、いわば自由と民主主義の正典、「正典」というと少し宗教がかっていますからあまりいい言葉ではありませんが、今私たちが手にしているのは、真っ当なもので憲法としてはいい線いっているのではないかという意味で使っています。やはり正典としての意味合いを持っていると思います。

日本国憲法が生まれてくる前のことを考え てみたいわけですが、明治憲法ができる前には 自由民権運動がありました。明治憲法は自由民 権運動を弾圧してできました。自由民権運動が 盛り上がる中、政府は「国会を開く」「それまで に憲法を作る」ということで 10 年間、いわば 自由民権運動を抑え込みました。明治維新政府 は外国に憲法調査に行きましたが、その間国民 に対してはどんな憲法になるのかを一切教え ない。密室でやったわけです。明治憲法はそう いう作り方で生まれた。では自由民権運動は何 だったのか。今振り返ってみると、私はその土 台、根っこには江戸時代の民衆のポテンシャル、 力があったと思います。 今ちょうど NHK の大 河ドラマで蔦屋重三郎の「べらぼう」が放送さ れています。蔦重が寛政の改革で、財産を半分 召し上げられる話が、そろそろ放送されると思 います。

あの政府批判、要するに政府を笑い飛ばすポ テンシャル。言論の自由を江戸時代に民衆は発 揮していたわけです。だからこそ逆に松平定信 はそれが嫌で弾圧に乗り出す。こういう関係で す。これは寛政の改革だけでなく文化文政、あ るいは天保の改革もそうです。権力と民衆との 対抗と言いますか、それがずっと続いていくわ けです。私が好きなのは歌川国芳という浮世絵 師の「源頼光 四天王 土蜘蛛退治之図」です。 源頼光を一応もじっていて、そこに妖怪がたく さん出てきます。落語家(はなし家)やべっ甲 のかんざしになる亀などが全部妖怪に変えら れていて、要するに「贅沢は敵だ」ということ に対する猛烈な反発、批判が込められています。 そのため国芳のこの絵はすぐに発禁処分にな ってしまいますけれど、私は中学の時にこの国 芳の浮世絵にやたらと魅了されてしまい、それ 以来ずっと彼のファンです。こうした江戸時代 天保期の民衆の力が基礎になって、自由民権運 動があったのだと思います。自由民権運動とい うのは不平をもった武士たちだけが起こした のでなく、こういう土台があってのことだと思 います。また自由民権運動がすごいと思ったの は、私は、8月の末に高知に講演をしに行って 自由民権記念館に行ったのですが、なんと高知 では女性参政権が短い間ですが実現している んです。全国的には普通選挙権は1925年によ うやく男子だけに与えられ、女性参政権は戦後 のことです。

高知のある地域、その町のエリアの楠瀬(くすのせ)喜多(きた)さんという女性が、連れ合いが死んで家の戸主になります。「私はこの家の主なのになぜ参政権をくれないのだ」と猛然と主張して、結局その地域で4年間だけ彼女は地方議員になっています。ところがその後 1884年に県の条例が定められ、参政権は男だけに制限されてしまいそこで終わりますが、地方自治というのはすごいです。その地域での合意が成り立てば、女性参政権もあった、できたということです。楠瀬さんは高知では「民権ばあさん」と呼ばれていて、結構有名ですけれど、私は初

めて知りました。そんなことが明治期にあった ということを知れば知るほど、日本の民衆のポ テンシャルはすごいなと思います。

#### (2) 明治憲法下のたたかい

自由民権に関わっては「五日市憲法草案」などが知られていますが、それだけではありません。東京のあきる野市だけではなく、ありとあらゆるところに民衆の力がありました。明治憲法下のたたかいは、大正期、大正デモクラシーの時期にもあって、その押し上げがあったからこそ、普通選挙制が制定される。労働運動や農民運動や社会主義運動が下地になって、大正デモクラシーが生まれます。そういう新しい民衆の運動があったからこそ、それに対する対抗手段として1925年に治安維持法ができました。治安維持法がけしからんのは、特定の思想を弾圧する法律だからです。

それ以前、明治維新期に自由民権運動を抑え ようと作られた言論弾圧立法はありますが、そ れは議会ができる前です。それは特定の思想を 狙い撃ちにはしていません。政府に都合の悪い ものは駄目だというだけで、中身はブランクで す。ところが治安維持法はご承知のように、「国 体の変革と私有財産制の否認」、これを標榜す る政党を作ったら一網打尽にして、首謀者は最 終的には死刑。このように特定思想を弾圧する。 思想そのものを罪にするのは、ほとんど内心の 自由を犯すことです。「そういうことを考えて は駄目だ」ということで、外に表現されて結社 まで行くところを弾圧するわけです。なぜそれ が目の敵にされたかというと、当時の政府は社 会主義、共産主義の運動にすごく脅威に感じた からです。そんなのをのさばらせていたら、自 分たちが支配できなくなってしまうという脅 威、危機感を感じたため明治期に作った今まで の法律では足りない、新しい法律を作らなけれ ばこれを抑えられないということで治安維持 法ができました。男子普通選挙制を導入する 1925 年の選挙法は運動の成果であると同時に、 新しい状況に対応して何としても弾圧しなけ

ればいけないということで治安維持法が同時にできました。その結果 1930 年代になりますとファシズムの時代がやってきて、そのまま戦争に流れ込んでいって侵略戦争の敗北の結果、今の日本国憲法ができることになります。

### (3)憲法 9 条 国家と民衆の「武装解除」の意味

日本国憲法で一番特徴的なのは 9 条ですけれども、9条そのものについては別の項目でお話しします。ここで強調しておきたいのは 9 条の持つ意味についてです。国家が軍隊を持たない、戦力を持たないということを決めたわけですけれども、同時にそれによって私たち民衆、国民は武器を持たない、持たなくていい、武器の扱い方を知らなくていい体制になりました。これは非常に重要なことです。

アメリカやヨーロッパでは、拳銃や小銃を使った殺人事件が普通に起こりますが、日本ではそうそう起きないでしょう。それはやはり銃刀法の規制が厳しいからです。ではなぜそうなるかというと、9条の影響もあるわけです。それによって我々は銃の扱いを知らない。銃は猟銃の使用許可を得ている人しか使えず、軍隊経験がない私たちは銃の扱い方を知らないというのは、いいことだと思います。

私たちはそういう時代を 80 年間過ごしてきました。だから民衆に武器使用が強要されず、この国では軍隊の社会でのステータスが非常に低い。自衛隊はありますけれど、自衛隊はあくまでも憲法違反の存在としていろいろな批判にさらされる。自衛隊が宣伝しようとすれば、それは駄目だといろいろなところから声が出るのは、よその国とは違います。

戦前はそうではありませんでした。まさに徴 兵制でもって、みんなが武器を扱うことを強制 され慣れ、侵略戦争でそれをやった人たちがた くさんいます。そういう時代ですから、関東大 震災の時に虐殺が起きてしまうわけです。みん な人の殺し方を知っていて、「朝鮮人が井戸に 毒を入れた」と、最初にデマを流したのは軍で す。軍が流して、警察がそれを広め、そして民衆が大騒ぎになると、軍がこれはやばいと言って数日のうちに鎮圧、引き締めに出る。しかしそれは後の祭りで、自分たちが先に焚きつけたんです。ではなぜ焚きつけたのかといったら、数年前の1919年に朝鮮で三一独立運動が起こっています。

朝鮮の人々は日本から独立したがっているわけです。韓国が併合され、労働者がどんどん自発的に日本に入ってきていて、工場、会社が労働者として受け入れているわけですから、そういう状況の中でこの人たちが独立運動を始めたら、とんでもないことになると警察も軍もピリピリしているわけです。そういう中 1923年に大震災が起こった。これは大変だということで、あんなことになってしまいました。結局あれは、皇軍に従軍した市民が軍や警察の扇動に乗っかってしまった大虐殺。自分で手を下した一部の軍もいますが、踊らされた民衆の暴発の方がはるかに数的には多いです。そういう状況ができてしまったのは、徴兵制でみんな従軍していたからです。

それとの対比で「あ、そうか」と思ったのは 韓国です。尹錫悦大統領のクーデターは失敗し ました。なぜ失敗したのかというと、「大統領に くっついていったらやばい」と、あの時現場の 兵隊たちは思ったんです。現場指揮官たちがそ う思った。これはまずい。いま民衆を弾圧した ら、光州事件の二の舞になる。そうなったら自 分も子供も孫もみんな「あの時のあいつは」と 責任を問われ続ける。「そんなのは絶対嫌だ」と 兵士たちが思ったから、この大統領の命令には 従うべきではない、従ったら自分はもう大変だ という感覚になった。なぜそういう感覚になれ たかというと、韓国の徴兵制の結果です。一応、 戦前の日本と違って韓国は民主主義です。民主 主義の韓国、また過去に軍事独裁政権を倒した 非常に民衆パワーの強い国だからこそ、今の徴 兵制のもとでは、市民が軍の中にどんどん入っ てくる。そういうことです。戦前は教育勅語で 教育された臣民が日本軍を構成しているわけ

ですが、今の韓国は民主主義的な教育を受けた 市民が徴兵制で兵隊になっていますから、市民 感覚を持った軍になっています。だから尹大統 領が号令をかけても、市民として自分で判断す るわけです。あのク一デターの時に兵士の指は、 引き金にかかっていませんでした。知り合いの 韓国の憲法の先生から聞いた話ですが、映像を 見ればわかるそうです。兵士が引き金に指をか けていない。撃つ気がないということが、韓国 の人たちはみんなわかるわけです。私たちは銃 の構え方やどうやったら弾が出るかというこ とを知らないからわからないけれど、韓国の人 たちはわかる。それは現場の兵士たちのメッセ ージです。僕は今、一応銃を構えるけれど撃つ 気はないということが全部 SNS で流れる。そ したらみんな、発砲されないのなら押しかけて 大統領のクーデターをやめさせようというこ とになるわけです。それとは全く違うことが関 東大震災の時に日本で起こりました。

今そうやって軍のようなもの、軍的なものか ら解放された私たちは、自然災害とかパンデミ ックに対して、それそのものに向き合い、それ を解決するためにはどうするかということに 専念できます。そういう条件が今、日本にあり、 これは素晴らしいことです。これは、自治体関 係者や私が教えてきた医療関係者にとっても、 パンデミックの対応とか自然災害の時に、軍事 的に今どんなことになるかということをいち いち考えなくていいということです。考える必 要はない。いや考えてはいけない。今まさにこ の自然災害をどう止めて治めるか。そのことだ けに自治体関係者も医療関係者も集中できる、 するべきだ。これは良い国であり、良い社会で す。憲法に非常事態条項がないのはそういうこ とです。

憲法に非常事態条項を入れてしまうと、軍事 的な有事と自然災害と内乱、パンデミックが全 部一緒になります。そうすると、自然災害やパ ンデミックに対する対応の中に、変な邪(よこ しま)な発想が潜り込んできます。少なくとも 今の日本の法律の体制では、その必要はありま せん。災害救助法や災害対策基本法や新型インフル特措法など、そういったものに従って粛々と対応すればいい。もし現在の対応が不十分であれば、法律の改正だけでいい。わざわざ憲法をいじる必要はない。こういうことだと思います。

自治体関係者の皆さんもつくづく感じているのではないかと思います。国民保護計画に基づく訓練は、何のためにこんなことをやるのか、J-alert でミサイルに対処なんて、「頭隠して尻隠さず」みたいな訓練をなぜやっているのかということだと思いますが、そうでないところに私たちは注力できるので、憲法 9 条の影響はものすごく大きいと思います。

## (4)憲法 19条 (思想・良心の自由)、20条 (信教の自由)、21条 (集会・結社・言論・出版、一切の表現の自由)の意義

それと憲法は19条で「思想・良心の自由」、 20条で「信教の自由、政教分離」、21条で「集 会・結社・言論・出版、一切の表現の自由」を 保障しました。ひとまとめで精神的な自由を憲 法は保障したわけです。逆に言えば戦前の憲法 と治安維持法の体制は、それを否定していたわ けです。先程言ったように、治安維持法は特定 の思想を断罪する法律ですから、「思想犯」とい う言葉が当然のようにありました。ある思想は それ自体が犯罪ということです。しかし、日本 国憲法の立場は「思想犯」という考え方が成り 立たない。あるいは、そういうものを立てては いけないということです。オウムにしても旧統 一教会にしても、その他の怪しげな思想にして も、考え方を持つことそれ自体が駄目だという ことは、憲法の立場ではありません。

しかし、そういう考え方に基づいて、誰かに 迷惑をかける。人を傷つけ殺す、あるいは多く の財産を騙して奪い取る。これをやってしまっ たら、それは駄目です。思想そのものについて は裁かないけれども、思想に基づいてと称しな がら誰かに迷惑をかけたとき、それは駄目だと するわけです。オウムや旧統一教会が宗教法人 法に基づいて解散させられたのは、そこにある わけです。オウムや旧統一教会を思想そのもの で裁いていません。そのところをはっきりさせ ないといけません。

今、統一教会は韓国でもとんでもないことを やらかして裁判になっていますけれども、日本 国憲法は、思想やそれに基づく行動については、 そういう構えでいます。今、世の中に出回って いるヘイトとか差別的な言論、こういうものに どう対処するか。そういうことを考えてしまう、 つい言ってしまうということについて、それ自 体に対して頭ごなしに警察にすぐに「弾圧しろ」 となるかというと、なかなかそうはならないと 言いますか、それで簡単に済ますわけにはいか ないと思います。最近は差別主義、排外主義に 対してカウンターアクションがあって、それが むしろスピーカーを鳴らして、全然参政党の演 説が聞けないじゃないか、どうしてくれるんだ という話になっていますけれど、あれも憲法の 立場からすると、少しまずいと感じます。例え ば、在日の人たちに対する非常に差別的な大音 響を鳴らしたヘイトスピーチに対して、「そん なことはやめろ、やめてください」とちゃんと 体を張って抵抗するのはそれなりに意義があ ると思いますが、だからといって参政党の集会 を追っかけ回してスピーカーを持ち込んで演 説を妨害するというのは、憲法のことわかって ないと思います。

言論の自由というのは、これはヴォルテールの言葉にもあるように、「あなたのその表現を私は死をもって守ります。あなたの意見には反対だけれども、私は自分の命をかけても、あなたのその表現の自由を守ります」ということです。非常にかっこいいです。そこまでやれるかどうかは勇気がいることですが、やはり精神はそこにあります。また私は、この話を考える際に、私はエマニエル・カントを考えます。彼は定言命法で、自分の行いについて、それが道徳に反していないかどうかしっかりとよくわきまえて行動せよといいます。少し抽象的な言い方ですが、ようするに、これを憲法に少し移し

替えてみると、「お互いみんな権利を持ってい るのだから、人にやられたくないことはやるな」 ということです。「相手の権利も尊重してリス ペクトして、それでもって権利は尊重し合いま しょう」ということだと思います。例えば、私 たちが駿府公園で集会をやっている時に、そこ に右翼に殴り込みをかけられたら嫌ですから、 それはやめてください、その時は警察に要請し て、あの街宣車をもっと遠くにやってください ということになって、お互い力と力でぶつかり 合わないように持っていくわけです。そういう ことが参政党の集会や演説についても本来あ るべきなので、どんなにひどい演説だと思えて も、それに対する対応の仕方は、それなりにエ チケットと言いますか、お互い権利を持ってい る市民同士だからリスペクトは大事です。それ が土台になって初めて、権力にどううまくコン トロールしてもらうか、規制してもらうかとい う話が出てくるのですが、その土台が今完全に 崩れかけているのが最近の状況で、80 年目の 日本国憲法は危ない。そこをなんとかしないと いけません。

地方自治も最近は怖いです。兵庫県知事選、 あるいはその県政を見ると、斎藤知事を批判す る人たちに対するネットの世界での批判の仕 方は、ものすごく激しいものがあって、なぜそ ういうふうになったのかを、一主権者としてお 互いに考えていきたいと思います。

### (5)憲法前文・1 条・15 条 国民主権と「全体の奉仕者」という公務員の地位

さて、憲法話が続きますけれども、憲法前文 15条1項で国民主権が定められ、15条2項で 全体の奉仕者、地方自治体の職員の皆さんにも 関わる「全体の奉仕者」という規定ができたこ とが、非常に重要な意味を持っています。天皇 主権から国民主権に、前文と1条でなりました が、そのことによって象徴天皇の地位は、国民 の総意に基づくということですから、今の地位 は国民が維持しますと言ったらそうしましょ うということです。しかしもうやめます、やめ てもらいますと言ったら、それはそれで国民の 総意ですから、象徴天皇の制度を残す・止める 含め国民の総意だというのが、憲法1条の立場 です。憲法学者としては、1条はそういうふう に読める。だから今ここですぐに1条を改正し て象徴天皇制はやめましょうとそこまで主張 することまでは言いませんけれども、基本的に はそういうことができる憲法だということは、 主権者として皆わきまえておく必要がありま す。

今、象徴天皇の制度はピンチです。なぜかと いうと、右派が男系を絶対守れと主張するもの だから、そうするともう後継ぎがいなくなっち ゃうじゃないですか。筑波大学に通っている秋 篠宮家の彼しかいないわけですから、もうほと んど立ち枯れです。だからそれが嫌だからとい うことで、女性天皇とか女系とか、旧宮家復活 という話まで出てきています。でもこの種の話 は、国民がちゃんと議論して声を上げていかな いと決着がつかない問題です。国会議員の中で 議論が始まっていますが、国会議員だけに任せ るわけにいきません。議員の構成は私たち国民 の声と違いますから、選挙の結果いまの構成に なっているだけで、この問題で議員が選ばれて いるわけではありませんから、議員だけに任せ ると変な方向に行ってしまう可能性がありま す。そうならないようにするためには、私たち 国民がこの問題どう考えるのかちゃんと議論 しなければいけないわけです。

参政党の憲法案は、天皇をもう一度政治の世界に引っ張り込もうというものですが、今の天皇家は「それだけは勘弁してください、私たちは政治なんかに関わりたくありません」と思っているはずですから、そんなことも含めどうするかみんなで議論しなければいけない話です。

何よりも国民主権ではっきりしたのは、戦前、 公務員は天皇の官吏でしたが、全体の奉仕者に なりました。国民全体への奉仕者というのは特 定の人々への奉仕者ではないということです。 戦前は天皇家の官吏ですから、特定の人たちへ の奉仕者でした。それが変わったわけです。だ から地方自治体であれば、県民全体あるいは市 民全体、町民全体の奉仕者になったのです。そ の立場で仕事をする、できる、していい、とい うことです。だから赤木俊夫さんは、本当の意 味で憲法の下での公務員の鑑(かがみ)です。 「私の雇い主は国民です」と言って、本当に悩 みに悩んだ末に、あのような悲惨なことになっ てしまった。連れ合いの雅子さんが一生懸命裁 判を起こして、ようやく赤木ファイルが出てき ました。何万ページにわたるすごいファイルで、 少しずつ少しずつ財務省は出しているのでま だあります。

私たちが今やっている学術会議会員の任命 拒否に関する情報公開裁判も基本的には、裁判 の構成は一緒です。なぜ私たち 6 人が任命拒否 されたのか、資料があるはずです。菅さんと杉 田副長官がダートでも投げて 6 人に当たった から、それで 6 人を任命拒否したというわけで はなく、6 人を選び出すうえでのデータ、文書 があるはずで、それを出しなさいと今、裁判を かけています。

今のところ国側は、あそこを探したけれども ありませんでした、ここを探したけれどもあり ませんでしたという回答ばりしていて、だった らもう菅と杉田のお2人に聞くしかありませ んねというところまで来ています。では証人と してお2人出てきてもらいましょうという話 にまでは至っていませんが、どうもそういうと ころまで行かないと、私たちの情報公開裁判は 埒が明かない。もし2人が何のデータもなしに 6人選びましたということになったらどうなり ますか。あなたたちは憲法と旧学術会議法に違 反したことをやったのですねということが白 日のもとにさらされますから面白いことにな ります。ともかく菅さんと杉田さんには、日本 国憲法の下での公務員として、ちゃんと国民に 対して責任を負える説明をしなさいという裁 判になっています。

菅元首相は、国会では、「私は国民から負託された任命権を行使しました」と言っていますが、全く逆のことをやりました。やってはいけない

ことをやったわけですから、ちゃんと憲法通りのことをやらせようということです。

### (6)憲法 23条 (学問の自由) と 26条 (教育を受ける権利)、精神的自由権全体が手を携えて

さて、学術会議がらみで、憲法の話で23条 と 26 条についてもお話ししておきたいと思い ます。実は憲法 23 条が定めている学問の自由 と 26 条の教育を受ける権利は、明治憲法には ありませんでした。明治憲法では帝国大学令と いうものがありましたが、国の必要のために学 問をするのが大学令でしたから、国民のためと か人類のためという構えではありません。教育 についてはご承知のように教育勅語もあって、 天皇のためにお前たちは励めということです から、天皇中心の教育でした。ところが日本国 憲法はその縛りが外れて、まさに学問や教育と いうのは世のため人のため、全人類のためとい うことになりました。旧学術会議法はそのこと を、世界の平和や人類社会の福祉のためにこれ から学問をすると定めています。戦前には学問 は天皇機関説や滝川事件のように弾圧され、あ るいは学術研究会議というところが政府の任 命制で会員を選んでいましたから、政府に協力 させられました。戦後、学術会議の最初の会長 になる仁科芳雄さんという人は核物理学の研 究で、実は戦時中は原爆の開発に携わっていま した。ところが日本にはウランがないのでそれ が全然進まなくて、結局サイクロトロンも立ち 切れになった。アメリカがそのサイクロトロン を見つけて、こんな危ないものは駄目だと戦後 に東京湾に沈めたわけです。仁科さんは戦前の そういう行いを反省し、やはり平和のため、人 類のための学問、学術会議でなければいけない と、学術会議の初代会長になります。彼はそう いう研究をしていましたから、被爆直後の広島 に入って色々な調査もやりましたが、多分それ が仇になったのではないかと思いますが、体を 壊して60代で亡くなりました。

学術会議が生まれたのは、学問の自由を保障 した憲法のもとです。学問は権力に縛られない、 自立して行われなければならない。だから会員 の選考も自立して行う。この人が学術会議のメ ンバーとしていいですねと学者の中で選ぶ。私 が会員候補になっていたということは、多分、 慈恵医大のなかでもみんなびっくりしたと思 います。だいたい学術会議というのは、いわば 専門の学部、例えば法律だったら法学部、ある いは大学院がある大学の人が会員になります が、慈恵医大の一般教養で法律を教えている私 が任命拒否にあって、そもそも会員候補になっ たということに、みんなびっくりしたと思いま す。

でも私としては、2020年までの12年間、学術会議の会員ではありませんが連携会員でしたから、12年間の連携会員の経験で学術会議の大体の様子もわかったので、訳知りの人間を今度は学術会議の正会員にする、それだけの話だったのに、菅さんたちがあんなふうに余計なちょっかいを出したということです。

そういう学問の世界の自律性を、今回、壊す事態が新学術会議法でできてきたのは、非常に残念なことです。同時に、教育についても非常に最近は危険な動きがあります。日本国憲法の26条は、よく考え抜かれた条文構成になっていて、私から言わせると徹頭徹尾、子どもの教育を受ける権利を重視して、それファーストで作られています。26条は「国民」という言葉と「義務」という言葉がそれぞれ2つずつあります。26条1項は国民の教育を受ける権利を書いています。国民には当然大人も入りますけれど、教育ですから、主には子どもの教育を受ける権利を名条1項は書いています。

そして次に2項では、親としての国民がその教育を子どもに受けさせる義務を書いています。親には子どもに教育を受けされる義務があります。うちの子どもには教育なんかいらないという親は駄目ですよと。ちゃんと義務教育を受けさせなさいよと。あるいはもっと先の教育を受けたいということになれば、それも保障してあげなさいよと。親は教育を受けさせる義務がある。ネグレクトは駄目だということを 26

条はちゃんと書いています。そして親がそういった義務を果たせるようにするにはどうしたらいいかということで、義務教育はこれを無償にすると定めている。親が義務を果たせるように、条件整備を政府や自治体が行う。国や自治体には条件整備の義務があります。すべての教育を受ける権利を保障するためにどうするかということで書かれている。そういう条文です。

今自民党は、こういう憲法 26 条に国のための教育という変なニュアンスを、改憲案で持ち込もうとしています。参政党は、「国民の要件」として「日本を大切にする心」を基準にするというちょっと考えられない話を持ち込もうとしていて、今の憲法の素晴らしさがわかってないように思います。

大学、いわゆる研究機関は学問の自由を保障 されて、自由・自立して学問をする。そしてそ の研究成果を初等中等の教育を担う先生たち は、大学や短大、専門学校でちゃんと高等教育 を受けて教育を担う。今、高卒で即教師になる ということはありませんから。戦前の代用教員 じゃないわけですから、一応専門教育を受けて 教員になりましょう、専門教育というのは、基 本的には大学や教育機関で培った学問の成果 をみんな身につけて、学校の先生になりましょ うということです。教育活動もそれを受けて、 どんな教育が一番子どもにふさわしいかを自 律的に考える。大学の教員だけでなく、初等中 等の先生たちにも教育の自由、自立があるはず です。なければいけないんです。そういう条件 を作り出すのは、社会の中でお互いの表現の自 由、言論の自由を保障し合う環境があってこそ です。学校現場で相手の言い方を一方的にパワ ハラで圧力をかける。これをやってはいけない のは、市民社会の中でそれはまずいよねという ことが、ちゃんとみんなで共通条件になってい ることが必要です。だからやはり市民一般の表 現の自由が充実していることで初めて大学の 教育研究も成り立つし、初等中等の教育活動も 成り立つ。こういうことだと思います。

これらは全部一つのもの、市民社会の中で権 力から自立して、権力とは別に社会の中で自立 してやるっていうことだと思います。これも静 大の話ですけれども、私の大学生活の「往路」 としての静岡大学、その人文学部はご承知のよ うに一番山の上にあります。特に私の研究室は 人文学部の建物の最上階 6 階にありましたか ら最高学府と自称していて、高いというと象牙 の塔ですが、そうではない。憲法運動や平和運 動を皆さんと一緒に静岡でやっていましたか ら、街の人たちと一緒にいる感覚です。市民社 会の中で協力して労働運動なんかもやる、そう いう関係が、私がいた静岡大学にはありました。 私たち教員は持ち回りでみんな労働組合の役 員をやっていましたから、今度は「あんた委員 長、あんた書記長」という、そんなローテーシ ョンで、いわば人間の連帯と言いますか、そこ から生まれてくる友情、そんなものが大学の中 に満ち溢れていて、それがこの市内の、あるい は県内のいろんな運動の皆さんと一緒に交流 する中で同じような感覚でいました。大学の中 の取り組みと大学の外の取り組みは、私にとっ て全然垣根がなかった。そういう時代を若い研 究者として大学人生の前半を生きてこられた というのは、本当にありがたい、嬉しいわけで す。それが最近はなかなか大変なんでしょうね。 なぜそうなっているのかをこれから一緒に検 討する必要があると思います。

### (7) そして地方自治 (第 8 章) 現代的憲法の達成地点

地方自治の保障も、戦前の明治憲法を読んで みるとどこにもありません。日本国憲法は、第 8章に地方自治の章を立てました。日本では、 日本国憲法がはじめて憲法のレベルに地方自 治を盛り込んだのです。92条の地方自治の本 旨とは、よく言われる団体自治と住民自治のこ とです。憲法にはそうした言葉はありませんが 憲法や行政法の教科書などでは地方自治の本 旨はなんぞやと言われれば、団体自治と住民自 治ですと書かれています。でも団体自治だけだ ったら徳川の江戸時代だってあったわけだから、団体自治だけでは今の地方自治にはなりません。近代的な地方自治ではない。住民自治と団体自治両方あって初めて近代的な地方自治は成り立ちます。しかも住民自治と言った場合には、住民がみんな自治に参加することで成り立つわけですから、これは実際には 20 世紀になってようやく成立しました。

日本の19世紀の明治の頃の地方自治は、国政と同じ制限選挙制でしたし、女性参政権が一部で生まれましたけれど、基本的には制限選挙制で不十分でした。どこの国でもそうですけれど、ようやく20世紀になって住民自治が普通選挙制で実現していくようになってくると、色々なニーズ、教育、福祉、医療、そういったニーズが地方自治体の役割になっていく。この集会の基調報告にも出てくるメニューを全部地方自治体が引き受けるようになったのは20世紀です。いわゆる福祉国家段階になり、初めてそういうことが実現するようになりました。19世紀段階の地方自治体、地方行政にはこんなものはなかった。だからそれだけ世の中が進んできているんです。

そういう中で今、私たちはこの住民自治と団体自治、両方を保障した憲法というのを手にしています。これは非常に貴重です。この憲法の原則をどうしても土台に据えて進んでいかなければいけない。それに対して、これは後で皆さんそれぞれが議論されると思いますけれども、新自由主義でもって自治をむしろないがしろにされている。規制緩和だ、民間に開放しろとか、そういうことばかり強調する新自由主義の攻撃がかけられてきています。それと対抗してどう住民の利益、民主主義を守っていくかということが問われてくると思います。

伊東市で、なんかややこしいことになっていますけれど、どうなっているのでしょうか。市長と議会との対立・対抗がある。経歴詐称は良くないけれども、この問題について、気になるのは住民が見えてこないことです。伊東市民の声はどこにあるのでしょうか。もちろんそれは

一つではなく、色々な意見があるでしょうけれ ど、マスコミも悪いと思いますが、議会と市長 の対立ばかりが目立って、これを仲裁する、こ の問題をどう片付けるかということについて の住民目線の民主主義の面からのメッセージ がネットニュースからは何も伝わってこない のが非常に腹立たしいと言いますか、もどかし いです。

同じことは兵庫県政にも感じるところがあります。なんでこんなふうになってしまったのか。県民や市民のストレートな声がなぜ出てこないのかというのは、これから地方自治を担っている皆さんにとっては非常に大事な問題ではないかと思っています。

## 3. 戦後 80 年 改めての憲法 9 条の歴史— どのように生まれ、いかに踏みにじられてきたか

### (1) 国連憲章と憲法 9 条の成立

#### (a) 国連憲章

憲法 9 条の成り立ちと憲法 9 条の今、そして 最後のまとめに話を絞りたいと思います。

まず憲法9条の成り立ちですが、国連憲章と 憲法 9 条がワンセットだということをしっか りとつかむ必要があります。国連憲章というの はごくごく簡単に言いますと、もう戦争はやめ よう、戦争は平和的に解決しましょうというこ とを決めたものです。国連憲章は集団安全保障、 武力制裁とか国連軍の規定をおいてはいます が、これは「伝家の宝刀」、抜いてはいけない刀 です。それを抜いたら最後、もう簡単には引き 下がれません。しかもご承知のように、この刀 は常任理事国同士、五大国同士では抜かない、 抜けない刀です。今、ロシアがウクライナに侵 略していますが、しかし結局ロシアを武力制裁 することはできない。ロシアは安保理決議の拒 否権を持っていますから。この拒否権があるか ぎりロシアを制裁できない。ある意味もどかし い。なぜ国連憲章がなぜこのようにしているの かというと、もしアメリカやイギリスがロシア を制裁できる、あるいは逆にアメリカを他の国

が制裁できるとしたら、ほとんど第三次世界大 戦になります。国連憲章はそういう戦争は起こ さない、起きないようにしようと作られている のです。第三次世界大戦を防ごうということで 拒否権のシステムがあります。拒否権はおかし い、五大国の特権だという面もありますが、や はり第二次戦後の歴史状況の中で五大国同士 が戦い始めたらとんでもないことになるから、 それだけは置いておいて、しかし他の国が何か 侵略をした時には駄目だよねと、国際社会全体 でやめさせましょうというのが国連憲章の仕 組みです。ですから国連憲章の基本は、あくま でも紛争は平和的に解決する、紛争は戦争で片 はつかない、つけないということなのです。

### (b) 日本国憲法

国連憲章の下では、戦争をしないのなら武力 をなくていいでしょうという国が現れてもお かしくはない。日本はそれを選びました。憲法 9条です。なぜ9条で非武装を決めたのか。最 近は自衛隊があるので憲法学者の中にも、必要 最小限度の自衛力は合憲だという人も現れて います。私は憲法学界の多数説はまだ、9条は すべての戦力を持たない、それは自衛隊も含め てだ、非武装だと規定していると解釈していま すが、最近は、必要最小限度の実力、自衛力は 合憲です、それは当然ですと平気で言う人も出 てきています。もちろんそういう人も個別的自 衛権だけが合憲なのであって、集団的自衛権は 駄目だとして私と意気投合できる関係ですか ら、それはいいのですが、もし先ほど私が言っ たように国連憲章が、もう戦争はしない、させ ない、しないようにしようと定めたのだとした ら、日本が憲法9条で、だったらうちの国は非 武装で、もしどこかに攻めてこられても、それ は国連に委ねよう、国際社会に守ってもらおう と決めた。そういうことを決めたのが憲法9条 だと理解したら、非武装は全然不思議ではあり ません。憲法ができる直前に国連憲章ができて いて、憲法9条はその仕組み、考え方を踏まえ たものだったと思います。

### (2) どこから、どうねじ曲げられたか―契機としての朝鮮戦争 9条と主権の侵害

しかし結局それはうまくいかなかった。なぜ、 どこで、どううまくいかなくなったかというと、 それは朝鮮戦争です。1950年に朝鮮戦争が起 こりますから、国連憲章と憲法 9 条の体制は、 数年であっという間に破綻します。朝鮮戦争は とんでもない戦争だった。もうちょっとで第三 次世界大戦になりかけた。金日成がここぞとば かりに武力で朝鮮半島を統一しようとしたわ けです。そしてスターリンに支援してくれと求 めます。スターリンはソ連が出たらアメリカと 戦争になるからまずい。だから武力統一したけ れば中国の毛沢東に助けを求めろと言うわけ です。ソ連のスターリンは裏でいろいろと糸を 引きますが表には出ません。中国は内戦がよう やく終結して人民共和国を作ってへとへとで す。だから周恩来らはもう戦争はやめよう、国 内の建設に注力しようと言ったけれど、毛沢東 は「いや、やるんだ。うちはアジアの社会主義 の盟主だ」と頑張って、毛沢東とスターリンの お墨付きもらって、金日成が1950年の6月25 日に攻め込んだというのが朝鮮戦争です。

三国は、アメリカが出てくることはないだろうという目論見で攻め込んだところが、結局アメリカは出てきたわけです。もしここで韓国を見捨てたら、他のアジアの国々を全部見捨てることにもなりかねない。それはまずいとアメリカは軍隊を出し、朝鮮半島全体の大戦争になったわけです。

この戦争が起こってみると 9 条の体制が揺らぎます。9条というのは、日本は非武装にするということで、マッカーサーもそれを考えていた。なぜ9条で日本は非武装でいいかというと、マッカーサーは沖縄をとっているから、沖縄の基地を全面的に使えばそれで十分だ。沖縄はアメリカが軍政を敷いていますから使いたい放題です。だから、マッカーサーの構想は、日本の本土は9条で非武装。沖縄は今とっているから、そこを使えばアジアに対するにらみは効く。ところが朝鮮戦争が起こってみるとそれ

では足りない。日本にあるアメリカ軍の基地を 全部使わないと朝鮮戦争に勝てない。だからこれからずっとアメリカは日本に居続ける。平和 条約を結んで日本の占領が終われは、米軍など 占領軍は出て行かなければいけないのですが、 朝鮮戦争を戦うためには出ていくわけにはいかない。占領終了後も米軍が出て行かなくてもいい仕組みをどう作るか。これが安保条約です。 だから9条はまず安保で侵害されたんです。

### (3)憲法9条と安保条約(1960年) 米軍と自衛隊の歪な関係

米軍駐留の継続を認める日米安保条約を、サンフランシスコ平和条約を結ぶ時と一緒に作った。これによってまず憲法 9 条は侵害された。当時の世論はこんな感じです。「米軍駐留は仕方ない。しかし日本の再軍備はやめておこう」。護憲派のなかにもそういう声が生まれてきます。「もう朝鮮戦争は起こっているのだから米軍の駐留は仕方がない。さもないと日本も危ない」。徐々にこういう雰囲気になり始めました。

日本の 9 条が壊されていくきっかけは朝鮮戦争だとすると、その突破口はまさに安保による米軍駐留の継続です。安保が 9 条を壊した。自衛隊の話が出てくるのはその後からです。よく 9 条と自衛隊の関係について言われますけれど、その問題は後から出てくるんです。そこを間違えてはいけない。憲法 9 条をめぐる戦後史はそういう脈絡で流れてきたということをしっかりとつかむ必要があります。

朝鮮戦争は3年半ぐらい戦われ、ひどい戦いになった挙句にようやく休戦協定を結んで終わる。とりあえず休戦状態になります。東アジアは、第二次大戦後さらにこの熱い戦いを戦って、とりあえず38度線で冷却して冷戦を迎えます。ところが今のヨーロッパどうでしょう。まさにいま熱い戦いをやっているわけです。ロシアとウクライナが。もちろんヨーロッパは、例えばユーゴ崩壊と内戦といった戦いはありますが、これまでヨーロッパが東西に分かれて実際に熱い戦いをやったというのはない。ずっ

と「冷たい戦争」、冷戦できました。そのうちに 「ベルリンの壁」の崩壊、ソ連東欧の社会主義 圏の解体で、冷戦が終わったにもかかわらず、 NATO がそのまま残ります。 そして今こうして ロシアがウクライナを侵略してみると、もうヨ ーロッパの国々は慌てふためくわけです。やは りロシアは危ない。ロシアの攻撃に備えなけれ ばいけない。だからトランプに「お前たちのと ころは軍事費増やせ5%だ」と言われたら、「は いわかりました、うちもそのつもりでいました」 というのがNATO諸国の対応です。結局NATO という軍事同盟で守るという仕組みが冷戦後 も残ってしまった。残してしまったから今のこ の状態があるわけです。NATO が残っている以 上、ロシアだって NATO がウクライナにまで 広がってくれば、自分の国は危ないと思ってし まう。

プーチンはそういうふうに思って、朝鮮戦争 の時の金日成みたいに、絶対この戦争は勝てる、 一瞬にしてウクライナを屈服させられると踏 んだから攻めたわけです。しかし始めてみると そんなわけにはいかず、ウクライナが頑張って 戦争は泥沼になっている。今、ロシア・ウクラ イナは、かつて80年前に朝鮮戦争を戦った東 アジアと同じようなことを体験している。どう いうふうに、どこを出口にするのかはものすご く難しい問題です。でも私に言わせれば、これ は冷戦志向や軍事同盟に基づく平和、この発想 から抜け出すことをしなければいけません。75 年前に朝鮮戦争で国連憲章と日本の憲法 9 条 の本来の姿が壊されて、軍事同盟による対立を 生み出した東アジアから見ると、今のヨーロッ パの状況は、東アジアでの75年前の朝鮮戦争 の失敗から何も学んでいないということなの ではないかと思います。

### 4. 憲法9条の現在—大軍拡(壊憲)と改憲に抗する

### (1)9条改憲運動のこれまでと現在

今の日本の状況ですが、実は日本も非常に危ない。何が危ないかというと、実際に東アジア

では戦争は起こっていませんが、ウクライナみたいにならないようにするためにということで、大軍拡に走っている。来年の防衛省の予算概算要求は8兆8000億円です。数年前の1.6倍に跳ね上がっている。そしてこれだけでは済まないはずです。日米関税交渉で、トランプ政権からさらに武器の爆買いを数千億円上乗せさせられますから、これが来年度の予算に乗ると9兆は軽く超えることになるわけです。かつては5兆とか6兆と言われた防衛費がそこまで行ってしまうわけです。とんでもない大軍拡が今、着々と進んでいます。

### (2) 先行して進む「壊憲」としての大軍拡

この仕組みが出来上がったのは、実は2年前の防衛財源確保法という法律ですが、この法律は大変な法律です。みなさん財政法と財政学は大事ですよ。日本の大学では財政学教育が弱いですね。実は私は憲法の中の財政を専門にしているので、忸怩たる思いを持っています。

この法律がなぜどういうふうにできたかと いうと、安保三文書に基づいています。そして 防衛財源確保法で「財政法 44 条の資金」とい う制度を使って防衛力強化資金というのが作 られました。これはいわばプール金で、このお 金を少しずつ取り崩していって5年間で43兆 円を大軍拡に当てようということです。ではこ の5年間43兆円の金をどうやってかき集めて いるかというと、本格的な防衛増税はまだこれ からです。法人税とタバコ税の増税は、ようや く今年の予算で決まりました。では一体今まで のお金はどうやってかき集めたかというと、例 えばコロナ対策で確保していたお金が余れば そこに流す。また、外国為替関係で予め集めて いるお金で毎年数兆円の使い残しが出るよう です。これも防衛費に当てるという具合に、い ろいろな資金をかき集めたのです。

財政の原則には、特定の財源を当てにして支 出してはいけないという「ノン・アフェクタシ オンの原則」があります。結局、税金で集めて いちど全部どんぶりにするじゃないですか。消

費税だって福祉目的税と言い、消費税法にそう いう目的だという規定はありますが、実際にど う使われているかというと、防衛費にも使われ ています。国税は全部いちどどんぶりにされる のですから。消費税は福祉だけに使われている わけではありません。法人税も所得税も消費税 も全部ひとまとめにして、そこから各省の予算、 各事業に配分する仕組みです。これを総計予算 主義とか、予算単一の原則というわけです。特 定の紐付き財源を当てにしてはいけない。昔の 道路税は、道路建設のためのお金でしたが、あ れはもうなくなりました。特別税のような仕組 みはごく例外で、それを選ばない限りはノン・ アフェクタシオンだというのに、今の防衛財源 確保法に基づく防衛力強化資金というのは、予 め使い残しのお金を先取りしてしまうような ものです。先取りして他には使わせないという ことですが、これは原則違反だと財政法の専門 家として主張したいです。皆さん、そんな運営 したらおかしいというのは、県政でも同じでは ありませんか。そういうことが平気で今回、こ の法律でやられてしまったのはとんでもない ことです。

建設国債も普通、道路とか港湾建設のためだけに発行しています。財政法では赤字国債は原則禁止です。特例法で毎年毎年、特例国債、赤字国債を発行していますけれど、原則は駄目です。ところが今回、なんと軍艦作るのも建設国債だと言い始めました。

軍艦って道路と全然違うでしょう。みんなの生活の役に立ちません。戦争で沈められたら完全な消費支出になるわけですから。そんなものを建設国債で作っては駄目だと財務省は抵抗すべきなのにしなかった。防衛省に譲って OK した。ひどいやり方で大軍拡が今進んでいる。そこは徹底的に国民の立場で抵抗しなければいけません。なぜこんなことになっているかというと、国民の側にも弱点があって、税金を取られるのは嫌だと言いますが、使い道についてあまり考えていない。考えが及ばないところがあります。「消費税ゼロ」だと言うれいわや参政

党が勢いを増す。みんな消費税払うのは嫌なこ とはわかりますが、本当にそれを廃止しようと 思ったら、共産党のようにとりあえずは 5%に して、ゆくゆくは廃止というトータルビジョン で行わなければ駄目です。ところがみんな、消 費税ゼロだ、こっちの方が威勢がいいと飛びつ くようです。国民民主党の「103万円の壁」に しても、私はそんなのはごくごく一部の話で、 生活費非課税の原則をちゃんと立てて、税は全 体として応能負担とし、所得の少ない人のとこ ろにうまくお金が回っていくような、税財政の トータルな仕組みを作らなければいけないの に、それをやらないで国民民主党やれいわ新撰 組、維新の会の提案が出て受けてしまう。国民 も大学、短大、専門学校で財政学を学び直す必 要があるのではないかと思います。学生は自腹 切っていない人が多いので、その辺の出し入れ のことがリアルタイムでは実感として湧かな いことがあって学びがスルーしてしまうこと があると思いますが、実際に稼いで家計のお金 の出し入れの当事者でもあり、また税金を払っ て行政サービスを受けることをじかに実感す る立場にある社会人こそ、財政学教育は大事だ と、今更ながら感じているところです。

### 5. いま憲法 9 条を生かすには— どう生かす のか、手がかりはどこに?

### (1)一つのヒント―『憲法を百年いかす』の著者・保阪正康さんの言葉から

9条を生かすために何が大事かということをお話しして終わりにします。ノンフィクション作家の保阪正康さんが、7月に私の住んでいる世田谷区で保坂展人区長と対談する「保坂・保阪」のシンポジウムがありました。保坂区長の肝いり実現した対談企画です。そこで正康さんは、いいことをお話しされました。

今の憲法 9 条の体制は要するに軍隊を持たない。なるべく軍事に関わらないようにする非軍事憲法だけれども、まだ平和憲法の域には達していない。平和憲法になるには平和の思想が大事で、それはまだないのであって、これから

作っていくものだと彼は言いました。私はうん そうだと、シンポジウムを聞きながら膝を打ち ました。

### (2) 平和の思想 1 — 被団協の思想「戦争被害を受忍しない」「受忍論」批判の思想

保坂さんは、被団協が今やっているのは平和の思想だねと言うのです。私は全くその通りだと思いました。被団協の人たちはこの間ずっと、自分たちの戦争被害は決して我慢しない。受任しない、これを耐え忍ばないということを訴え続けてきたわけです。国家補償にもとづく被爆者援護法を制定しろということをずっと訴え続けてきて、その訴えが実って、最近ノーベル平和賞を受賞したと思いますが、この被団協の思想は素晴らしくて、これはあらゆる戦争被害者に共通することだと思います。

政府の懇談会は1982年にひどい答申を出し て、被爆者の人たちに対して、他の戦争被害者 がたくさんいる中で、あなたたちだけ特別扱い はできませんよというのです。戦争被害は国民 が受忍するもの、すべきもの。だからあなたた ちだけ特別扱いできませんと答えたのです。そ れに対して、いやそれはおかしいと被団協はず っと言い続けてきました。同じことは静岡空襲 も含め一般空襲被害や、性被害を受けた女性、 あるいは今のガザやウクライナで戦争被害を 受けている人、そして最近は従軍した兵士が PTSDにかかって、家族がひどい目にあった話 がどんどん出てきています。そういうすべての 戦争被害に通ずる話だと思います。それらを全 部掘り起こしていくと、およそ戦争は人間のく らしと相容れないということだと思います。

そういった被害者がみんな一斉に声を上げて補償しろ、賠償しろと言い出したら、政府は怖くて戦争なんかやっていられない。今ロシアの人たちが、もういい加減にしてくれ、私たちの戦争被害をどうしてくれるんだと一斉に声を上げたら、そういう声に押されて停戦になるのかもしれません。そうでもしないことには今の戦争は収まらない。それを収める思想という

のは、実は被団協の人たちが訴え続けてきた要求の中に入っていると思います。これは大切に しなければいけない平和の思想だと思います。

それと、核兵器をなくせという、これも平和の思想の大事なことで、今年の8月は、やはり核兵器の抑止力ってナンセンスだよ、嘘だよねっていうのが、広島県知事からも出ましたし、だんだん国民の共通了解になりつつあります。少なくとも核兵器禁止条約に加盟している国の国民はだいたいそこで一致している。残念なことに、核兵器国とその影響のもとにある日本のような国がそれに応じていません。

### (2) 平和の思想 2 一核兵器廃絶の思想

石破さんもこの前、国連で演説をして、最初 は被爆者のエピソードを言ってかっこいいこ とを言っていたけれど、最後はもう完全にグズ グズで、やはり核抑止は大事だという。そこに 落としていくわけです。これはおかしいと思い ます。日本にとっての核抑止は、要するにアメ リカの核の傘のもとに入るということです。ア メリカに核で守ってもらうことでしょう。それ は結局、核兵器国アメリカに逃げ道を作ってや っている話です。もし日本みたいに核兵器を持 っていない国が、韓国も含めて、うちは核の傘 はいらないよと言い始めたら、アメリカのよう な核保有国は自分の国を守るためだけしか核 兵器の正当化の理由がなくなります。しかし核 の傘の話が出てくると「いや、同盟国もみんな 守ってあげるためのものだから役に立ってい るでしょう」という言い逃れができてしまうん です。だから、核の傘論というのは、実はこれ をやめる、克服するのは日本政府、日本国民が 固有に負っている責任です。日本がそれをちゃ んと言ったら、言えたら、核兵器の廃絶の方向 へと核兵器国を追い詰めることになる。ところ が残念なことに、日本政府、外務省はアメリカ が「核の先制使用」はやめようかなと言いかけ た時に、「いや、やめないでください、お願いだ からやめないでください」と、日本の方が圧力 をかけたんです。オバマさんが「核兵器の先制

使用はしません、アメリカを守るためだけの核にします」って言いかけたら、「いや、それは勘弁してください。日本も守ってください」と外務省が圧力をかけた。こういう関係です。だからアメリカだけが悪い、核保有国だけが悪いわけではないです。この問題は核の傘に入っている同盟国も、同盟国なりの責任を負っていることです。それも含めて克服していく必要があるというのが重要です。

そういうことを考えていくと、私は日本とア メリカが今結んでいる軍事同盟の問題までい くと思います。結局、日本はアメリカの核兵器 を含んだ軍事同盟を結んでいます。日米安保条 約も。これにすがることをいい加減にやめる。 そうしないと、中国や北朝鮮、ロシアとの関係 は今のままで、決しては良くなりません。平和 というのは軍事同盟に頼ったのでは実現でき ない。今ヨーロッパを見ていたら、それがはっ きりしているわけです。一旦あのようなロシア のウクライナ侵略が始まってしまうと、NATO 諸国がみんなこぞって NATO を強化しようと いう方向に走って、完全に悪い方悪い方に行っ てしまう。軍事同盟にはそういう怖さがあるこ とを、今私たちは目の前で思い知らされている。 アジアにも軍事同盟はありますけれども、幸い その軍事同盟は発動されてない。戦争が起こっ ていません。戦争が起こっていないこのチャン スの時に、もうこの軍事同盟はやめたらどうで すか、軍拡やめたらどうですかという声を大き くしていって、そのお金をちゃんと自治体の皆 さんが住民・国民のために医療や福祉や教育に お金をつぎ込む、そういうことができるような 国にしていきませんかという声を上げていく 時期だと思います。

以上で結びとさせていただきます。 どうもご清聴ありがとうございました。

### 資料

#### 新日本学術会議法と私たちの課題

小沢隆一 (東京慈恵会医科大学名誉教授)

### はじめに

2025年6月11日、多くの学協会や市民、そして何よりも当の日本学術会議(以下、学術会議)の反対を押し切って、現在の学術会議を廃止して、新たに「特殊法人」としての学術会議(以下、新学術会議)を設立する日本学術会議法(以下、新法)が成立した。

この法律案について、学術会議の元会長でこの問題に浩瀚な学識をもつ広渡清吾氏は、次のように喝破した。

「日本の科学者の代表機関として独立に科学的助言を行う学術会議の存在は、民主主義社会における意思形成プロセスにおいて、学問の自由の具体的展開を担うものである。学問の自由によって紡ぎ出される科学的知識は、科学者の社会的責任を組織化した学術会議の俯瞰的・総合的視点による科学的助言によって、市民社会の意思形成につながる。『日本学術会議法』案は、こうした理解を欠いた官僚的作文である」(広渡「『日本学術会議法』案(2025年3月7日閣議決定)と学問の自由」日本の科学者60巻9号・2025年9月10頁)。

最後の「官僚的作文」の言葉は、言い得て妙である。学術会議の「改組」のたくらみは 2023 年頃から具体化するが、その頃から内閣府を代表してずっと学術会議に相対してきたのは、笹川武現内閣府大臣官房長である。その彼が、内閣府政策統括官、総合政策推進室長、賞勲局長と役職を転々としながらも一貫してこの問題を担当し、新法案の国会での審議でも要領を得ない大臣答弁(「思想差別容認」発言という失態までする始末であった)の傍らで「獅子奮迅」とも映る答弁を続けて、最終的に無修正での法案の成立を導いた(数多くの附帯決議が衆参両院で付けられたが)。そして、法律成立後の 6 月 26 日に開催された新学術会議を準備するための「日本学術会議設立委員会合」の初会合で、9 名の委員の一人となり基調報告をしたのを最後に、7 月 1 日付で官房長に転じて「設立委員会合」のメンバーから外れた(後任として畠山貴晃学術会議事務局長が就任)。

### 学術会議法の換骨奪胎と政府による人事介入の懸念

こうした経緯からは、表面的にはまるで一人の官僚に「手柄」を立てさせて、これまでの 日本学術会議法(以下、旧法)が新法にすげ替えられたようなものだが、私たちが失ったも のの大きさは計り知れない。

新法は旧法と名称は同じでも中身はまったく違うものである。それは、旧法が前文で「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」をその使命とすると謳い、その職務を独立して行う国の機関と明記したものをすべて消し去った。政府、与党等は、新法により新学術会議の独立性が高まると主張するが、同法は、新学術会議に対

し、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会、選定助言委員会及び運営助言 委員会という外部の者からなる機関を設け、幾重にもその人事及び運営を制約する仕組み を新設した。これにより、学術会議の独立性・自律性は深刻に脅かされるおそれがある。

また、2026 年 10 月とされる新学術会議発足時の会員の選任は、ナショナル・アカデミーの世界標準であり、現行の学術会議が採っている会員選考方式であるコ・オプテーション(現会員が次の会員候補者を推薦する方式)を採らず、会員候補者選定委員会が選定した候補者から総会の決議により選任する。この新選考方式は発足3年後、2029 年の2回目の会員選任でも繰り返される。これでは会員選考に関する政府からの独立性が十分に確保されず、かつ、これまでの学術会議との連続性が遮断されかねない。新会長の人事も、内閣総理大臣の判断に大きく左右されかねない仕組みになっている。財源の国庫負担の原則が明示されず、安定した財政基盤が確保されないおそれもある。

### それでもあきらめるわけにはいかない、そしてその根拠はある

広渡氏の言によれば「官僚的作文」にほかならないこうした学術会議の改変は、残念ながら新法によって制度化されてしまったが、「日本学術会議「特殊法人化」法案に反対する学者・市民の会」が提起したオンライン署名には、最終的に7万を超える賛同が寄せられ、また数多くの学協会や団体が、新法案への反対姿勢を堅持する学術会議を支持する声明を発するなど、この種の取り組みとしては、空前の広がりをみせた。それは、「学術界と市民の共同」と呼ぶにふさわしい、今後に残る貴重な成果である。

先に言及した 6 月 26 日発足の「「日本学術会議設立委員会合」は、新学術会議の発足時の会員選考に関わる首相指定の有識者(宮園浩平東京大学特別栄誉教授 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)議員と佐々木毅東京大学名誉教授 日本学士院長の2人)と発足準備の事務を担うためのものであるが、9 名の設立委員のうち 3 名は、現在の学術会議の正副会長である。そして、同日、現学術会議会長の光石衛氏に、石破茂総理大臣から新学術会議の「会員予定者」の指名などの権限が委任された。これは、同会長が、設立委員の準備会合でも、学術会議の「理念・使命の継続性の尊重、会員の選任、運営活動における独立性・自主性・自律性の尊重」を旨とするよう発言したこともあって、この間の現学術会議の主張に対して、政府サイドから相応の「配慮」を示したものといえよう。そしてこのことは、法案反対運動を取り組んだ「学術界と市民の共同」が、光石学術会議会長の背中を後押しした結果でもあるだろう。

今回の新法を推進した政府・与党、一部の野党、そして背後に潜み現学術会議の改変をたくらみ、待ち望んできた一部の企業や団体には、現在の「科学者コミュニティ」を完全に脇に置いて、新学術会議の会員を「総入れ替え」することなどできない。この間 CSTI に陣取り辣腕をふるってきた上山隆大氏のようないわゆる「御用学者」を 250 名新学術会議の会員として揃えることなど、およそ不可能である。ただし、そうした「たくらみ」を挫くためには、学術会議とその会員が今後とも自らの立脚点について、しっかりとした認識と自覚を

もって、その職務にあたることが大切である。学術会議が「立脚点」とすべきものとは、私の観点からすれば、日本国憲法が想定している学術の位置づけにほかならない。あらためて日本国憲法 23 条の「学問の自由」を、他の諸規定とその原則との関連、総合のなかでとらえる必要がある。

### 憲法 9 条 国家と民衆の「武装解除」の意味

憲法9条は、侵略戦争の反省の上に立って戦争の放棄と戦力の不保持を定めた。それは、 民衆も武器を持つことを強制されなくなり、軍事機構が国家・社会で幅を利かすことがなく なったということでもある。この意味は絶大である。1923年の関東大震災において、「皇軍」 として侵略を繰り返し、他民族を殺すことに慣れてしまっていた「市井」の民衆は、「朝鮮 人が暴動を起こした」との扇動に乗り「大虐殺」を引き起こしてしまった。

9条の下で「軍隊なるもの」から基本的に解放された私たちは、自然災害や感染症のパンデミックに際して軍事的発想に染まらずにそれらへの対策に専念できるという「条件」を得ている。憲法が軍事的有事を想定した「緊急事態」規定を置いていないことが、それを支えている。憲法に緊急事態条項がないことは、学問が軍事に動員される心配をすることなしに、人類の福祉のために貢献することに専心できるという「ご利益」(りやく)を生んでいる。 9条改憲と緊急事態条項の導入を決して許してはならない。

### 憲法 19 条(思想・良心の自由)、20 条(信教の自由)、21 条(集会・結社・言論・出版、一切の表現の自由)の意義

これらによる明治憲法と治安維持法の体制との違いは歴然としている。治安維持法は、特定の思想を「犯罪視」する法律であり、これによって天皇制警察と司法(検察・裁判所)は、暴虐の限りを尽くした。一方、日本国憲法は、19条、20条、21条によって「思想は裁かない(裁けない)」という原則を確立させた。思想や良心、宗教が、人々の内心に留まり、「他人に迷惑」をかけない限り制限される理由はない、すなわち「絶対的に保障」されねばならないという原則である。かくして日本国憲法の下では、「思想犯」という言葉は死語になった。

いまだに破壊活動防止法(破防法)や団体規制法があり、これらが人権侵害の恐れがないのか、憲法に違反しないのかそれ自体問われなければならないが、それでも、ともかくもオウム真理教や旧統一協会が、宗教法人法の規定に基づいて「宗教法人」としての資格を奪われたのは、その教義や思想自体のゆえではなく、人の生命、身体、財産に対して重大な侵害をおこなったからである。ここでも、「思想は裁かない(裁けない)」という原則はしっかり貫かれている。

いまはまた、差別的で排外主義的な言論などによって「荒れた」政治言論空間を立て直すためにも、精神的自由権全体のバージョンアップが切実に求められている。

### 憲法前文・1 条・15 条 国民主権と「全体の奉仕者」という公務員の地位

日本国憲法は、天皇主権の明治憲法を国民主権へと「180 度」転換させた。憲法誕生当時の GHQ、とりわけマッカーサーと日本政府の思惑の合致の結果、明治憲法の「改正」という手続きにより、天皇を「統治権の総覧」者でも「元首」でもなくしたものの、「象徴」という地位にすえて、その制度を存続させた。しかし、その地位は、あくまでも「主権の存する国民の総意に基く(ママ)」(憲法1条)として、天皇の制度の存廃も含めて、「国民の総意」で決めることにした。このことは決して揺るがせにしてはならない。

主権の所在が、天皇から国民に移ったことに伴い、公務員の地位も変わった。憲法 15 条 2 項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めて、明治憲法の下での公務員(官吏)が、「天皇の官吏」としていたことを根本的に転換した。この「理」(ことわり)は、森友学園への国有地売却をめぐり心ならずも公文書偽造を命じられ、それを苦にして自死した近畿財務局の職員、赤木俊夫さんが生前語っていたという「私の雇い主は国民です」という言葉が痛切に表わしている。

私は、現在 2020 年に学術会議会員への就任を菅義偉総理によって拒否された 6 名の一人として、この件での情報公開訴訟に取り組んでいるが、菅元総理らに憲法に基づく「公務員として責任」を何としても果たさせて情報を公開させたい思いでいる。それが、赤木さん夫婦の無念をはらし、同様のことを二度と起こさせないことの保証にも連なると思う。

### 憲法 23条(学問の自由)と26条(教育を受ける権利)、そして精神的自由権全体が手を携えて

日本国憲法の明治憲法と比較した際のもう一つの特徴は、学問の自由(23条)と教育を受ける権利(26条)を明記したことである。いずれも明治憲法にはなかった。明治憲法の下では教育は、憲法発布の翌年の1890年に天皇の名で発せられた「教育勅語」によって、「天皇のため」、「お国のため」に行うものとされた。学問・研究は、「帝国大学令」(1886年)によって「国家ノ須用」に応ずることを目的とされた。

日本国憲法は、この点でも「コペルニクス的転換」を果たした。戦前の学問、科学が、国家に付き従い、侵略戦争に加担した(させられた)とともに、「国体」に反するとされる学問は厳しく弾圧された(滝川事件、天皇機関説事件など)ことの反省に立って、憲法による「学問の自由」の保障のもとで1949年に発足した日本学術会議(以下、学術会議)は、先に紹介したような前文を冠した1948年制定の学術会議法(旧法)によって設立された。学問は、一つの国家、特定の企業のためのものではなく、「世界の平和」、「人類社会の福祉」のためのものであり、そのために学問の自由、学術会議の独立・自律が重要であるとしたのである。

私が 2020 年に「遭遇」した学術会議会員任命拒否問題は、学術会議が、最近、政府が強めるようになった学問・研究の軍事利用の推進に対して、学術の立場から「忠告」をしたことに端を発している。しかし、私を含めて学術に携わる者は、今の国家の狭い利害にのみ奉仕するのではなく、世界の平和、人類の福祉に貢献するために仕事をしているのである。自然

科学者は、人間以外の生命体、さらには物質や宇宙の「(声なき) 声を聞く」ことでその職責を全うする。学術と学術会議を自分勝手に利用しようという政府や産業界の考え方は、将来世代を含む人類にとって有害なものである。

憲法 26 条は1項で、「すべて国民」の「教育を受ける権利」を規定し、そして2項で同じく「すべて国民」の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を規定している。1項の「国民」は、教育を受ける側、主として「子ども」の立場からとらえた「国民」であり、2項の「国民」は「親」としての「国民」である。子どもの教育を受ける権利に対応して親の義務を定め、親がその義務を果たせるように、「義務教育を無償とする」と2項は結んでいるのである。26 条は、徹頭徹尾、教育を受ける「子ども」の権利ファーストの条文である。

現在、自民党などが画策している 26 条改憲案は、「教育」を「国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うもの」として、戦前と同様に教育に「国の立場」、「国の必要」を持ち込もうとしている。日本維新の会の「教育無償化」が、実際には、教育の「私的性格」を強化して、「公教育」の解体、衰退を促進する性格を強く持っていることと併せて、警戒が必要である。参政党が提起する国民に「日本人の心」を強要する憲法案などは論外の主張である。

大学や研究機関を中心とした学問活動の自由と、初等中等教育機関での教育活動における自由、市民一般の表現を自由などとの違いを強調する議論も有力にあるが、私は、両者は確かに全く同じとは言えないが、それでもいずれもが「市民社会」ないしは「市民的公共圏」のなかでの営みとして共通し、共同して展開される性格のものであることを強調しておきたい。それこそが、学術会議問題をめぐる「学術界と市民の共同」の基盤である。

### むすびにかえて

新学術会議は、市民と学術界との協力によって、新法が設定した制約の多い枠組みのもとでも、日本国憲法の理念に依拠しこれを体現する組織と運営を維持し、発展させていかねばならない。それは、人類の福祉と平和な未来を創造することが学術の使命である以上、決してゆるがせにできないことである。そしてそれは、新学術会議が、「科学者コミュニティ」の代表であろうとするかぎり成し遂げることができよう。私もまた、学術の担い手のはしくれとして、今後ともそのことに微力ながら力を尽くしていきたいと思う。

#### 参考文献

- ・小沢隆一「学術会議会員任命拒否問題の憲法学的検討」前衛 1053 号(2025 年 5 月)
- ・同「日本学術会議の法人化は何をねらうのか」月刊憲法運動541号(2025年6月)

### 第 29 回静岡地方自治研究集会 基調報告

目次

	情勢の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	1 地域に関連する国政の動向	
	(1) 暮らしの悪化	
	<国民の暮らし>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	<県民の暮らし> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	<エンゲル係数> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	<実質賃金> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	<最低賃金> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	<企業の賃上げ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	<企業の労働分配率、租税特別措置> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	<中小企業の倒産> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	<自治体の中小企業支援策> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	<国の中小企業支援策> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	<年金> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	<高齢期の就労>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 社会保障の改悪	
	① 社会保険	
	<従来の保険証の新規発行停止> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	<マイナンバーカードの普及率> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	<高額療養費制度の見直し凍結> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	<国民健康保険> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	<後期高齢者医療制度・保険料の引き上げ> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	<介護保険料の引き上げ、介護報酬の引き下げ> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	<介護をめぐる県内の状況> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	<介護認定の遅れ> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	<高齢社会対策大綱>	1 2
		1 3
	② 児童福祉	
	<76年ぶりに見直された保育士の配置基準> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	<不適切保育> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	<保育士の処遇改善>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	<こども誰でも通園制度> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	<学童保育> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	<児童虐待> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

《障害者の雇用、賃金、工賃>・ 16 《障害年金の判定>・ 16 《障害者福祉サービス基本報酬改定1年> 17 《障害者虐待>・ 17 ④ 生活保護 《高い高齢者世帯の割合> 17 《自治体の違法行為等> 18 《裁判> 20 市民の議論で試算> 20 ⑤ 医療 《地域医療構想による病院統廃合、病床削減> 20 《病院経営の悪化> 22 (3) 戦争ができる国づくり 《安保戦略と自治体動員> 23 《軍事費の増加> 24 《在日米軍経費> 24 《子どもを対象にした自衛隊の広報活動> 25 日本国憲法に基づく平和自治権の行使> 25 2 自治体を取り巻く状況 (1) 地方自治法改正による地方自治の後退 25 (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合 《静岡県公共施設等総合管理計画> 26
〈障害者福祉サービス基本報酬改定1年> 17 〈障害者虐待> 17 ④ 生活保護 <高い高齢者世帯の割合> 17 <自治体の違法行為等> 18 〈裁判> 20 〈市民の議論で試算> 20 ⑤ 医療 <地域医療構想による病院統廃合、病床削減> 20 病院経営の悪化> 22 (3) 戦争ができる国づくり 〈安保戦略と自治体動員> 23 〈軍事費の増加> 24 〈在日米軍経費> 24 〈子どもを対象にした自衛隊の広報活動> 25 〈日本国憲法に基づく平和自治権の行使> 25 2 自治体を取り巻く状況 (1) 地方自治法改正による地方自治の後退 25 (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
〈障害者虐待>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul> <li>④生活保護</li> <li>&lt;高い高齢者世帯の割合&gt; 17</li> <li>&lt;自治体の違法行為等&gt; 20</li> <li>〈市民の議論で試算&gt; 20</li> <li>⑤医療</li> <li>〈地域医療構想による病院統廃合、病床削減&gt; 20</li> <li>〈病院経営の悪化&gt; 22</li> <li>(3)戦争ができる国づくり</li> <li>〈安保戦略と自治体動員&gt; 23</li> <li>〈軍事費の増加&gt; 24</li> <li>〈在日米軍経費&gt; 24</li> <li>〈子どもを対象にした自衛隊の広報活動&gt; 25</li> <li>〈日本国憲法に基づ〈平和自治権の行使〉 25</li> <li>2自治体を取り巻く状況</li> <li>(1)地方自治法改正による地方自治の後退 25</li> <li>(2)経済効率最優先の公共施設統廃合</li> </ul>
<高い高齢者世帯の割合>       17         く自治体の違法行為等>       18         <裁判>       20         <市民の議論で試算>       20         ⑤ 医療       <地域医療構想による病院統廃合、病床削減>       20         <病院経営の悪化>       22         (3) 戦争ができる国づくり       23         <安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合       25
<自治体の違法行為等>       18         <裁判>       20         <市民の議論で試算>       20         ⑤ 医療       <地域医療構想による病院統廃合、病床削減>       20         <病院経営の悪化>       22         (3) 戦争ができる国づくり       23         <安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合       25
<裁判>       20         <市民の議論で試算>       20         ⑤ 医療       <地域医療構想による病院統廃合、病床削減>       20         <病院経営の悪化>       22         (3) 戦争ができる国づくり       <安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合       25
<ul> <li>(市民の議論で試算&gt; 20</li> <li>⑤ 医療</li> <li>(地域医療構想による病院統廃合、病床削減&gt; 20</li> <li>(病院経営の悪化&gt; 22</li> <li>(3) 戦争ができる国づくり</li> <li>(安保戦略と自治体動員&gt; 23</li> <li>(軍事費の増加&gt; 24</li> <li>(在日米軍経費&gt; 24</li> <li>(子どもを対象にした自衛隊の広報活動&gt; 25</li> <li>(日本国憲法に基づく平和自治権の行使&gt; 25</li> <li>2 自治体を取り巻く状況</li> <li>(1) 地方自治法改正による地方自治の後退 25</li> <li>(2) 経済効率最優先の公共施設統廃合</li> </ul>
<ul> <li>⑤ 医療         &lt;地域医療構想による病院統廃合、病床削減&gt; 20</li> <li>(病院経営の悪化&gt; 22</li> <li>(3) 戦争ができる国づくり         &lt;安保戦略と自治体動員&gt; 23</li> <li>(軍事費の増加&gt; 24</li> <li>(在日米軍経費&gt; 24</li> <li>(子どもを対象にした自衛隊の広報活動&gt; 25</li> <li>(日本国憲法に基づく平和自治権の行使&gt; 25</li> </ul> <li>2 自治体を取り巻く状況         <ul> <li>(1) 地方自治法改正による地方自治の後退</li> <li>(2) 経済効率最優先の公共施設統廃合</li> </ul> </li>
<地域医療構想による病院統廃合、病床削減>       20         <病院経営の悪化>       22         (3) 戦争ができる国づくり       23         <安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
<病院経営の悪化>       22         (3) 戦争ができる国づくり       23         <安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
(3) 戦争ができる国づくり
<安保戦略と自治体動員>       23         <軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
<軍事費の増加>       24         <在日米軍経費>       24         <子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       25         <日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       25         2 自治体を取り巻く状況       25         (1) 地方自治法改正による地方自治の後退       25         (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
〈在日米軍経費〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<子どもを対象にした自衛隊の広報活動>       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<日本国憲法に基づく平和自治権の行使>       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>2 自治体を取り巻く状況</li><li>(1) 地方自治法改正による地方自治の後退 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
(1) 地方自治法改正による地方自治の後退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 地方自治法改正による地方自治の後退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 経済効率最優先の公共施設統廃合
一种间示公共他队分配口自注时四个
<公立学校の減少>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
<学校統廃合の歴史>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 7
< 計岡市の学校統廃合>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
< 公立保育所の減少>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
(3) デジタル化推進による行政の産業化
<デジタル田園都市国家構想総合戦略>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
< デジタル技術を有する人材の確保>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
<生成 AI の活用>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 人件費削減、職員非正規化等による機能の低下 ・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
(4) 八件負的機、報負外正規信等による機能の属することできます。         <人材確保>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<民間委託による業務の停滞>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
(5) ハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 2

3	県内の状況
	(1) リニア中央新幹線問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
	(2) 浜岡原発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
	(3) 災害
	① 南海トラフ巨大地震
	<被害想定>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6
	<防災計画>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
	<自治体への職員派遣>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<県の支援>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
	<住宅の耐震化等>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
	<水道の耐震化>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
	<下水道の耐震化>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
	<井戸水の利用>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
	<「防災庁」の設置>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
	② 熱海土石流災害
	<裁判>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
	<復旧工事>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 0
	<不適切盛り土>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
	<災害関連死を認定する条例>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 0
	(4) PFAS(勇気フッ素化合物)
	<静岡市>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
	<浜松市>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1
	<静岡県>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 1
	<国>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
	<疾患との関連>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	<海外>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 $2$
	<その他>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 $3$
	(5) 地方創生
	<消滅可能性都市> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
	<歯止めがかからない地方の人口減少> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
	<ふるさと住民制度> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	<二地域居住> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
	<総務大臣の「県庁はいらない」発言> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	(6) ジェンダーギャップ
	<人口動態> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	<ジョイセフ「世界ジェンダー格差指数」> ・・・・・・・・・・・・・・・・45
	<地域からジェンダー平等研究会> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
	<その他の調査> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

	<男女別労	働時	間の国	国際比	△較>		•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	<静岡県「	男女	共同参	多画に	関す	つる	県	民意	意識	調	查>		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	<賃金格差	縮小	に向り	ナた国	の取	しり	組	み>		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
<出典	<ul><li>参考文献</li></ul>	>											•					•							•		•				4	9

### 情勢の特徴

7月の参院選挙後、自民・公明が衆参ともに少数与党となった新たな政治情勢のもと開かれた臨時国会では、物価高対策として野党7党はガソリン税の暫定税率廃止法案を共同提出しました。先の通常国会では、自民党の抵抗により参院で廃案となっていましたが、参院も与党少数となり、廃止法案が成立する条件が生まれています。

一方、自民党の補完勢力や排外主義・極右的な主張をする政党が伸長した参院選後、排外主張、デマや差別、格差と分断を拡大させる動きが続いています。政府の中にも、文科省が留学生への支援を打ち切る、入管(出入国在留管理庁)が難民申請中の子どもまで収容するなど、危険な動きが起きています。

また、少数与党に対して、各党から個別に政策協議を行う動きが出ています。党利党略を最優先し、企業・団体献金の存続、選択的夫婦別姓制度反対、改憲に向かう勢力が少数与党と連携・協力するなど、前進しつつあった政治情勢に逆流が持ち込まれる危険性も懸念されます。

参院選で野党がそろって公約に掲げた消費減税をどう実現させていくかが喫緊の課題となっています。 参院選後の世論調査で 75%の人が消費税の減税・廃止を求め、自民党を含む参院選の全当選者の 6 割が減税の立場です。参院選で躍進した政党を支持した世論は、消費税減税をはじめとした物価高対策の推進、生活苦の改善です。野党は少数与党と取引をする恣意的な主導権争いではなく、民意に応えるために自民党政治を変える方向で結束すべきです。

8月9日、長崎県内の被爆者4団体と「被爆体験者」3団体は石破首相と面談し、核兵器禁止条約に署名・批准するとともに、多くの国々に条約の参加を呼び掛けるリーダーシップを発揮するよう要望しました。また、国が指定する地域外で被爆したため被爆者と認められていない「被爆体験者」には「残された時間がない」として、広島と同様に長崎の「被爆体験者」を被爆者として認定するよう求めました。

これに対して石破首相は、「核保有国を交えて議論しないと核はなくならない」「同時に抑止力の確保を考えなければいけない」と発言。「被爆体験者」の発言機会は認めず、被爆者への補償についても具体的言及もなく不誠実な対応でした。

2025 年度の国の防衛関連予算は、2022 年度 GDP 比で 1.8%になり 8 兆円を超えました。防衛予算に充てる建設国債の発行額は拡大を続け、2025 年度当初予算では前年度比 40% 増の 7148 億円を計上しています。

このことが、社会保障の改悪や地方自治の後退など、私たちの暮らしの全てに大きな影響を及ぼしています。戦争ができる国づくりを許さず、「平和を守れ」「改憲阻止」の世論形成を図るため、憲法に学び、地方自治を私たちの手に取り戻す運動を広げていくことが重要です。

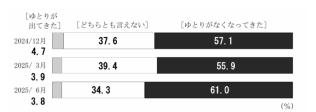
#### 1 地域に関連する国政の動向

### (1) 暮らしの悪化

#### 〈国民の暮らし〉

厚生労働省が公表した 2024 年国民生活基礎調査の結果、生活状況が「苦しい」と回答した割合は、 全世帯の 58.9%に上りました。18 歳未満の子どもがいる世帯では 64.3%で、いずれも前年から 0.7 ポイント減りましたが、依然として高い水準にあります。厚生労働省は、長引く物価高騰に賃金上昇 が追い付いていないことなどが影響したとみています。

日銀が今年7月に発表した「生活意識アンケート(6月調査)」では、1年前よりも暮らし向きが「ゆとりがなくなってきた」と回答したのは61.0%と、前回の3月調査より4.1ポイント上昇しました。歴史的な円安などで物価高が進んだことが要因として挙げられています。



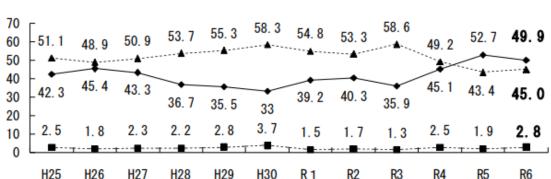
※日銀「生活意識アンケート(6月調査)」

総務省が発表した6月の全国消費者物価指数は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が111.4 と、前年同月比で3.3%、前月比で0.3%上昇しました。

物価高は生活保護受給世帯にも大きな打撃を与えています。受給者の生活費を賄う「生活扶助」からの支出品目に限った物価の上昇率は 4 年で 12%に達し、全国の消費者物価指数の周期平均 8.5%を大きく上回っています。低所得者になるほど物価高騰の影響を強く受けています。

#### 〈県民の暮らし〉

県民の暮しについては、県の「令和6年度県政世論調査」で、49.9%が「苦しくなっている」と回答しました。前年度よりも2.8ポイント下がりましたが、依然として高い水準にあります。



---■--- 楽になっている ----▲--- 同じようなもの ---◆-- 苦しくなっている

「苦しくなっている」理由として一番多かったのが「毎日の生活費が増えた(食費、光熱水費など)」

で、「給料や収入が増えない、又は減った」「税金や保険料の支払いが減らない、又は増えた」が続きます。

苦しくなっている理由(回答は3つまで (%) H25 H26 H28 H29 R2 R3 R4 R5 R6 毎日の生活費が増 24.8 37.8 36.3 27.528.023.1 27.257.2 74.573. 5 ↓ 26.129.5 えた 給料や収益が増え 59.5 57.3 56.1 52.6 49.7 58.9 56.3 47.2 46. 2 ↓ 57. 1 51.3 53.4 ない、又は減った 税金や保険料の支 払いが減らない、 38.1 42.4 41.4 36.5 36.9 35.6 39.9 35.8 30.9 34.8 34.4 37.1 又は増えた

「毎日の生活費が増え た」と回答した人の割合

は、ここ数年で急激に増えています。

静岡経済研究所が 2024 年 11 月に実施したアンケート (静岡銀行の店舗の顧客対象) では、「現

在、1年前と比べて家計の支出を引き締めている」との回答の割合が34.9%に上り、物価高で生活を切り詰めている実態が浮かび上がっています。

### 〈エンゲル係数〉

家計の消費支出に占める食費の割合を示す「エンゲル係数」は、欧米の先進国を中心に近年上がる傾向にありますが、日本の上昇は急激です。2人以上の世帯におけるエンゲル係数 (2024 年平均) は 28.3%と、2000 年以降で最大となりました。(日本 28.3%、イタリア 25.7%、フランス 24.5%、イギリス 21.8%、ドイツ 18.9%、アメリカ 16.3%)。エンゲル係数は、数値が高いほど生活が苦しいと考えられています。物価高の影響で食料や高熱・水道を中心に生活を切り詰めたものの、実際の支出は増加しています。

要因として、「高齢化の加速:少ない年金や貯金の取り崩しなどによって生計を立てている」「円安の進行:穀物や食品原材料の多くを輸入に依存」「所得水準の実質的低下:高齢者の就労や低所得層の女性が増加」「低水準が続く食料自給率」「世界的な気候変動による不作」などが挙げられています。

過去 40 年にわたるエンゲル係数を5年ごとに平均化 した数値は、直近の2020~2024年に静岡市など37都市 (全国47都市中)で最高値を更新しました。静岡市は 27.5%で全国で16番目に高い割合となっています。



※東京新聞 2025.9.2

### 〈実質賃金〉

毎月勤労統計調査(2024年)で、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は、前年比 0.2%減で、3年連続のマイナスとなりました。名目賃金にあたる現金給与総額は33年ぶりの高い増加率だったにもかかわらず、物価高に追いつかない状況です。

7月の物価変動を考慮した実質賃金は(厚生労働省:毎月勤労統計調査・速報、従業員5人以上)、 前年同月から0.5%増え、7か月ぶりにプラスに転じました。ボーナスによる押し上げの効果が大き いとみられています。

#### 〈最低賃金〉

最低賃金の全国都道府県の 2025 年度改定額は、現在の全国平均 1055 円から 66 円増えて過去最高の 1121 円になりました。初めて全ての都道府県で時給 1000 円を超えました。39 の道府県で国が示した目安に上乗せをしましたが、静岡県は上乗せをせず、目安通りの 63 円アップで 1097 円になりました。隣接県も国の目安通りの改定で神奈川県 1225 円、愛知県 1140 円となり、その差は開いたままで、県外への雇用流出が止まらない状況です。

改定時期は10月1日から3月31日まで様々で、静岡県は11月1日です。

昨年度、徳島県の地方最低賃金審議会は、中央最賃審議会が示した50円増の目安を大幅に上回る

84 円を答申して全国的に注目されました。その要因に、県知事の積極的な関与(中小・小規模事業者への支援の約束等)があり、今年は茨城県、群馬県、佐賀県で知事や副知事が審議会で意見陳述を行い、その他の県でも審議会への要望書提出や審議会との懇談を行うなど、県の積極的関与の動きが広がっています。また、徳島県の大幅増の要因については、現役労働者や将来労働者となる大学生の意見陳述や、審議会の議事録公開などの労働運動の成果も指摘されています。

#### 〈企業の賃上げ〉

県が公表した賃上げ率の平均は5.26%と、前年同期比を0.62ポイント上回りました。企業規模別でみると、従業員300人以上は5.32%でしたが、 $100\sim299$ 人は4.43%、 $30\sim99$ 人は3.74%、29人以下は3.36%と、雇用の7割を占める中小企業の苦境が明らかになっています。

### 〈企業の労働分配率、租税特別措置〉

企業の利益などのうち人件費に回る割合を示す労働分配率は、企業規模が大きいほど低く、2024年度は、大企業(資本金 10 億円以上)36.8%、中堅企業(資本金 1~10 億円未満)59.9%、中小企業(資本金 1000万~1 億円未満)70.2%となっています。30年程前の1995年度は、それぞれ55%程度、70%程度、75%程度あり、低下傾向が続いています。

一方、内部留保は全体で636兆円と、前年よりも1割増え過去最高を更新しています。

税負担を一時的に優遇する「租税特別措置」制度が設けられていますが、その恩恵を受ける企業名は非公開とされています。減税額の大半は大企業に集中していますが、減税に見合った効果についての検証は不十分です。野党から企業名公表を義務付ける法案が提出されていますが、財務相は公開に否定的な考えを示しています。2023年度の租税控除額は1兆7338億円に上り、前年度の1.3倍に膨らみました。資本金100億円以上の巨大企業が受けた減税額が全体の46%を占め、2022年度の巨大企業の減税額は50%となっています。

### 〈中小企業の倒産〉

倒産件数 (2025年1~6月:負債額1000万円以下) は、前年同期比1%増の4990件でした。大手企業が高い賃上げ率を維持するなか、中小企業は人材流出や労務費増加となり、人手不足を理由にした倒産が過去最高となりました。従業員10人未満の企業の倒産は全体の90%を占め、とりわけ5人未満の零細企業が3813件、全体の76%に上っています。

### 〈自治体の中小企業支援〉

徳島県は過去最大の最低賃金引き上げに伴う中小企業の悲鳴に対応するため、一定の要件を満たす労働者に対し一時金を支給することとしました(1人あたり限度額:正規労働者5万円、非正規労働者3万円、1事業所あたり最大50万円)。

この一時金の支給については、県中小企業家同友会や県商工会議所連合会などから「数年間の継続」などを求められており、今後の成り行きが注目されますが、その後、他県でも自治体独自の賃上 げ支援が行われるようになりました。 群馬県では2025年度に、従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業を対象に、1人あたり5万円を支給する制度を立ち上げました。1事業所あたり最大20人までで上限は100万円です。茨城県では、時給35円以上引き上げた中小企業に、正規雇用1人あたり5万円、非正規雇用1人あたり3万円を支給し、上限50万円の支援を行っています。

### 〈国の中小企業支援〉

石破首相は、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を政労使会議(5月22日)に示し、「経済財政運営と改革の基本方針2025について」(骨太方針)として閣議決定しました。政府による中小企業支援強化策が「施策パッケージ案」ですが、その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものとなっています。また、「施策パッケージ案」は、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっておらず、結果として、政策として的確と言える労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性には疑問があります。

#### 〈年金〉

公的年金額は、2024年度は前年度比 2.7%、2025年度は前年比 1.9%の引き上げとなりましたが、物価や賃金の伸び率を勘案すると実質的には目減りしています。

年金制度を 5 年に一度見直すための年金制度改正法が 6 月に成立しました。パート労働者の厚生年金への加入拡大や、男女による遺族年金の受給格差解消、シニア世代が働きながら年金を受給できる対象を拡大するための在職老齢年金の見直しなどが盛り込まれています。一方で、経済停滞が続いた場合、全ての国民が受け取る基礎年金(国民年金)の給付水準が将来 3 割目減りしますが、それに対応して給付水準を底上げする案は削除されました。

基礎年金底上げの将来的な実施については、与野党の協議により付則に明記することとなりました。実際に底上げを実施するかどうかは、2029年に行う年金の「財政検証」の結果を踏まえての判断となります。

#### 〈高齢期の就労〉

65歳以上の高齢者の就労率(2023年)は、65~69歳では53.5%、70~74歳では34.5%と、いずれも上昇傾向にあります。75歳以上は11.5%で、平成27年以降上昇しています。就業率、就業者数いずれも上昇傾向であり、特に65歳以上の就業率については10年前の平成25年と比較して65~69歳で13.3ポイント、70~74歳で10.7ポイント、75歳以上で3.2ポイントそれぞれ伸びています。就業者数は20年連続で前年を上回っています。要因として、公的年金額が不十分で働



※「令和6年度版 高齢社会白書」

かざるを得ない状況が考えられますが、2024年に定められた「高齢社会対策大綱」では、労働力確保のため、 $65\sim69$ 歳の就業率をさらに引き上げ、2029年に57%にすることを数値目標として掲げています。

高齢期の就労に関し、政府は「就労意欲の高まり」を言いますが、アンケート対象者の設定や質問項目に政府の考えている方向への誘導があるなどの問題が指摘されています。実態は、生活の糧を得るために高齢期になっても働かざるをえない高齢者が多数で、公的年金制度の安泰・持続可能性のために社会保障給付が引き下げられ、人々の生活が困難になる本末転倒の事態となっています。

低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善する最低保障年金制度の確立こそが求められています。

### (2) 社会保障の改悪

### ① 社会保険

### 〈従来の健康保険証の新規発行停止〉

従来の健康保険証は、2024年12月2日をもって新規発行が停止されました。

政府は、75歳以上の後期高齢者のマイナ保険証への移行には時間がかかるとして、マイナ保険証への一本化は来夏まで延期し、資格確認書を75歳以上の全員に送付しました。また、期限切れの従来の保険証でも来年3月までは受診可としました。さらに、国保加入者に限り、「資格情報のお知らせ」だけでも来年3月までは受診可としました。

東京都渋谷区と世田谷区は、2025 年 9 月に従来の健康保険証の有効期限が切れ、マイナンバーカード一体型保険証(マイナ保険証)か資格確認書しか使えなくなることに伴う混乱を避けるため、マイナ保険証を持っている人を含め全員に資格確認書を送付することとしました。

国保加入者への資格確認書の一律交付について、当初国は「方針とは異なる」と困惑を示しましたが、最終的に厚生労働大臣は、「自治事務なので自治体の判断になる」としながらも、「国としては一律の交付をする必要があるとは考えていない」と述べました。

一方で、資格確認書を紛失や破損で再発行する場合の手数料を、マイナンバーカードの 10 倍となる 1 万円を徴収する健康保険組合が現れました。当該健康保険組合は「あくまで国や厚生労働省に協力するスタンス」と説明しましたが、厚生労働省は、マイナ保険証普及の立場にあっても、この考えにはくみせず、「マイナ保険証と資格確認書は選べるものであり、どちらを選んでも必要な医療を受けられるようにすることが基本原則」として、組合にしっかり説明をしていくと説明しました。

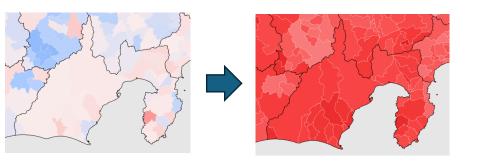
マイナ保険証の利用率は6月時点で30.64%と低迷しています。低迷の要因として、マイナ保険証に切り替えなければならないメリットがほとんど感じられないことが挙げられます。本来メリットとは、事務手続上の効率性などではなく、マイナ保険証の利用促進が私たちの医療や健康に関わる保障を充実することにつながるかどうかで、現状は、医療保障の充実よりもマイナ保険証という手段が目的化しています。

一方で、利用登録の解除申請は同月までに累計で 9 万 8000 件に上っています。利用低迷の理由として、「名前の漢字が正しく表示されない」「カード読み取りの不具合」「カードの有効期限切れ」などが挙げられています。

国は新たに、マイナ保険証を提示するだけで、こどもや難病の公費医療費助成を受けられる仕組みを 2026 年度以降全国に広げる考えです。先行事業として実施している自治体は、22 都府県と 161市町村(県内は浜松市、御前崎市、南伊豆町)です(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会HP、2025.5 現在)。患者にとっては利便性が増すことになりますが、医療機関ごとにシステムを設置しなければならず、その費用を国がどれだけ負担できるかが普及の鍵となりそうです。

### 〈マイナンバーカードの普及率〉

2021年には普及率に多少のバラツキがみられましたが、3年後の2024年には全県的に高い普及率となりました。



90%以上 80~90%未満 70~80%未満 50~60%未満 50~60%未満 30~40%未満 20~30%未満 10~20%未満 10%未満

※日本経済新聞「地図でみるマイナンバーカード普及率 ふるさとクリック」

マイナンバーについては、2023 年の第 211 回国会で法改正がされ、既存の公共事業だけでなく、 準ずる事務(準法定事務)であれば法改正を経ずに「省令の改定」のみで、国民の意向に関係なく、 マイナンバーに紐付けが可能になりました。

紐付けの予定が明らかになっているものに、健康保険証、在留カード、各種社会保険給付、税金関係、各種オンライン決済口座登録、証券口座登録、住宅ローン契約、銀行口座登録、運転免許証、自治体職員証(8自治体)、大学職員証・学生証(東京工業大学)、自治体図書館証(59自治体)、民間

企業社員証、各種国家資格・免許等があります。企業による経済的利用、時の政府による 政治的利用を目的に、今後さらに広がる可能 性があり、国家により常時監視されている社 会となれば、国民の感情が委縮して自由にも のを言えない社会となります。

### 〈高額療養費制度の見直し凍結〉

高額療養費の自己負担上限の引き上げに ついては、国民の運動と国会論戦がかみ合っ た結果、今年8月からの実施は「凍結」となりま



※厚生労働省「大臣折衝事項」等に基づき

全国保険医団体連合会が作成(全国保険医新聞 2025.1.25)

した。しかし今回の凍結は一時的で、今後、再度引き上げ方針が出ることが懸念されています。

高額療養費制度の見直しについての経緯は次のとおりです。

現行の平均的な年収区分(約 $370\sim770$ 万円)の上限価格8万100円を細分化し、最も高い区分「 $650\sim770$ 万円」の上限は、2027年8月に5万8500円増の13万8600円となることが示されました。

厚生労働省の高額療養費負担限度額引き上げの論拠は、10年前に比べ家計所得が上昇したことで したが、限度額引き上げは1250万人に影響し、患者団体が実施した調査で、治療中断を懸念する声 が多数寄せられました。

一方で健康保険組合連合会は、当初の予定通り 2025 年度からの引き上げ実施を厚生労働省に要望しました。

厚生労働大臣は、がんなどの患者団体との面談後、高額療養費制度の限度額引き上げ案を修正し、 長期の治療を受けた患者については、負担額を変更しないことを表明しました。

しかしながら治療継続が必要な多数回該当(4回以上)の利用者は155万人と全体795万人の2割近くで、残りの8割(1~3回)640万人についても、がんなどの治療では負担が大きく、治療中断を余儀なくされる患者が多数生じる可能性があります。

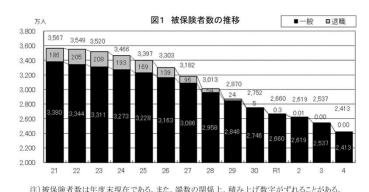
また、東京大学が高額療養費制度について調査した結果、現役世代でも 4 割は長期治療の人であることがわかりました。

全国保険医団体連絡会が行った子どもを持つがん患者を対象に行った調査では、多数該当の有無にかかわらず、限度額引き上げによる負担増で 4 割が治療中断、6 割が治療回数減と回答しています。

高額療養費の制度変更を巡る議論について、全国がん患者団体連絡会が厚生労働省の審議会の議事録を読み返したところ、利用者負担の引き上げへ誘導するデータの見せ方が行われていた可能性があることがわかりました。審議会の議論では、「医療費全体の伸びに対して、高額療養費の伸びが2倍になっている」という説明が繰り返されましたが、金額で高額療養費と国民医療費を比較した場合、2015年から2021年にかけ高額療養費は2.49兆円から2.85兆円へと0.36兆円増加したのに対し、国民医療費は42.36兆円から45.04兆円へと2.68兆円増加しており、高額療養費の医療費全体への影響は限定的であることが指摘されています。

### 〈国民健康保険〉

国民健康保険の被保険者数は、減少傾向が続いています。主な理由として「団塊の世代(1947~1949 年生まれの方々)」を中心に後期高齢者医療保険制度に移行していることや、全世代型社会保障改革で労働人口の減少を補足するための被用者保険適用拡大政策で協会けんぽ等へ移行していること



※厚生労働省 HP「令和4年度国民健康保険(市町村国保)の財政 状況について」

が挙げられます。

被用者保険の適用拡大政策は、国保に残る人々の所得水準の低下を招き、国保と被用者保険の格差を生じさせます。無業者や前期高齢者が多い国保は、負担能力が高くない方々で構成されることになり、医療費が増えなくても保険料負担が重くなることが想定されます。

国保においては、都道府県内での保険料水準統一に向けた取り組みが進められており、2024年に厚生労働省が示した「保険料水準統一加速化プラン(第2版)」では、2030年度までに全ての都道府県で「納付金ベースでの保険料水準の統一」が目指されています。

※保険料の統一には2つの手法があり、各市町村の納付 金について、それぞれの医療費水準を反映させない「納付

「納付金ベースの統一」イメージ 応能(所得)分 応益(人数)分 医療費水準 A市 B市 C町 B市 所得水準で按分 被保険者数で按分 応能(所得)分 応益(人数)分 安くなる 高くなる 医療費水準 В市 Α市 В市 被保障者数で按分 所得水準で按分

※静岡県 HP「民健康保険事業の運営状況」

金(算定基礎額)ベースにおける統一」と、同一都道府県内におい

て同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」がある。「納付金ベースでの保険料水準統一」 から、最終的には「完全統一」することが想定されている。

2023 年度の収支は、全国で 1803 億円の赤字となっています。赤字は 3 年連続で、赤字額は前年 度から 736 億円増えました。

国民健康保険の 1 人あたり年平均保険料(給与収入 400 万円 4 人世帯)は、2024 年度は前年度よりも 1 万円上がり 39 万 7000 円となり、5 年前 2019 年と比べると 2 万 4000 円上がりました。これにより国民健康保険料が払いきれず差し押さえや保険証が取り上げられる事態が広がっています。 2023 年度は、加入 1655 万 8000 世帯のうち約 189 万 9000 世帯 11.5%(静岡県は 9.3%)が滞納しています。

「子ども・子育て支援法」関連法案では、2028 年度までに実施する少子化対策「加速化プラン」 に必要となる年 3 兆 6000 億円を保険料上乗せや医療・社会保障カット、特別公債などを主要な財源 として調達するとしており、さらなる値上げが懸念されます。

このような状況に対し、全国知事会、全国市長会が公費投入・国庫負担を増やし国保料を引き下げることを国に要望しています。

#### 〈後期高齢者医療制度・保険料の引き上げ〉

後期高齢者医療費制度の保険料負担割合は、2年ごとに政令で定められていますが、2024年4月からは、その設定方法について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直され、また、後期高齢者医療制度に出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されています。

これらにより 2024年から保険料は段階的に引き上げられ、年間保険料の上限は 66 万円 (2023年)  $\rightarrow$ 73 万円 (2024年)  $\rightarrow$ 80 万円 (2025年) に、月額平均保険料は 6575円 (2023年)  $\rightarrow$ 7082円 (2024年)  $\rightarrow$ 7192円 (2025年) になります。

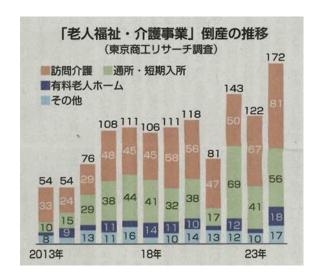
後期高齢者医療制度で 75 歳以上の医療費に充てられる現役世代 (20~64歳) 1 人当たりの健康保険料分の負担額は、制度が始まった 2008 年度は 4 万 9404 円でしたが、2023 年度は 10 万 4087 円となりました。75 歳以上の医療費は、窓口負担を除き「75 歳以上の保険料 1 割」「現役世代の保険料 4 割」「県民などからの税金 5 割」で賄うことが決められていますが、現役世代の人口が減り、現役世代の保険料負担額が大きくなっています。

## 〈介護保険料の引き上げ、訪問介護報酬の引き下げ〉

介護保険料は3年ごとに見直しがされ、昨年、2024年から2026年の介護保険料が決まりました。 基準月額の全国平均は2021年から2023年と比べ211円、3.5%引き上げられ、6225円と過去最高 を更新し、介護保険が始まった2000年度2911円の2.1倍になっています。

2024 年 4 月に行われた介護報酬の改定は、報酬全般では 1.59%のプラス改定だったものの、訪問介護報酬が引き下げられたことが、介護の現場で問題になっています。ホームヘルパーの賃金は、常勤で全産業平均よりも約  $6\sim7$  万円程低く、有効求人倍率十数倍の人手不足の状態です。 4 割の事業所が赤字に陥ったにもかかわらず、引き下げが行われました。

このことなどにより、2024年の介護事業者の倒産は172件と過去最多となりました。前年比4割の増加です。休廃業・解散も612社と過去最高で、前年比2割増加でした。従業員10人未満の事業所が倒産の8割を占めています。倒産172件のうち81社が訪問介護事業(棒グラフ・赤)でした。次に多いのは、デイサービスなどの通所・短期入所で56件でした。賃金を増やせず慢性的なヘルパー不足のところにコロナ禍で訪問が制限され、基本報酬が引き下げられたことが主な要因となっています。次の改定は27年4月ですが、見直しが急務となっています。





訪問介護事業所が「ゼロ」の自治体は、2022 年末 93 町村、2023 年末 97 町村、2024 年末 107 町村と増えています。北海道が 14 町村、長野県、沖縄県 10 町村、福島県、高知県 8 町村となってい

ます。「残り一つ」の自治体は 2024 年度末で 43 都道府県の 272 町村でした。介護保険料を支払ったにもかかわらず介護サービスが受けられない事態が発生しています。

このような中、東京都品川区は、介護報酬引き下げ前との差額分を補填する支援策を発表しました。時期改定の 2027 年度までの臨時措置で、1 事業所につき年間  $12\sim240$  万円になる見込みです。この動きが拡がるか注視されます。

# 〈介護をめぐる県内の状況〉

静岡県の介護給付費(自己負担除く)は前年度比 0.4%増の 3043 億 1500 万円で、過去最高を更新しました。介護サービスの受給者は、前年度比 1.5%増の 17 万 5420 人で、介護保険制度が始まった 2000年の 4 倍以上、介護給付費は 3.8 倍に膨らみました。2025年には団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、さらなる増加が見込まれます。65 歳以上の 1 人当たり給付費は 26 万 4400円で、全国平均の 27 万 8100円を下回り、全国で 8 番目に低くなっています。市町別には次の表のとおりです。(給付費多い順)

保険者名	居宅	地域市管理	施設	合計
川根本町	136.2	62.3	162.8	361.3
森町	124.9	68.0	108.3	301.2
静岡市	144.3	60,8	94.0	299.1
河津町	123.9	26.7	142.0	292.7
松崎町	131.7	29.9	118.1	279.8
南伊豆町	104.9	25.5	146.6	277.0
西伊豆町	130.4	27.0	118.9	276.3
浜松市	121.2	39.9	114.2	275.2
小山町	98.0	34.7	141.2	273,8
伊東市	136,5	41.5	87.2	265.2
熱海市	147.4	39.5	77.2	264.2
伊豆市	113.7	30.6	119.9	264.1
掛川市	121.3	23.5	118.6	263.3
富士宮市	117.1	54.1	85.6	256.7
焼津市	136.0	38.9	81.6	256.5
長泉町	131.1	33.7	91,3	256.1
下田市	108.2	28.0	119.4	255.5
藤枝市	132.4	35.7	87.4	255.4
牧之原市	100.3	53.9	99.6	253,7
島田市	109.4	45.0	97.0	251.3
富士市	127.4	53,9	69.4	250,6

			(単	位:千円)
保険者名	居宅	****	施設	合計
沼津市	126.9	47.7	75,9	250.5
清水町	120.2	41.4	84.6	246.2
御殿場市	94.4	31.7	119,8	245.8
菊川市	129.2	22.6	93.6	245.5
伊豆の国市	131.1	33.8	77.2	242.1
御前崎市	103.3	45.2	91.4	239.9
き田舎	115.9	29.3	94.0	239.2
三島市	130.5	30,3	74.6	235.4
吉田町	117.5	25.8	87.4	230.7
袋井市	105.0	29.9	95.0	230.0
图南町	117.5	28.1	80.3	225.9
裾野市	101.0	27.8	92.4	221.1
東伊豆町	124.2	34.2	60.5	218.9
湖西市	81.7	31,5	88.7	202.0
静岡県	125.6	43.3	95.5	264.4
全国	140.8	47.9	89.3	278.1

◎市町別第1号被保険者1人あたり給付費(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を除く給付費)

※静岡新聞 2024.12.18 (令和 4 年度静岡県介護保険事業年俸)

介護給付費が増加する中、共同通信社が行ったアンケートでは、公費や保険料の負担、利用者負担のいずれかの引き上げを「検討すべきだ」「どちらかというと検討すべきだ」と回答した県内首長は83%に上りました。6割が「国の公費負担割合の引き上げ」と「利用者負担2割、3割の対象拡大」を挙げています。介護保険制度の持続可能性を高めるため優先度が高い施策については、「介護予防・重度化防止の施策の推進」「賃上げを一層進め人材確保」を多くが挙げています。

介護職の賃金の賃上げ率(2023-2024)は、国の処遇改善手当を活用した事業所で4%を超えたものの他産業には及ばず、全産業平均との給与格差は月8万3000円に開きました。

本県の所定内給与(残業代などを除いた月額)は、福祉施設の介護職員が24万9000円、訪問介護員が20万9000円で、全産業平均の30万5000円と比べ5~9万円低くなっています。

県内の介護職員数不足は 2026 年度 2372 人、2040 年度に 1 万 593 人が想定されており、県は 2025 年度当初予算で介護分野における人手不足の解消や生産性向上に重点を置き、7 億 6,800 万円 を措置しました。海外で採用活動を行う事業者に最大 50 万円を助成するなどして外国人材の確保を強化することとしています。

また県は、新たに介護生産性向上総合センターを設置し、事業所の課題解決のため、事業所からの相談に応じ、ICT機器の試用貸し出しをして、ICT機器や介護ロボットの導入事業所を増やし、2026年度を80%とすることを目標値に掲げています。(直近の24年1月は64.7%)

県は介護現場の人材確保・定着のため、介護専門支援員(ケアマネジャー)の実態調査を行いました。資格を持ちながら職についていない「潜在的ケアマネ」のうち 15.9%が「すぐにでも復職・就職したい」「いずれは復職・就職したい」と回答し、働く意向を示しましたが、働かない理由(複数回答)について「資格の更新が負担」21.9%、「賃金が安い」「精神的な負担が大きい」がいずれも 19.3%となっており、課題が浮き彫りになっています。

#### 〈介護認定の遅れ〉

介護サービスを受けるのに必要な要介護・要支援の認定は、申請から審査完了までの期間について、法令で30日以内と定めていますが、県内35市町のうち31市町で超過していたことが明らかになりました。全国的に見ても9割の市町村が30日を超過しています。主治医の意見書取得や認定調査の実施までに時間を要することが共通の課題となっていますが、要介護度と審査結果に乖離が生じた場合、申請日にさかのぼって自己負担が発生する弊害があります。

#### 〈高齢社会対策大綱〉

政府は2023年9月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しましたが、過去の大綱からの後退が続いています。介護サービス利用者や介護職員確保数、賃金格差解消、介護離職解消の数値目標が消えました。

介護職員数に替わり「ICT・介護ロボット等の導入事業者割合」が数値目標とされ、2023 年 29% を 2026 年 50%、2029 年 90%に設定されています。都道府県の介護職員の必要数に対する充足率 見込は、2026 年 90.7%、2040 年 77.4%と大きく下がり、ICT・ロボット活用等による生産性向上で乗り切ろうとしています。

政府は「制度の持続可能性を確保する」ためとして、利用者負担 2 割の拡大、ケアマネジメント有料化、要介護 1 と 2 のサービスの保険給付外しを狙っています。2024 年度の制度見直しでは見送られましたが、2027 年度までの間に結論を出すとしており、制度改悪が懸念されます。

## 〈高齢者の住まい〉

2000年の介護保険制度創設以降、自治体などが運営する特別養護老人ホームが主要な高齢者住宅として最多となっていますが、2015年度から入所対象が「要介護 3」以上の認定を受けた人に限定されたことなどから、民間企業が運営する介護施設が急増し、2023年度までの10年間で2倍に増えました。民間の介護施設は、入居者に対する過剰な介護サービスの提供などが課題として指摘されています。

政府は、過疎地などで高齢者らが安心して暮らせる住まいを確保するため、シェアハウスを全国的整備する方針を示しました。介護などの地域の拠点としても位置付け、今後3年間で全国に100か所の設置を目標に、整備事業の主体となる自治体に既存施設の改修費を財政支援します。介護施設や障害者グループホームを併設し、高齢者が元気なうちはこれらの施設の業務を手伝うことで福祉人材の集約を図る狙いもあります。

#### ② 児童福祉

## 〈76年ぶりに見直された保育士の配置基準〉

昨年、児童福祉法が改正され、保育士 1 人が受け持つことができる児童は、3 歳児は 20 人から 15 人に、 $4\sim5$  歳児は 30 人から 25 人に改善されました。(「1 歳児については、2025 年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)期間中の早期に6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める」としています。

保育関係者、保護者の長年の運動の成果ではありますが、国際的に見れば依然として先進国ワーストクラスで、更なる保育士の配置基準改善を求める「子どもたちにもう1人保育士を!」の取り組みが愛知県から全国に広がっています。静岡県でも昨年度、静岡県労働組合評議会や民間の保育労働者や園長、保護者などが緩いつながりで共同する「子どもたちにもう1人保育士を!静岡県実行委員会」が立ち上がり、取り組みが進められています。

牧之原市は 2025 年度から、市内の認定こども園や保育所など全 16 施設で、1 歳児を担当する保育士の配置基準を児童 6 人に 1 人から 5 人に 1 人とし、国の基準よりも手厚くすることを明らかにしました。県内では先駆けた取り組みです。

#### 〈不適切保育等〉

神奈川県大和市は、市内の保育園で、40代女性の園長が園児を逆さ吊りにする不適切保育を行った疑いがあることを発表し、東京都墨田区の保育園では、男性保育士が男児に性的暴行を加えたとして警察に立件されました。一部の保育士の行為ではありますが、信頼されている有資格者であるからこそ、大きく報道される事態となっています。

## 〈保育士の処遇改善〉

保育士等の処遇改善について、国は人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じ、2024 年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%(2023 年度は5.2%引き上げ)の改善を補正予算に計上しました。しかしながら、処遇改善に結び付いていないとの声が現場の保育士か

ら上がっており、こども家庭庁は調査する考えを示しています。

こども家庭庁は、こども未来戦略(加速化プラン)を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められているとして、2025年度からは、保育所等が毎事業年度の経営情報(収支計算書、職員給与の状況等)を都道府県に報告し、都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努めるとしています。子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」で運営費の収支状況についても公開することとしており、8月末から閲覧できるようになりました。

## 〈こども誰でも通園制度(正式事業名:乳幼児通園支援事業)〉

こども誰でも通園制度は、保育所や認定こども園等に通っていない生後 6 か月~満 3 歳未満の子どもについて、預ける理由を問わず、月 10 時間を上限として、保育所や認定こども園、幼稚園等へ時間単位等で子どもを預けることができ、全国一律に実施されています。

1時間単位で利用可能とされ、これまでの試行的事業の補助単価は、子ども1人1時間あたり850円と、保護者から徴収する利用料350円の計1150円でした。25年度は、子どもの年齢により職員配置に違いがあること等を考慮し、年齢に応じた単価となります。

表3 こども誰でも通園制度の 子ども一人1時間あたりの単価

100 // 19/19/0	アンクナ国
O歲児	1,300円
1歲児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

2026 年に本格実施されますが、本格実施では、自治体を超えた

広域利用が可能になります。市町村の認可を受けた施設のみでこの事業が行われますが、「多様な主体の参画を認める観点からは、対象施設自体は限定しない」としており、基準を満たしていれば市町村は認可せざるを得ず、保育事業の経験がない企業や個人が参入する可能性があります。このことについて市町村は、内閣府令で定める認可基準をより厳格に定めることが可能です。試行的事業を始めた118 自治体、800 事業所のうち、株式会社が85 事業所を占めている状況です(2024 年 8 月時点)。

2025 年度までは市町村が実施主体となりますが、2026 年度からは給付事業となり、利用者である保護者は、事業者と直接契約をし、利用料について給付を受けることになります。市町村は実施主体から給付する立場に変わり、その責任は後退したものになります。

給付費は子どもを預かる時間に比例してのみ支払われ、保護者や子どもの事前面談等については 給付対象になっていません。事業者には給付費に加え、利用者から一定の自己負担額が支払われます が、金額の定めは、今後、内閣府令や市町村の条例などで定められます。

民間事業者が実施する場合は、市町村の認可を受ける必要があります。

国は、利用者が簡単に予約でき、事業者・市町村が子どもの情報共有ができ、事業者から市町村への請求書発行ができる総合支援システムを構築するとしています。システムを導入するかは、各市町村の判断によりますが、システムを通じて利用する場合は、保護者と事業者が事前面談(オンライン可)を経ることとしています。事前面談は必須であるにもかかわらず、試行的事業の実施状況で、事前面談を実施しなかった施設は、801 施設中 108 施設 13.5%となっています。

この制度について、鹿児島大学の伊藤周平教授は、次の問題点を指摘しています。

- ・自治体を介さず行うことで、公的責任を放棄し企業参入を図っている
- ・乳幼児を事前面談もなく、保育士資格をもたない職員が見ることができる仕組みで、命の危険 を伴う事故が多発する可能性がある
- ・保育士の人手不足が叫ばれている中、現場に負担を強いてさらなる人材不足をまねく、など。

全国の保育施設で亡くなった子ども( $2004\sim2022$ )のうち、0、1 歳児が全体の 8 割を占め、その 30%が預けはじめ 1 週間以内に、50%が 1 か月以内に集中しています。このことは鹿児島大学の伊藤周平教授が指摘する問題点を裏付けています。

保育士の有効求人倍率(2025年1月)は前値同月比 0.42 ポイント増の 3.78 倍(静岡県 6.67 倍)で、全職種平均の 1.35 倍と比べると非常に高水準で大幅に不足している状況です。この制度は、保育士が足りないなら資格がなくてもできるようにすればいい、専任を確保できないなら通常の保育の担当者に兼任させればいいというまったく逆の方向を向いており、優先されるべき保育士の処遇改善と労働時間短縮に背中を向けています。

大阪保育運動連絡会は、月 10 時間の細切れの利用や毎回違うところに預けることができるなど、子どもの負担が重くなることや、国が定める公定価格に事前面談や光熱費、消耗品費、職員の交通費が含まれておらず、事業の採算が保障されていないことなどの問題点を指摘しています。

少子化対策関連法の主要施策として始められた制度ですが、この制度により子どもたちは、日々の子ども同士や子どもと保育者の関係、つながりを大切に行っている保育の中に、まるで荷物のように預けられてしまうことになり、大切な「子どもと保育士の信頼関係に基づく安全・安心な保育」や、何よりも「全ての子どもが享受すべき権利としての保育」の視点が欠如しており、大きな問題があります。

#### 〈学童保育〉

学童保育の入所児童数の基準は、1 施設当たり「おおむね 40 人」とされていますが、2024 年の入所児童数は、過去最多だった 2023 年を6 万 1000 人上回り、全国で146 万 5124 人となりました。 県内の待機児童数は555 人で、71 人以上の施設の割合は1.7%でした。事故報告件数も年々増加し、2015 年の228 件から22 年は565 件、23 年は651 件となっています。

県内の待機児童は、5月1日時点で前年同期比63人減の485人で、国の子ども・子育て支援制度が始まった2015年以降で最小となりました。しかしながら19市町で待機児童が確認されており、それぞれ実施場所や人材の確保に課題を抱えていることから、県の支援が求められています。

## 〈児童虐待〉

全国の児童相談所による 2023 年度の虐待対応件数は、前年度から 1万 666 件 (5.0%) 増え、過

去最多の 22 万 5509 件に上りました。統計開始から 33 年連続の増加です。心理的虐待 59.8%、身体的虐待 22.9%、ネグレクト(育児放棄)16.2%、性的虐待 1.1%でした。

静岡県は 1961 件で前年度より 93 件(5%)減少し、静岡市は 832 件で前年度より 65 件(7%)減少し、浜松市は 761 件で 111 件(13%)減少しました。

児童相談所が虐待を受けるなどした子どもを親から引き離す一時保護をする際、親の同意がない 場合に裁判所に一時保護の判断を仰ぐ制度が 6 月から始まっています。

## ③ 障害者福祉

## 〈障害者の雇用、賃金、工賃〉

解雇された障害者の数が 2024 年度は 9312 人と前年度の 3.8 倍に膨らみ、過去最多となりました。 背景には、就労継続支援 A 型事業所のなどの経営難があるとされています。解雇された障害者の 78.3%が A 型事業所に勤めていました。事業所の経営難の要因として、物価高による原材料費の高騰や最低賃金の引き上げに加え、国の A 型事業所への基本報酬の算定方式の改正が指摘されています。 A 型事業所を解雇された 7300 人のうち、2025 年 4 月時点で再就職が決まったのは 3 割にとどまり、5 割以上は雇用契約のない B 型事業所に移行しています。

雇用契約を結んで最低賃金以上が支払われる就労継続支援A型事業所の障害者の賃金は、前年度 比 3871 円増の 8 万 5647 円で 9 年連続の増加となりました。

一方で、東京都杉並区から区の障害者交流館の清掃を受託していた区障害者団体連合会が、10年以上にわたり都の最低賃金の半額程度の時給 500 円前後で知的障害者を清掃に従事させていたことが明らかになり、労働基準監督署が是正勧告を出しています。また、東京都内の他の就労継続支援 A型事業所でも適切な賃金が支払われていませんでした。

就労継続支援B型事業所の障害者の平均工賃(2023年度)は、全国平均2万3053円に対し、本 県は2万1713円でした。前年度比4847円、28.7%増で、初めて2万円を超えました。現行の県の 工賃向上計画(2024~26年度)では、「26年度までに2万円」を目標にしていましたが、平均工賃 の算定方法が変わったことや、23年度の平均工賃が大幅に増加したことを踏まえ、目標を「2万5000円」に上方修正しました。しかしながら、平均工賃は全国平均を下回り、32位にとどまっています。

#### 〈障害年金の判定〉

障害年金を申請して 2024 年度に不支給とされた人が前年度の 2 倍以上に急増し、約 3 万人に上ることが明らかになりました。6 人に 1 人が不支給となり、その割合も過去最大となる見通しです。判定基準に変更はなく、急増の要因について年金機構の担当部署のトップが厳しい人間に代わったことが指摘されました。

この報道の後、日本年金機構は、不支給判定が行われた 1000 件以上について、ひそかに判定をやり直していたことが、共同通信の調査で明らかになりました。年金機構は再判定について否定しまし

たが、厚生労働省は 2024 年度以降に不支給とした事案について全て点検し、必要に応じて支給する ことを明らかにしました。

## 〈障害福祉サービス基本報酬 改定1年〉

2024年4月の障害福祉サービス報酬改定で、グループホームの86.9%で基本報酬が減収になりました。国は「人員配置は基本報酬ではなく加算で評価する」としていますが、3割の事業所が「加算されても運営費は補えない」と回答しており、事業からの撤退が危惧されています。

## 〈障害者虐待〉

2023 年度の県内の障害者虐待は、前年度比 2 件増の 79 件に上り、障害者虐待防止法が施行された 2012 年度以降最も多かったことが明らかになりました。施設職員の虐待は最多を更新し、4 件増の 32 件で、家族らによる虐待は 47 件でした。

県が行った障害者実態調査では、生活の満足度は「満足」「どちらかといえば満足」が 70.3%で 2020 年の前回調査より 2.5 ポイント上昇しましたが、一方で、差別や虐待を受けた経験がある人は 16.7%で、前回、前々回から横ばいでした。差別や虐待を受けたことがある人のうち 4 割近くが問題の解決に至っていないことが明らかになっています。

## ④ 生活保護

# 〈高い高齢者世帯の割合〉

年齢階級別被保護者数は65歳以上で増加が続いています。

2023年度の被保護実人員数は202万 576人となり、前年よりも4010人減少し、被保護世帯数(保護停止中含む)は165万478世帯で、7015世帯増加しました。

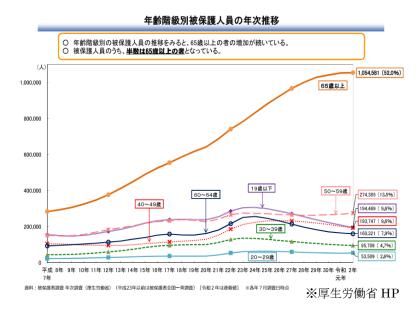
申請件数は2万949件で、474件 2.3%の増加となりました。

1か月平均の被保護世帯数(保護停

止中含まない) は 164 万 2063 人(前年比 0.4%増)で、世帯類型別では、高齢者世帯が 55%と半数 を超え、うち 92.7%が単身世帯です。母子世帯は その他 3.9%(前年比 3.9%減)でした。 世帯

都道府県別保護率(2021年11月時点)は、静岡県は0.89(全国37位)と相対的に低くなっていますが、この率が実態を正確に表しているかについては疑ってみる必要があります。

総務省が5年に1回実施する「住宅・土地統



その他 世帯 16% 障害 者・傷 病者… 母子世 帯 ※厚生労働省 HP データをもとに作成

計調査」で、就職氷河期世代(おおむね 1993~2004 年の間に社会に出た人)の持ち家率が低くいことが明らかになり、「住宅価格や物価の高騰等により、将来生活保護に頼らざるをえない人が一気に膨らむリスクがある」と指摘する専門家もいます。

#### 〈自治体の違法行為等〉

申請については自治体の「水際対策」や「生活保護を利用するのは恥ずかしい」という社会的烙印、申請を躊躇させる制度上の制限などが指摘されており、桐生市の生活保護行政逸脱の問題は、国の方針を最も先鋭化した事例といえます。その後、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会が公表した「事実聴取結果」で、「水際作戦」として職員による暴言や書類偽造などの違法行為の実態が明らかになりました。市長は「申請者の侵害が生じていたことが大きな要因」であることを認め、謝罪して自らの給与の減額を行いました。関連職員の処分も行い、改善策として、警察OBの採用中止、職員研修の実施、福祉事務所職員の増員、窓口対応の録音・録画の早期導入などを挙げています。

三重県鈴鹿市では、生活保護申請時に財布内の現金を 1 円単位で確認しており、厚生労働省は、 「資産や収入の報告は必要だが財布内まで調べる規定はない」としています。申請者は屈辱的な思い をしており、6月議会で議員から指摘されたものの、市側は「保護費を正確に算出するために必要」 と答弁しています。

鳥取市では、「生活保護利用者がフードバンクを利用した場合、2回目以降を収入認定している」 ことが明らかになりました。地元新聞は、このことに対する国の回答「利用回数で収入認定を検討し ているかのような誤解を招く取り扱いは国の趣旨に沿わない」ことを掲載しましたが、市は保護費の 利用者への返還は考えておらず、鳥取市生活と健康を守る会が改善を求めています。

能登半島地震の被災地では、義援金が収入認定されて問題になっています。厚生労働省が 2011 年の東日本大震災の際に自治体に出した通知では、義援金などは「被保護世帯の自立更生のために充てられる額は収入と認定せず、その超える額を収入と認定する」と明記していますが、そのためには給付を受けた金額と生活基盤の整備に必要な費用とまとめた「自立更生計画」を自力で作成しなければならず、そこに困難があるのが実態です。

生活保護の研究者らでつくる市民団体「生活保護情報グループ」が、自治体ごとの生活保護受給者数の増減率がわかる全国地図を発表しました(2024年9月)。減少が著しければ、生活保護申請を窓口で追い返す「水際対策」が行われた可能性があるとしています。

群馬県の特別監査で水際対策の疑い事例が多発した桐生市は 41.1%の減少でした。上位 3 市は、 愛知知立市 58.9%減、岡山県美作市 51.1%減、香川県善通寺市 51.0%減でした。県内の状況は、表 のとおりです。

厚生労働省は生活保護利用者の車の利用を厳しく制限していますが、2024年末、障害者が「日常生活に不可欠な買い物等に行く場合」は、「原則として自動車の利用を認めて差し支えない」としました。また、公共交通機関の利用が著しく困難な地域の人は、「地域の交通事情や世帯の状況等を勘

案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合」、買い物等への利用を認めました。

+57	人		被保護	養人員	保護率		本(1) 本(0/)
市区	2012	2021	2012	2021	2012	2021	変化率(%)
静岡市葵区	254,474	246,857	3,095	3,595	12.2	14.6	19.7
静岡市駿河区	213,579	211,634	2,989	3,055	14.0	14.4	3.1
静岡市清水区	245,732	227,483	2,221	2,827	9.0	12.4	37.5
浜松市中区	241,054	235,474	3,812	3,712	15.8	15.8	△ 0.3
浜松市東区	129,456	129,848	826	951	6.4	7.3	14.8
浜松市西区	114,466	108,036	705	516	6.2	4.8	△ 22.5
浜松市南区	104,554	101,697	1,056	1,106	10.1	10.9	14.8
浜松市北区	94,820	92,328	543	403	5.7	4.4	△ 23.8
浜松市浜北区	95,100	99,609	281	365	3.0	3.7	24.0
浜松市天竜区	33,312	26,614	196	108	5.9	4.1	△ 31.0
熱海市	38,701	34,973	698	580	18.0	16.6	△ 8.0
伊東市	70,403	64,897	1,379	1,320	19.6	20.3	3.8
伊豆の国市	48,989	47,544	650	646	13.3	13.6	2.4
伊豆市	33,008	29,195	175	190	5.3	6.5	22.8
下田市	24,231	20,287	348	331	14.4	16.3	13.6
三島市	111,629	107,923	826	909	7.4	8.4	13.8
沼津市	198,349	190,417	2,586	2,817	13.0	14.8	13.5
富士市	252,925	250,030	1,058	2,005	4.2	8.0	91.7
富士宮市	131,726	130,811	534	617	4.1	4.7	16.4
裾野市	54,056	50,568	89	167	1.6	3.3	100.6
御殿場市	88,938	83,603	337	434	3.8	5.2	37.0
焼津市	141,720	137,353	546	822	3.9	6.0	55.3
藤枝市	142,879	142,955	355	597	2.5	4.2	68.1
島田市	99,244	96,769	289	409	2.9	4.2	45.1
牧之原市	47,542	43,696	145	119	3.0	2.7	△ 10.7
菊川市	46,755	48,057	94	70	2.0	1.5	△ 27.5
掛川市	115,432	116,687	266	354	2.3	3.0	31.7
袋井市	84,797	97,983	313	605	3.7	6.9	86.3
磐田市	166,640	167,663	551	598	3.3	3.6	7.9
湖西市	59,471	55,053	130	197	2.2	3.6	63.7
御前崎市	33,834	31,243	149	123	4.4	3.9	△ 10.6

<sup>※「</sup>生活保護情報グループが作成した生活保護率増減マップ 2012-2021」をもとに作成

## 〈裁判〉

国が 2013~2015 年に生活保護費を引き下げたことは違法だとして、受給者が国と自治体に減額 処分の取り消しなどを求めた訴訟で 6月27日、最高裁第3小法廷は違法と認めて処分を取り消しました。厚生労働省が引き下げの根拠として物価下落を反映する「デフレ調整」に関し「裁量の範囲の逸脱、乱用があった」と判断しました。同訴訟は全国29都道府県で計31件起こされました。この判決を受け、国は減額分を追加支給する検討に入っています。

また、厚生労働省は、生活保護費の支給水準の見直しに向けた議論を始めました。本来、次の改定は 2028 年度ですが、歴史的な物価高が続く中、1年前倒しして 2027 年度に改定する方針です。

研究者やケースワーカーの「生活保護情報グループ」は、最高裁の判決に従えば、現在の支給額も 増えるはずであるとし、2018年以降少なくとも1000億円が不当に減額されていると試算しました。

日弁連によると 19 年の GDP に占める公的扶助への支出割合は、フランス 1.41%、アメリカ 0.9% に対し日本は 0.29%と低く、生活保護が国の財政を圧迫しているとの指摘は的外れであることがわかります。

#### 〈市民の議論で試算〉

生活保護費について市民の議論で試算する手法が、厚生労働省の専門部会で検討されていたことが明らかになりました。「ミニマム・インカム・スタンダード (MIS)」という方法で、首都大学東京(現東京都立大学)子ども・若者貧困研究センターが2019年度に調査し、厚生労働省社会保障審議会の生活保護基準部会で検討されました。

年齢や性別が異なる単身モデル世帯について、8人ほどのグループがメンバーを変えながら段階的に話し合い決めました。最初に「誰にでも最低必要な生活」は何かを話し合い進めた結果、当時の生活保護費よりも1.2~1.85倍高くなりました。センターの教授は、現代の社会保障制度による保障は国民が考える最低生活からかけ離れていることを指摘し、「まずは市民が、最低生活を考えてみることが重要。制度をつくるのは厚生労働省でも政府でもなく、国民」と述べています。

#### ⑤ 医療

#### 〈地域医療構想による病院統廃合、病床削減〉

厚生労働省 HP に「地域医療構想は、中長期的な人口構造や医療ニーズの質・量の変化を見据え、 医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの」とあります。

具体的には、2025年に団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎える日本で、医療需要の変化に対応するため、医療機能を「高度急性期、急性期、回復期、慢性期」の4つに分け、各地域の医療機関と協力して病床数を調整し、効率的な医療提供体制を構築する取り組みです。

これにより全国の病床数は、2013 年 134 万 7000 床から 2022 年 119 万 9000 床へと、11.0%減少し、静岡県では <math>2014 年 2 万 9783 床から 2022 年 2 万 8329 床へと 4.9%減少しています。

静岡県では 2015 年度に「静岡県地域医療構想」を策定し、2025 年の必要病床数を 2 万 6584 床 としています。

# <平成 37 年(2025 年)の必要病床数>



						(単位:床)
	/	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	8+
賀	茂	20	186	271	182	659
熱海	伊東	84	365	384	235	1,068
駿東	田方	609	1,588	1,572	1,160	4,929
恒	±	208	867	859	676	2,610
静	凿	773	1,760	1,370	1,299	5,202
志太	榛原	321	1,1 33	1,054	738	3,246
中東	遠	256	1,081	821	698	2,856
西	部	889	2,104	1,572	1,449	6,014
老条 区	918	3,160	9,084	7,903	6,437	26,584
静岡県		11.9%	34.2%	29.7%	24.2%	100%



平成 37 年(2025 年)の必要病床数には、一般病床の 175 点未満、療養病床の医療区分1の 70%、地域差解消分にあたる患者数は含まれておらず、「在宅医療等」として計上されている。

※静岡県 HP 「静岡県地域医療構想の概要」

これに対し 2022 年 7 月 1 日現在の「最大使用病床ベース」は 28,329 床となっています。(「許可病床ベース」は 30,388 床)

二次医療圈	全体	高度急性 期	急性期	回復期	慢性期
賀茂医療圈(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)	760床	0床	254床	169床	337床
熱海伊東医療圈(熱海市、伊東市)	932床	17床	494床	146床	275床
駿東田方医療圏(沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、御殿場市、小山町)	5,862床	719床	2,563床	910床	1,670 床
富士医療圏(富士市、富士宮市)	2,379床	254床	1,063床	517床	545床
静岡医療圏(静岡市)	5,759床	1,552床	1,825床	843床	1,539 床
志太榛原医療圏(島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)	3,155床	251床	1,761床	466床	677床
中東遠医療圈(磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町)	2,752床	384床	974床	675床	719床
西部医療圏(浜松市、湖西市)	6,730床	1,879床	2,294床	927床	1,630 床
計	28,329 床	) 5,056床	11,228 床	4,653 床	7,392 床

(注1)集計対象28,390床。医療機能について、「休棟」として報告された61床は上表には含めていない。

※静岡県 HP「静岡県地域医療構想の概要」「病床機能報告集計結果」から作成

2025年の必要病床数と2022年7月1日現在の最大使用病床数を比較したものが次の表です。

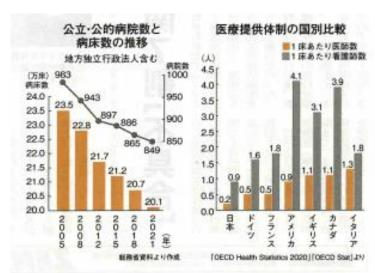
		2022.7.1	2025	必要病床数	
構想区域	構成市町名	最大使用病床数	必要病床数	との差	
		1	2	1-2	
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	760	659	101	
熱海伊東	熱海市、伊東市	932	1,068	<b>▲</b> 136	
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国	5,862	4,929	933	
秋米山刀	市、 函南町、清水町、長泉町、小山	3,802	4,323	333	
富士	富士宮市、富士市	2,379	2,610	<b>▲</b> 231	
静岡	静岡市	5,759	5,202	557	
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	3,155	3,246	<b>▲</b> 91	
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	2,752	2,856	▲ 104	
西 部	浜松市、湖西市	6,730	6,014	716	
	計	28,329	26,584	1,745	

既に必要病床数を下回っている区域がある一方、賀茂、駿東田方、静岡、西部で上回っています。

県はこれからの医療提供体制についてホームページで、「これまで以上の病床整備は困難となるため、病床の役割分担が求められております」としていますが、国は2024年3月28日に通知を発出し、「2025年に向けて各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国による積極的な支援」を打ち出し、「病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域(仮称)を都道府県あたり1~2か所設定」するとして、県内では「駿東田方」が「推進区域」として示されました。

公立・公的病院数と病床数はグラフのとおり、2021年は2005年よりも134万床(13.6%)減少しました。医療供給体制の国別比較では、1床あたり医師数、看護師数いずれも他の先進諸国と比べて圧倒的に少なくなっています。

厚生労働省は、病床を減らした病院に補助金を支給していますが、第2弾では公立病院も対象に含めることにしました。1床につき410万4000円を支給します。1施設あたり



※全労連 2024年11月15日 第580号

の上限は50 床から10 床に引き下げて対象を広げます。第1 弾と合わせ計1 万1000 床の削減となります。

## 〈病院経営の悪化〉

病院経営の赤字が深刻化しています。全国公私病院連盟が昨年 6 月を対象とした「病院運営実態分析調査」で、赤字病院の割合は 80.1%と、前年より 3.2 ポイント増えたことが明らかになりました。赤字の背景と要因として連盟会長の邉見公雄氏は、「人口減少」「人材流出」「物価高騰」を上げ、打開には診療報酬の引き上げが必要としています。診療報酬の改定は 2 年に一度で、次回は 2026 年度ですが、それを待っていられない深刻な状況があります。

全国自治体病院協議会は、2024年度決算で86%の病院が経常赤字となった調査結果を公表しました。赤字幅は前年度から9割増えました。収益が0.9%増えたものの経常費用が4.2%増えました。県が公表した地方独立行政法人県立病院機構(県立総合病院、県立こども病院、県立こころの医療センター)の2024年度の業務実績は、経常収支で過去最高となりましたが、物価高騰に伴う材料費の増加や人件費の上昇などの影響で、19億6800万円の赤字でした。

保険を使った診療の対価である診療報酬は、国が原則2年に1度改定する公定価格のため、物価上昇に応じて病院が値上げすることはできません。昨年6月の改定の影響について、日本病院会など6団体に属する5901病院に半年間の経営状況について尋ねたところ、約3割の病院から回答があり、「医業での損益が赤字」と答えた施設が69%あり、前年同期の64.8%から増えました。物価高騰の

影響以外に、感染リスク低減などの性能面で優れた割高の製品が導入されていることが挙げられています。

このような中、静岡市議会は7月10日、「病院への緊急対応を求める意見書」を衆参両院議長、 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣宛てに提出しました。

## (3) 戦争ができる国づくり

#### 〈安保戦略と自治体動員〉

近年、国は日米同盟を深化させ、「米軍と一緒に戦争をする国づくり」に自治体を動員するための集権化を進めてきました。

年	法の制定等	特徵等
	第2次「日米防衛協力のための指針	
1997	(日米ガイドライン) 」日米安全保障	自治体の動員等を明記
	協議委員会で了承	
2015	第3次日米ガイドライン承認	集団的自衛権の行使を容認
2013	周辺事態法、重要影響事態法改正	日米ガイドライン(自治体の動員等)の法制化
2019	土地利用規制法制定	防衛上、重要な地域について周辺の土地利用を規制(583か所を指定)
		①国家安全保障戦略 (外交・防衛政策の基本方針)
2022	安保三文書改定	②国家防衛戦略(防衛目標とそれを達成するための防衛力の水準)
2022	女体大盲以近	③防衛力整備計画(①②の水準を達成するための整備計画)
		これらを閣議決定。敵基地攻撃能力を保有。防衛予算を2027までにGDPの2%に増やす
2023	防衛産業強化法制定	優秀な兵器開発力を保持 ※静岡県 HP「病床機能報告集計結果」より
	武器装備移転三原則運用指針見直し	戦闘機の輸出を可能に
2024	防衛省設置法制定	自衛隊とアメリカ軍の指揮系統連携強化を図るため「統合作戦司令部」を設ける
	経済秘密保持法制定	基幹インフラ、重要物資を指定し、その情報をに触れたり漏らしたりした人を罰する

※安保戦略と自治体動員:永山茂樹「静岡県地方自治研究所 2024 総会・講演資料」、永山茂樹「国家安全保障と地方 自治」自治体研究社 2023 から作成

敵基地攻撃能力を保有するため、防衛相が 2025 年度から配備する国産長射程ミサイルの命中精度が、一定割合の誤爆の可能性を想定していることが明らかになりました。政府関係者は「論理的に 100%命中はありえない」としていますが、目標とする相手国の軍事拠点を外れれば周辺の民間人が 巻き添えになり、報復がエスカレートして泥沼の戦争状態になる恐れがあります。

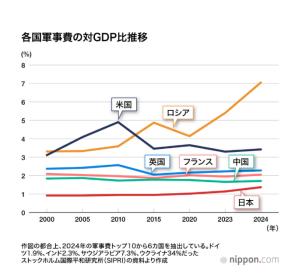
年間 400 万人の観光客が訪れる大分県湯布院市の JR 由布院駅から徒歩 10 分余り、由布岳の麓に陸上自衛隊由布院駐屯地があり、3 月 30 日にミサイル連隊が新設されました。隣接する大分市では陸上自衛隊弾薬庫の新設が進み、有事に市民や観光客が巻き添えにならないか不安を抱えています。8月 29 日には防衛省が、陸上自衛隊富士駐屯地(小山町)へ長射程ミサイル・島しょ防衛用高速滑空弾を 2026 年 3 月頃に、12 式向上型(地発型)を 2027 年度に配備することを発表しています。沖縄では、武力攻撃などの有事に対応できる長期滞在型の避難シェルターの整備が進められています。2027 年度末を目途に沖縄県与那国町に開設し、他の 4 市町村に広げていきます。複合庁舎に地下シェルターを設置し、平時は駐車場や会議室として使用します。200 人が 2 週間過ごすことができる仕様で、広さは 1 人あたり 4.8 ㎡です。

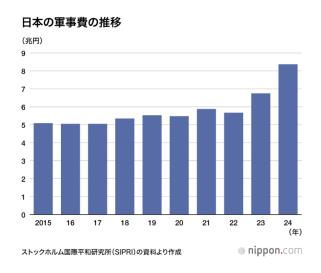
政府は1月31日に、経済安全保障分野の機密情報を扱う公務員や民間人らを身辺調査する適正評価制度の運用基準を閣議決定しました。調査は本人の同意が前提とはいえ、父母や配偶者なども対象となり、また、どのような情報が国の安全保障に支障を与える可能性があるかについては「重要インラ」「重要物資」などと曖昧に示すだけで、大きな問題を抱えています。

#### 〈軍事費の増加〉

**2025** 年度の防衛関連予算は、**2022** 年度の GDP 比で 1.8%になりました。年間およそ 1 兆円ずつ積み増し、最終の 2027 年度に 2%に到達する算段です。

主要経費別に前年度と比較すると、軍事費は9.5%増と突出しており、社会保障費1.5%増、文教・科学費1.4%増、中小企業費0.1%増はいずれも物価上昇を考慮すると実質マイナスになっています。





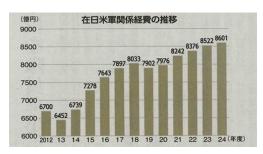
北大西洋条約機構は、加盟各国の防衛費を GDP 比 3.5%に引き上げ、軍関係インフラ整備などに 1.5%を充てて計 5%とする新たな目標について合意が見込まれています。関連してアメリカ国防総 省は、日本を含むアジアの同盟国が国防費を GDP 比 5%まで増額する必要があると表明しました。 仮に 3.5%としても、現在の 2 倍の 20 兆円規模になります。

防衛費の増額について石破首相は、「必要なものは積み上げていく」「同盟国である以上当然のことだ」と述べています。

国の防衛予算に充てる建設国債の発行額は拡大を続け、2025 年度当初予算では前年度比 40%増の 7148 億円を計上しました。太平洋戦争の反省から、防衛費を借金で賄うことはしてきませんでしたが、23 年度当初予算から解禁され、4 割増となっています。

#### 〈在日米軍経費〉

日本政府が当初予算に計上した在日米軍経費の総額は年々増加し、2024年度は8601億円に上り過去最大を更新しました。24年度は補正予算にも計上しており、実際には1兆年を大きく超える見込みです。



※赤旗 2025 年 3 月 3 日

## 〈子どもを対象にした自衛隊の広報活動〉

小中学校で行われている自衛隊での職場体験や防災体験で子どもが戦車やミサイル、大砲などの 殺傷能力があるものに触れあり見たりしている例が、2023 年度に全国 13 道県で 78 件あったことが 明らかになりました。判断能力がまだ備わっていない子どもに学校教育の場で武器に触れさせるこ とは国際的に見ても異常です。

また、神奈川県横須賀市にある陸上自衛隊高等工科学校が制度募集のため、中学 3 年生の住民の個人情報を自治体から取得していたことが明らかになりました。高等工科学校の生徒の募集は、自治体が行う募集業務の範囲外とされており、自衛隊が謝罪に追い込まれています。

## 〈日本国憲法に基づく平和自治権の行使〉

東海大学の永山茂樹教授は、2024 年 7 月の静岡県地方自治研究所総会における記念講演で、「戦争ができる国づくり」への対抗軸として、日本国憲法に基づく「平和自治権」の行使を強調されました。

一つは「受動的平和自治権」で、国や地方政府が住民の平和的生存権を害するような政治を行った時に、それに抵抗する自治権です。住んでいる地域にミサイル基地がつくられようとした場合、実際に戦争になった場合は、その地域が最初に敵国から攻撃される可能性が高くなるため、それに抵抗する生存権を行使することです。本来は自治体が先頭に立って行使すべき権利です。

二つ目は「能動的平和自治権」で、平和基本条例を自治体で作ったり、第二次世界大戦時の災害被害の情報を収集・保存したり、平和の教育活動を支援したり国際交流を促進したり、非核非武装都市宣言を行うといったことです。

三つ目は「住民の平和主義的抵抗権」で、住民は平和侵害に抵抗する権利を持っており、平和主義的な抵抗権を行使する責務は、日本国憲法第12条にも「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の普段の努力によってこれを保持しなければならない」と書かれています。

永山氏は、自治体も住民も平和自治権の主体として、平和な地方自治を進めていくための役割を負っており、国に任せるのではなく、その中心的な役割を負わなければならないことを強調しました。

#### 2 自治体を取り巻く状況

#### (1) 地方自治法改正による地方自治の後退

昨年6月、きわめて不十分な審議のまま、地方自治法「改正」案の採決が通常国会で強行・可決され9月に施行されました。「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生する恐れ」がある場合に、国が地方自治体に対して「指示権」を行使することができるようになりました。しかし、国会審議の中で「改正」の根拠となる立法事実やどのような事態の際に指示権を発動できるのかの具体的な事例が示されておらず、本来、国が直接関与することができない自治事務についても、地方自治体に対して恣意的に命令ができるようになりました。

政府は、自然災害や感染症などを根拠に挙げましたが、集団的自衛権行使による武力攻撃事態も除外されないとしており、「緊急事態条項」を加えようとする改憲の動きを先取りし、戦争する国づくりのために自治体を戦争体制に組み込むねらいが強く表れています。

2000 年の地方分権一括法による「国と地方は対等の関係」にも明確に違反し、憲法 92 条の「地

方自治の本旨」をもふみにじるもので、戦後日本における地方自治の重大な危機です。国と地方を 「主従関係」に戻し、地方を「指示待ち」体質にしてしまわないかといった懸念があります。

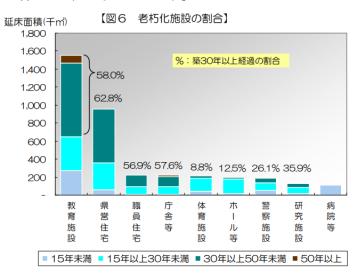
改正された地方自治法について、全国の都道府県知事と市区町村長を対象に共同通信社が実施したアンケートでは、自治体トップの 63%がこの改正について好意的に評価していることが明らかになりました。

# (2) 経済効率最優先の公共施設統廃合

## 〈静岡県公共施設等総合管理計画〉

経済的効率を優先した公共施設の統廃合が進んでいま す。

静岡県の公共施設等総合管理計画では、公共建築物の最 多は教育施設 37.0%で、うち築 30 年を経過した施設の割 合は 58.%となっています。



【図5 公共建築物の用途別内訳】 文化施設 0.5%-福祉施設 公園 その他 病院等 研究施設 0.8% 7.2% 2.7% 警察施設 教育施設 【図5 37.0% ホール等 用途別 4.7% 延床面積内訳 5.1% 体育施設 (公共建築物)】 5.3% 庁舎等 職員住宅 県営住宅

※静岡県公共施設等総合管理計画

この傾向は県内各市町にも見られ、現在、 各地で学校施設の統廃合が進められてい ます。

静岡県の公共施設等総合管理計画では、 2049年度までに、19年度比で15%削減の 目標を設定していましたが、知事の意向を 踏まえて5ポイント上乗せし、「30年間で 20%削減」に目標を改めました。削減状況

は23年度末時点で3.25%減となっており、今後も県有施設の総量削減は進められていきます。

県の行政運営の方向性を議論する「行政経営戦略会議」の初会合が 6 月と8月に行われ、県の財政状況について、有識者から「不良債権レベル」と警鐘を鳴らす意見が出ました。また「人口減少、税収減が見込まれる中、25~30%程度の削減まで踏み込むシナリオも検証していくことが重要」という意見もありました。県は、歳入の伸び悩みや公共インフラや施設の維持管理増などを県財政の構造的な課題として挙げており、財政面からの公共施設の統廃合を加速させる可能性があります。会議の提言を踏まえ、本年度中に「行政経営推進プラン 2028」を策定します。

#### 〈公立学校の減少〉

全国の公立小学校の数は、全国 2 万 3681 (2000 年) から 1 万 8669 (2023 年) へと 5012 校、 21,8%減少し、静岡県では 546 (2000 年) から 486 (2023 年) へと 60 校、11.0%減少しました。 全国の公立中学校の数は、1 万 453 から 9095 へと 1358 校、13.0%減少し、静岡県では 272 から

259~と13校、4.8%減少しました。

静岡県での統廃合は、県中西部の山間部や伊豆地域など、人口減少が進む中山間地が大半を占めています。

全国市町村の公有財産(建物)の延面積の変化(2011~2019)を見ると、一番減少しているのが小学校で248万6378㎡、2.3%の減少ですが、一方で公営住宅やその他公共財産(建物)等で増加しており、全体では増加しています。

今後さらに公立学校の統廃合が進む恐れがあります。

市町村の公有財産(建物)の延面積の変化(2011~2019年度)

(単位: m²)

財産	種別		行政財産						
施記	<b></b>	本庁舎	消防施設	その他行政 機関施設	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校
2011	面積	16,785,947	5,423,440	21,175,103	109,190,206	65,899,851	0	3,023,024	46,671
2011	割合	3.6%	1.2%	4.6%	23.7%	14.3%	0.0%	0.7%	0.0%
2019	面積	18,086,238	6,002,232	19,842,247	106,703,828	65,547,557	866,132	3,021,884	114,872
2013	割合	3.9%	1.3%	4.3%	22.9%	14.1%	0.2%	0.6%	0.0%
面積	増減	1,300,291	578,792	-1,332,856	-2,486,378	-352,294	866,132	-1,140	68,201
面積刻	变化率	7.7%	10.7%	-6.3%	-2.3%	-0.5%	皆増	0.0%	146.1%

行政財産									
施訓	受名	公営住宅	公園 (建物)	その他公共財産 (建物)	山林 (建物)	その他 (建物)	計	普通財産(建物)	公共財産 (建物)計
2011	面積	90,862,490	7,428,365	138,121,695	0	2,864,228	460,821,020	16,527,237	477,348,257
2011	割合	19.7%	1.6%	30.0%	0.0%	0.6%	100.0%	-	-
2019	面積	94,080,976	7,640,786	142,496,228	1,126	1,961,308	466,365,413	20,779,217	487,144,630
2019	割合	20.2%	1.6%	30.6%	0.0%	0.4%	100.0%	-	-
面積	増減	3,218,486	212,421	4,374,533	1,126	-902,920	5,544,393	4,251,980	9,796,373
面積刻	变化率	3.5%	2.9%	3.2%	皆増	-31.5%	1.2%	25.7%	2.1%

※山本由美、平岡和久「学校統廃合を超えて(総務省資料)」より作成

## 〈学校統廃合の歴史〉

学校統廃合については、戦後3回のピークがありました。

最初は1950年代の昭和の市町村大合併期で、中学校の統合が多く行われました。

次が 1970 年代で、過疎地対策緊急措置法により国庫負担の割合が高くなり、統廃合が進みました。 しかしながらこの時は、保護者や住民が反対運動、裁判を行い、1973 年に文部省(当時)は方針転換を余儀なくされました。1976 年に名古屋高裁で「(小学校の) 徒歩通学など教育諸条件は子どもの人格形成に意義がある」との判決が下され、そこには小規模校に教育的価値があることも挙げられました。

3回目は2000年代で、PFI法に基づく公共施設等の整備等の事業などに対して財政支援をする制度が始まり、学校施設整備にも活用されるようになりました。2015年には経済・財政一体改革推進委員会の改革工程表で、「学校の適正規模化」「2020年までに小規模校の解消に着手している自治体の割合を100%にする(その時点では2/3)」と数値目標が掲げられ、多くの財政誘導が行われました。

同じ年の2015年、文科省(当時)の学校統廃合の「手引き」改正が行われ、6学級以下の学校は「学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」とし、通学の距離規定「小学校4km、中学校6km以内」に「スクールバス等を用いておおむね1時間以内」の時間規定を加えました。手引きには、「小規模校でも存続させる場合の教育の充実」として4つの条件を示し、「地理的、気象的条件」「学校を当該コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置づけ、地域をあげてその充実を図ることを希望する場合」などが挙げられているにもかかわらず、コミュニティの存続が危ぶまれる統廃合が進んでいます。

その最大の要因は、「地方創生」のもと 2014~16 年度に総務省が全ての自治体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」にあります。将来の自治体の人口減、税収減に応じた公共施設の総量を見直し、全ての公共施設を総延床面積で捉えてその総量を減らす計画です。自治体は総量を減らすため、公共施設の中でも延床面積の占める割合が大きく(全施設の 30~60%)、利用者数が少ない学校を絶好のターゲットにしています。

今回の統廃合で問題を複雑にしているのは、経済的目的で進められるにもかかわらず、「小規模校は子どもにとって教育的効果が低い」「切磋琢磨できない」「小中一貫校は優れた教育を提供できる」といった、行政による実は根拠のない「宣伝」により、保護者の運動が分断されていることにあります。

教育行政学を専門とする山本由美和光大学教授は、都市計画論から見た「日常生活圏である小学校区」の重要性を提起しています。小学校、商店街、鉄道・路線バスなどの公共交通機関、かかりつけ医療機関の4点をセットにして、地域コミュニティを維持していくために大切にしていくことが必要です。

国や自治体には、憲法に定められている教育を受ける権利を保障するため、財政を確保する責任があります。

学校統廃合は必ずしも財政効率化につながるとは限らないという報告があります。その要因として、スクールバスの委託費等の増加が影響していることが挙げられています。

総務省は本年度、使わなくなった公共施設を解体する自治体の財政負担を軽減するため、費用の半額程度を地方交付税で手当します。公共施設適正化に向けた計画策定がされていることなどが要件で、防犯や防災上のリスクを取り除き、土地の利活用が進む点でメリットがあるとしています。

#### 〈静岡市の学校統廃合〉

静岡市は、中山間地域を中心に小中学校の統廃合を進め、静岡型小中一貫教育を全面実施するとして、2026 年度に清水区の庵原地区、28 年度に葵区の藁科地域で施設一体型小中一貫校を開校させます。清水区の由比地区では勉強会が開かれ、住民は市が説明する「切磋琢磨できる環境確保のための適正規模化」等について、「教育の充実をまちづくりの新たな魅力にしたいと」と前向きにとらえています。

## 〈公立保育所の減少〉

公立保育所の数は、全国 1 万 2707(2000 年)から 7750 (2022 年) へと、4957 保育所、39%減少

しました。静岡県では、217 から 201 へと 16 保育所、7.4%減少しました。保健所も統廃合が進み、全国 <math>845 (1996 年) から 469 (2020) へと、376 か所、44.5%減少し、静岡県では <math>15 から 7 へと、8 か所、53.3%減少しました。

# (3) デジタル化推進による行政の産業化

## 〈デジタル田園都市国家構想総合戦略〉

国は 2022 年に「デジタル田園都市国家構想総合戦略(以下「戦略」)」を策定しました。「地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、デジタル田園都市国家構想が掲げる『全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会』を目指す」としています。

戦略は、「デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2023 年度から 2027 年度までの 5 か年の KPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置づけたもの」で、「地方は、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた『地方版総合戦略』の策定に努める」としています。

目的は、社会のデジタル化を一気に進め、公共部門を民間企業に開放し、自治体の効率化・合理化を進めることにあります。総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」第二次報告(2019 年7月)には、「2040 年頃を見据えた自治体行政の課題」として、最初に「スマート自治体への転換」が挙げられ、「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある」としています。

公共部門を民間企業に開放することにより、これまで自治体が管理・運営していた市民の健康管理、教育、福祉などの情報が民間企業の収益の対象になり、本来は平等性を基本とすべき分野に新たな格差が生じる可能性があります。

自治体のデジタル化による手続き等様々な平準化には、利便性向上という利点はあるものの、これまで各自治体で進められてきた上乗せサービス等の独自の施策が一気に縮小し、全国で均一化が進む恐れがあります。またそれは、「政府の意向に沿って簡単に地域や自治体を作り変えられる仕組み」への転換、「考えない自治体」への転換を孕んでおり、自治体が管理している個人情報の取り扱いについても、今後一層注視していく必要があります。

政府の個人情報保護委員会は、病歴や信条など要配慮個人情報のAI学習向けデータ取得について、 学習データに使うだけでは個人の権利侵害にはつながりにくいとして、本人同意を不要とする方向 で法改正を審議しています。

全国 62 の中核市でつくる中核市市長会は、自治体システムの標準化により、運用経費が平均で移行前の 2.3 倍に膨らむ見通しとする調査結果を公表しました。 うち 13 市は 3 倍を超え、増加幅が 5.7 倍を超える自治体もありました。

国が示すシステムの仕様書が経費増の主因だとして、肥大化した経費を国が負担するよう緊急要望を提出しました。

## 〈デジタル技術を有する人材の確保〉

政府の「新しい資本主義実現会議」の実行計画改定版の原案で、税や給付金のオンライン申請や住所変更手続きなどを一つの窓口で完結できる自治体を 2027 年度末までに 340 自治体 (1741 自治体のうち 19.5%) に広げることが明らかになりました。

また、窓口で書類を書かない「タブレット入力申請」や、自宅での電子申請、予約システムによる 待ち時間解消などにデジタル技術を活用する自治体を広げるため、総務省は浜松市などの 9 市町を モデル事業に新たに採択し財政支援を行います。

しかしながら政府が進めるデジタル化、自治体の組織や業務を改革するデジタルトランスフォーメーションでは、自治体の人材確保が難しい状況にあり、特に 5 万人以下の自治体で、自治体間格差が懸念されています。政府は国と県が連携し、企業の協力も得ながら人材を確保し、市町村に継続的に派遣できるようにするとしています。

デジタル庁は、目視点検や対面申請などを条例などで義務付ける自治体の「アナログ規制」撤廃を 支援するため、浜松市など計 31 自治体に職員を派遣することを発表しました。26 年度中に半数の 自治体が作業に着手することを目指していますが、24 年 4 月時点では 11%にとどまっています。

これらの動きについて注意しなければいけないのは、例えば納税行政のデジタル化については、 納税は義務でありながらも、納税者の権利保護の法整備などが必要であることや、同様に医療や健康 に関するデジタル化についてもプライバシーの保護が保障されなければならないことです。

#### 〈生成 AI の活用〉

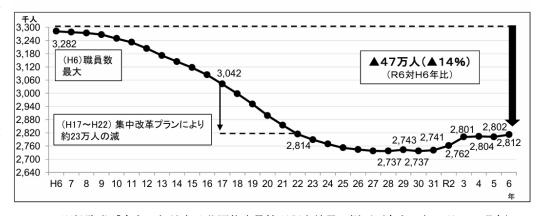
デジタル庁は 2025 年度中に、生成 AI (人工知能) を行政機関で活用するシステムを開発・導入することを公表しました。行政機関は、会議の議事録の要約や企画書の作成、過去の統計情報の確認などに使用し、職員の作業時間を減らすことや、チャットポットを通じた福祉相談への対応、行政手続きの長い説明文の要約など住民サービスに役立てることが想定されています。

#### (4) 人件費削減、職員非正規化等による機能の低下

国による公務員

〈地方公共団体の職員数の推移(平成6年~令和6年)〉

の総人件費削減・定 数管理政策により、 地方自治体の職員 数は 1994 年から 2024 年までに約 47万人(14%)減 少しました。1994 年から2016年まで は一貫して減少し、



その後は横ばいか微増とな ※総務省「令和6年地方公共団体定員管理調査結果の概要(令和6年4月1日現在)」 っています。定年が令和5年度から段階的に引上げられ、5年度末に定年退職者が生じなかったこと などにより、職員数は対前年比で大幅に増加しています。 2024年度、一般行政部門は、子ども子育て支援への対応、デジタル化への対応のほか、生活保護関連業務への対応、観光や地方創生への対応などにより前年比5337人、0.6%増加しました。

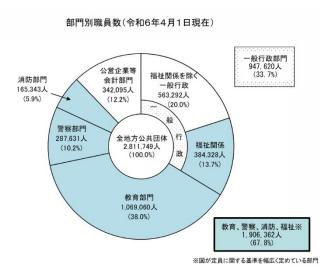
教育部門は、35 人学級編制や、特別支援学級の増加などにより全体として前年比 2997 人、0.3% 増加しました。

公営企業等会計部門は、病院の再編整備などにより、前年比551人、0.2%増加しました。

部門別職員数及び割合は、円グラフのとおりです。

地方自治体では、正規職員の削減と並行して非 正規職員への置き換えが進み、非正規職員の数は 2023年4月1日時点で74万2725人と、5人に 1人が非正規職員となっています。

非正規職員の割合は、市区で 43.5%。職種では、 図書館員 73.3%、給食調理員 69.8%、保育士な ど 56.9%が非正規となっています。90%の職員 が年収300万円未満で、うち48.5%が100~200 万円未満で、公務職場でワーキングプアが生まれ ています。



※総務省「令和6年地方公共団体

背景には、国の定数管理政策だけでなく、業務が増えな 定員管理調査結果の概要(令和6年4月1日現在)」がらも財政難で正規職員を増やせないことがあります。

待遇への不満や業務量の増加などを理由に、2023年度は自己都合退職1万9000人あまりと、約10年で3倍に増えました(正規職員)。30代までの若手が全体の3分の2を占めており、住民サービスの低下や組織の弱体化が懸念されます。

# 〈人材確保〉

国と地方を合わせた公務員総数を欧米と比較すると、国全体の人口比で見た公務員の数はフランスの半分以下に過ぎず、日本は世界でもまれに見る公務員が少ない国となっています。

近年、自然大災害は頻繁になり大型化していますが、その対応にあたるのは自治体の職員たちです。1995年の阪神・淡路大震災から2024年末までに死者・行方不明者10人以上、もしくは負傷者が100人以上の大災害は、115件あり、毎年4件弱の大災害が起こっていることになります。今後の大規模災害への備えを考え合わせると、災害対応は自治体職員の基本的な業務であり、人員の充足が必要です。

しかしながら国の政策は、災害を想定した最低限の増員ではなく、政府からの指示で他の自治体 からの職員をフル活用することとなっています。

現状は、増員しようにも地方公務員のなり手不足が深刻となっており、総務省は人材確保を目的として、地方公務員の兼業や副業を促すための許可基準を示しましたが、専業業務がおろそかになったり、私企業との癒着や長時間労働につながったりする懸念があります。

総務省の研究会では、市町村の職員減対策として、国と都道府県が市町村の事務を代行することな

どの対応が必要だとする報告書をまとめました。2040年頃に団塊ジュニアが退職することで人材不 足が深刻化し、行政サービスの維持が難しくなることが指摘されています。

静岡県の職員採用は退職者補充のために採用予定数を倍増したこともあり、1次試験受験者数に占める最終合格者数を示す倍率は1.9倍となり、県幹部は「この状態が続けば、職員の質が保てず、公を維持できない」と危機感を訴えるほどの低さとなっています。

## 〈民間委託による業務の停滞〉

大阪府立図書館は、2007 年から業務の民間委託を始め、2025 年度は業者選定方法を総合評価方式から金額ベースによる一般競争入札に変更しました。これにより受託業者が変わり、業務に支障が出ています。スタッフが利用者から予約さされた本を見つけられず数日かかることや、返却された本を戻す書棚を見つけられないことなどがあり、謝罪文を出す事態となっています。

県内では、島田市が金谷公民館の運営業務について、2026年度から3年間の指定管理者による管理運営を直営に戻す方針を示し、下田市は市民文化会館、市民スポーツセンター、敷根公園の運営業務について、2027年度から直営に切り替える方針を示しています。

#### (5) ハラスメント

総務省消防庁が初めて行った全国調査では、2023 年度に 176 件発生し 206 人が懲戒処分されています。最多はパワハラで 145 件、次いでセクハラ 19 件でした。被害を受けた職員の退職が相次ぐ消防本部もあり、対策が急がれています。

#### 3 県内の状況

## (1) リニア中央新幹線問題

鈴木知事は知事就任会見で、利水団体など利害関係者の理解を得ながらスピード感を持って進める旨発言し、ある時点で政治的決断をすることも含めその後の方針となりました。3月末でリニアを担当した森副知事が退任し、鈴木知事が浜松市長時代に副市長だった平木副知事が就任、7月には国交省から2人の官僚がリニア担当部局に配属されるなど、川勝知事時代の人事が一新され、人事面からリニアについてスピード感を持って進めることが示されました。

一方、静岡新聞の報道によると、工事の遅れは本県など沿線全1都6県の32カ所と全体の約4割(契約工区数ベース)に及び、開業目標の2027年を超えることが明らかになりました。環境アセスメント研究の第一人者、原科幸彦東京科学大学名誉教授は、同社の環境影響調査の検討不足や施工管理能力の欠如から、遅れは「起こるべくして起きた」との見方を示し、計画に大きな狂いが生じているリニア事業の目的やルートを国会で議論すべきだと主張しています。

リニア関係 8 団体は「静岡県リニア工事ストップ署名」、約 1 万 3000 筆を国会に提出しました。 8 人の議員(立憲 2、共産 4、れいわ 1、社民 1)が紹介議員となりました。リニア工事が全国新幹線 鉄道整備法を悪用して民間出資 100%の事業のため、さまざまな規制を免れ国会で議論されていないにもかかわらず、後から 3 兆円の公的資金が投入されたことから国会で徹底して審議してほしいと要請しました。

## ① 3者合意と JR 東海の県境ボーリングの失敗

県境付近のボーリングについて、静岡県、山梨県、JR 東海の3者合意が行われました。川勝前知事時代の静岡県側の提案が実現したもので、はじめて断層破砕帯で湧水圧試験を実施して透水係数を算出する画期的なものです。

この合意にもとづいて県境付近の先進ボーリングが行われました。地質のもろい部分で湧水圧試験を実施し湧水圧試験をする予定でしたが、JR 東海からはいくら待っても報告がなく、リニア8団体は抗議行動を行って説明を求めました。

静岡県の水問題の根底には、ずさんな環境アセスメントの調査があり、大井川の流水量を毎秒 2 トンと低く見積もり、「工事湧水 500 万リットル」はあまりに過小に算定しているところです。県境付近のボーリングにおいてそれを是正することにつながる検査を約束していた矢先の失敗でした。

これらの動きは県民からすればこれまでにない特異なもので、川勝前知事であれば大いに説明が求められるものです。

#### ② 先進坑掘削と水問題の対話完了

3月の地質構造・水資源専門部会において、運動団体も含めて要求していた西俣断層の報告書が開示され、前述の検査も含めて静岡工区のことを議論する課題が見えてきました。それにもかかわらず、6月2日の専門部会で水問題について対話完了の方針が示されました。委員の中からリスク管理の中に前回問題となった西俣断層のことが書かれていないと意見が上がり、その中に運動側も要求した田代ダム案の中止を判断する項目も含めるかたちで含めるかたちでリスク管理のフローチャートが書き直されました。しかしそれは生物多様性に関わることであるにもかかわらず、整合性は図られていません。

静岡工区掘削時のJR 東海の対策がありません。岐阜県瑞浪市の出続けるトンネル湧水の薬液注入について、JR 東海は打ち切りを宣言しましたが、静岡の水源は大丈夫かの声があがっています。

#### ③ 代償措置とネイチャーポジティブ

南アルプスの生物多様性がリニアトンネル工事で損なわれる問題について、これまで静岡県は「回避」「低減」を基本としてきました。しかしここにきて静岡県の専門部会は代償措置、そして損失以上の自然を回復させていくというネイチャーポジティブを検討することとなりました。これは上流部に対してJR東海が水の確保の措置を示せないでいることが背景にあります。何が損失以上かは難しく、けっして失った自然は戻らないことは間違いありません。



南アルプスの生物多様性を守ることは、今どういう場所にどういう種が生息しているかの把握が 大きく関わることになります。この秋、11の沢の調査を実施することになりますが、沢の水の流量 減の推定が少ないまま実施に向かっています。

# (2) 浜岡原発

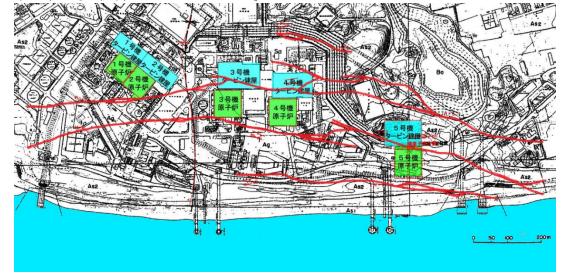
石破首相は、福島原発事故以来掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言を削除 し、原発の「最大限活用」を盛り込んだ「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

4月8日に浜岡原発を視察し、早期の再稼働が重要との考えを示した玉木雄一郎氏が代表を務める国民民主党が、7月20日投開票の参議院議員選挙で躍進し、幹事長の榛葉賀津也氏が75万2187票を獲得し、静岡選挙区の自公候補に30万票以上の大差をつけて当選しています。自民党、公明党、維新の会が議席を後退させたものの、原発政策を推進する参政党、保守党は議席を伸ばしており、立憲民主党が前回のマニフェストに記載していた「全ての原子力発電所の速やかな停止と廃炉決定」「原発に頼らない地域経済の確立」の文言を、削除し「2050年までのできるだけ早い時期に原発ゼロ」「新増設は行わない」と脱原発政策をトーンダウンさせるなど、予断を許さない状況となっています。

5月14日に政府の要請によって浜岡原発が停止してから14年目にあわせ、静岡新聞社がUPZ圏内 (浜岡原発から31km圏内)の自治体首長に実施したアンケートによれば、再稼働を容認すると回答した市町は今年も無かったものの、昨年に引き続き自治体首長が再稼働への賛否について立場を決めかねている現状が浮き彫りとなっています。

中部電力は、浜岡原発の再稼働に注力しており、2024年11月に3、4号機のプラント審査開始が 決定したものの、再稼働の前提となる新規制基準適合性審査は、「H断層」と「津波対策」の問題で 合格が見通せない状況が続いています。

浜岡原発は、原子炉建屋及びタービン建屋の下に「H断層」と呼ばれる断層が走っていますが、新規制基準では活断層の上に重要施設を設置できないことになっています。審査合格のためには、H断層が活断層ではないことを証明する必要があり、中部電力は「BF-1」と名付けたトレンチ(溝)で発見された地層と、その周辺のデータを収集・再整理することでH断層の活動性を否定しようとしていますが未だその証明には至っていません。



津波については、中部電力が示した「最大津波高 25.2m」が規制委員会で概ね了承され、敷地前面の防潮堤を現在の 22mから 28mに嵩上げし、敷地西側の新野川の盛り土についても同じ高さ (28 m) に嵩上げする方針が中部電力から示されましたが、規制委員会の前委員長である更田豊志氏は「あれだけの構造物の場合、嵩上げは簡単ではない」と述べており、大規模な改修が必要になることが予想されます。

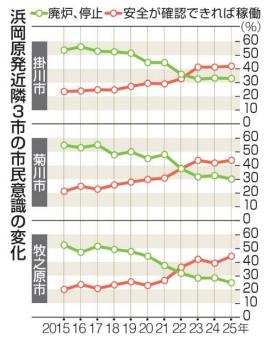
また、静岡地裁浜松支部で取り組まれている浜岡原発永久停止裁判において、地震発生時の砂丘堤防の液状化や、それに伴い砂丘が消失した場合の防波堤の強度と安全性の問題、水が地盤に浸透して水や土砂が噴き出す「パイピング現象」など、地盤の変化によって敷地内への浸水が生じる危険性も指摘されています。

2024 年 8 月、南海トラフ巨大地震の想定震源域の西端に位置する宮崎県沖でM7.1 の地震が発生し、巨大地震発生の可能性が平常時より高まったとして、気象庁が初の「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、2025 年 1 月には政府の地震調査委員会が南海トラフ沿いでM8~9 の規模の地震が今後30 年以内に発生する確率を、従前の「70~80%」から「80%程度」へ引き上げています。

東日本大震災・福島第一原発事故の様に、自然災害と原発事故が同時に発生する複合災害が発生した場合、静岡県の広域避難計画ではUPZ圏内の市民は、放射線量が低下するまで「屋内退避」となっていますが、内閣府が3月31日に公表した新たな南海トラフ巨大地震の「被害推計報告書」によれば、静岡県内の建物の全壊焼失は34万6000棟とされており県内の多くの自治体で市民が屋内退避できない事態が容易に想像できます。

広域避難そのものについても、東を箱根山に、西を浜名湖に、南を海に、北を南アルプスと富士山に囲まれ、東西の移動を困難にする富士川、安倍川、大井川、天竜川や東海道の難所を多く抱える静岡県で、市民が安全に避難することは不可能です。このような状況下で浜岡原発の再稼働を進めることは、市民の命とくらしを危険にさらすことに他なりません。

このような状況のなか、浜岡原発安全等対策協議会(4市対協)の内の3市(掛川市、菊川市、牧之原市)が実施した2025年度の市民意識調査の結果によれば、浜岡原発の再稼働について、「安全が確認できれば稼働した方がよい」とする回答がいずれも4割を超え、「廃炉・停止」を上回っています。3市とも容認派が慎重派を上回るのは3年連続となり、電気料金の値上げなどを背景に容認派の増加傾向が続いています。



※静岡新聞 2025.7.10

## (3) 災害

# ① 南海トラフ巨大地震 〈被害想定〉

政府が公表した南海トラ フ巨大地震の新たな被害想 定では、死者は最大で29万 8000人、経済被害は約292兆 円に上ります。前回の想定か ら死者数が1割しか減ってい ないのは、地形データの見直 しで津波浸水地域が拡大し たことが大きく影響したと されています。避難者は最大 1230 万人が見込まれ、日本の 人口や経済活動の 5 割が集ま る地域の被災が想定されてい ます。

本県の想定死者数は全国最
--------------

沿			新想定	旧想定
温 熱	海	市	5 (4)	5 (4)
生伊	東	市	9 (5)	10 (5)
		町	14 (8)	14 (8)
送東	伊豆			and the second s
<b>給河</b>	津	町	13(10)	13(10)
型下	田	市	<b>31</b> (15)	33(15)
で南	伊豆	町	25(14)	<b>26</b> (15)
町での	崎	田丁	18(12)	16(12)
最西	伊豆	町	14 (9)	15 (9)
关 伊	立立	市	11 (8)	11 (8)
	津	市		*
津沼	洋		10 (7)	10 (7)
波富		市	6 (5)	6 (6)
高静	岡市清水	区	11 (6)	11 (6)
古田	岡市駿河	区	11 (8)	13 (8)
·* ,k±	津	市	10 (6)	11 (6)
/丰半 士	苗	町	9 (8)	9 (8)
	之原	市	14(11)	14(11)
が御	前崎	市	19(12)	19(13)
は一掛	Ш	市	14(11)	14(11)
III > 1	井	市	11(10)	10(10)
南内磐	H	市	13(10)	12(10)
区位证	公市中央	·区	17 (6)	<b>◆16</b> (14)
均 湖	西西	市	16 (6)	16 (6)
1-1 1-11	10		10 (0)	10 (0)

※静岡新聞 2025.4.1

長別の浸水域面積は表のとおりです。 県は2026年度をめどに、県の第5次地震被害想定を公表することとしています。

多の 10 万 3000 人となっています。沿岸市区町での最大津波高、市区

市区町別の浸水域面積(平方\*。 (平方\*。 (平方\*。 )

「口区町の「の人人の人人」			
市区町	新想定	旧想定	
熱海市	0.5	0.3	
伊東市	1.0	0.5	
東伊豆町	0.8	0.7	
河津町	0.8	0.7	
下田市	5.6	4.9	
南伊豆町	4.4	3.4	
松崎町	2.3	1.8	
西伊豆町	2.8	2.5	
伊豆市	1.4	1.2	
沼津市	7.6	6.7	
富士市	2.8	2.9	
静岡市清水区	13.1	12.9	
静岡市駿河区	3.7	3.5	
焼津市	11.7	11.5	
吉田町	6.5	6.0	
牧之原市	11.3	10.4	
御前崎市	10.4	9.7	
掛川市	5.5	5.3	
袋井市	1.4	1.7	
磐田市	12.9	14.0	
浜松市中央区	40.0	21.7(旧南区) 18.6(旧西区)	
浜松市浜名区	1.3	0.6(旧北区)	
湖西市	8.1	8.1	

※浸水深15°以上、県内の合計浸水面積が

#### 〈防災計画〉

政府は、「防災対策推進基本計画」を 2014 年以来初の大幅改定を行いました。前回想定は直接死 の死者数を最大32万3000人とし、10年以内の8割減を目指しましたが、実際には1割減にも届き ませんでした。背景に建物の耐震化や早期避難といった人命に直結する対策が十分に進んでいない 状況があります。今回の改定では、最悪で 29 万 8000 人と想定する死者数を、今後 10 年間で 8 割 減らし、全壊・焼失建物数を半減する目標を明記しました。津波ハザードマップの活用や住宅の耐震 補強などから対策が進められます。

政府は災害対策基本法などを改正し、自治体に年1回の備蓄状況の公表を義務付けることや、救助 の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、在宅や車中泊の避難者の支援に国費を充てることを位置 付けることを明らかにし、今夏ごろまでの施行を予定しています。

日本経済新聞が行った南海トラフ巨大地震想定自治体(139市町村)を対象にした調査で、不可欠 な備蓄品とされる8品目(食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携 帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品)について、6割の自治体でいずれかがゼロである ことがわかりました。食料の備蓄がゼロである自治体はなく、毛布の備蓄がゼロである自治体も僅か でしたが、その他については 20~40 を超える自治体で備蓄が ゼロでした。ただし、食料についての品目や日数や毛布の枚数 など詳しく見ると、課題は山積しています。

南海トラフ巨大地震が起きた際、県は、県内では最大 6 万 955 戸の仮設住宅が必要と見積もっていますが、充足率は県全 体で 78.81%でした。また、充足率 100%未満の市町は 13 あ りました。仮設住宅は災害救助法に基づき都道府県が建設しますが、適地は各市町が県に報告することになっています。適地 が不足している市町は、人口の多い都市部や平地の少ない地域 が多くを占めています。

〈自治体への職員派遣
------------

気象庁は、地域の特性を踏まえ、河川ごとの水位上昇や土壌の含水量といったリスクを分析する「気象防災アドバイザー」の全都道府県への5人以上の配置を目指しています。24年10

仮設住宅の適地の充足率が 100%未満の市町			
市町	建設可能 戸数(戸)	必要 戸数(戸)	充足率 (%)
南伊豆町	0	128	0
松崎町	19	162	11.73
西伊豆町	52	300	17.33
熱海市	36	551	6.53
三島市	346	415	83.37
函南町	30	41	73.17
静岡市	9261	14424	64.21
吉田町	250	490	51.02
掛川市	2138	2214	96.57
菊川市	692	1136	60.92
森田丁	306	313	97.76
浜松市	8682	19919	43.59
湖西市	98	1835	5.34

東京新聞 2025.3.30

月時点で5人以上となったのは、東京、山梨、静岡、愛知の4都県にとどまっています。

総務省は、南海巨大地震が発生した際に大きな被害が想定される 10 県に、応援職員を即時派遣する自治体を事前に割り当てる方向で調整しています。応援側は要請を待たず、災害対応に詳しい職員を先遣隊として派遣するもので、静岡県の応援自治体は富山県を中心に、岩手県、仙台市が想定されています。平時に訓練や視察を重ねられ、具体的な支援計画が立てられるメリットがあります。

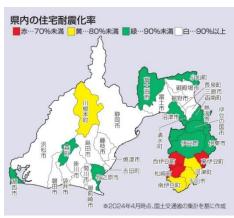
# 〈県の支援〉

静岡県は2025年度予算に、県民が耐震シェルターや防災ベッドを購入する費用を補助する費用を計上しました。65歳以上のみが住む高齢者世帯に最大50万円、それ以外の世帯には40万円までを補助し、高齢者世帯の負担額は10万円ほどです。

#### 〈住宅の耐震化等〉

古い耐震基準で建てられた静岡県内の住宅の割合は、下田市、熱海市、伊豆市など伊豆半島が上位を占め、高齢化率の高さとの関連が見られます。

昨年2月に国土交通省が公表した 都道府県別の住宅耐震化率は、静岡県 は89.3%でした(2018年)。2024年 時点の県内の耐震化率は図のとおり です。



※静岡新聞 2025.7.2

市町	住宅の割合と と記述の割合と と記述の と記述の と記述の と記述の と記述の と記述の と記述の と記述	65歳以上住民 の割合)
下田	44%	42% 49 43 35 44 32 32 32 30 33 30 31 34
熱 海伊 豆	35	49
森	27	35
	26	44
島田	26	32
牧之原	25	32
牧沼 宝宝	24	32
富士宮	24	30
函南	23	33
小山静岡	35 32 27 26 26 25 24 24 23 22 22 22 21 20 20	30
伊豆の国	22	34
湖西	21	28
藤枝	21	30
藤 枝 田 松	20	29
浜 松	20	28
湖藤磐浜御焼 前	20	31
焼津	19 19 19	30
富士	19	28
二 局	19	30
裾 野	19	27
富三清裾掛 士島水野川	19 18	28
御殿場	1 16 1	26
菊 川	16	27
袋井	16	28 30 29 28 31 30 28 30 26 27 28 26 27 24 26
吉田泉	15 13	26 22

※静岡新聞 2024.2.3

## 〈水道の耐震化〉

国土交通省が全国の水道事業者の経営状況などをまとめた「水道カルテ」で、県内38事業者のうちの12事業者が「赤字」状態になっていることが2024年12月に明らかになりました。10事業者が主要な水道管の耐震化率が全国平均の42%を下回り、最も低い函南町は11%でした。東伊豆町13%、伊豆市と下田市16%、松崎町18%と、伊豆半島の自治体が低い傾向にありました。県内平均は45%です。

国土交通省は水道耐震化を進めるため、自治体向けの補助金を 拡充する方針を明らかにしましたが、「運営経費の全額を料金収 入で賄えている」などを要件としており、料金の値上げを促す狙いがあります。

総務省は既存の光ファイバー網をセンサー代わりに使って老朽水道管などの地下インフラの異常を検知する技術を開発し、2029年度までの実用化を目指しています。

- NV	1か月の水道料金	料金回収率(%)	基幹管路の
事業者名	(円)	令和4年度	耐震適合率(%)
御前崎市	2,420	68	100
大井川上水道企業団	2,514	103	77
磐田市	2,582	105	73
裾野市	2,475	144	71
河津町	3,520	105	69
三島市	2,190	101	59
浜松市	2,156	92	56
藤枝市	2,464	123	56
菊川市	3,645	105	54
熱海市	2,615	103	50
掛川市	3,299	105	50
袋井市	2,970	117	49
富士宮市	1,815	106	46
焼津市	1,782	112	43
湖西市	2,750	113	42
伊豆の国市	1,584	96	41
伊東市	2,500	97	40
御殿場市	2,360	125	40
静岡市	2,607	110	40
吉田町	2,266	126	39
沼津市	1,610	97	37
森町	2,178	96	37
長泉町	1,150	115	36
富士市(富士川町)	1,859	_	34
島田市	2,545	102	34
富士市(富士)	1,859	103	33
小山町	1,397	95	29
南伊豆町	3,630	74	26
牧之原市	3,685	99	23
西伊豆町	2,090	106	19
松崎町	2,632	84	18
下田市	2,651	112	16
伊豆市	2,595	94	16
東伊豆町	2,849	97	13
函南町	2,310	110	11
県平均	2,444	104	45
全国平均	3,332	_	42

※静岡県の水道カルテ:国土交通省資料より作成(基幹管路の耐震適合率・高い順)

## 〈下水道の耐震化〉

都道府県が管理する大規模な下水道管の老朽化が進んでいます。耐用年数の 50 年を超える下水道管は、今後 20 年間で 12 倍に膨らみ、全体の 6 割に達することが明らかになりましたが、担当する自治体職員は、1 事業あたり 07 年の平均 9.4 人から 22 年には 7.4 人に減っています。

国土交通省「下水道管路メンテナンス年報 2023」によると、腐食のおそれが大きい点検対象の下水管渠は全国 3,463 kmで、静岡県は東京都 (229 km)、石川県 (207 km)、愛知県 (181 km) に次いで4番目 180 kmとなっています。(静岡県の面積、人口密度は全国 13位)

国土交通省は、比較的大型とされる直径 2m 以上の下水道管の状態を確認する調査を自治体に要請し、県内では浜松市、静岡市、沼津市が対象となっています。

#### 〈井戸水の利用〉

民家や事業所の井戸を災害時用に市町に登録する制度が広がっています。断水時に生活用水を住民に無償提供してもらうのが目的で、国がガイドラインを策定しました。静岡新聞の取材で 9 市町 (藤枝市、浜松市、静岡市、島田市、清水町、磐田市、焼津市、牧之原市、下田市:開始時期順)で導入し、9 市町 (沼津市、三島市、伊東市、富士市、菊川市、長泉町、小山町、吉田町、森町)が準備・検討中であることがわかりました。

#### 〈「防災庁」の設置〉

政府は、災害対策を全般的に統括する組織「防災庁」を 2026 年度に設置する考えです。示された概要では、防災庁は、災害関連の基本的な政策や国家戦略の立案、大規模災害などに備える「事前防災」の推進、災害発生時から復旧・復興までの対応について、一貫した司令塔機能を持つ組織と定義しています。さらに、強い権限を持たせるため、他省庁への勧告権を与えることとしていますが、既存組織の改編に関する議論には踏み込んでおらず、東日本大震災後に設置された「復興庁」の二の舞が懸念されています。

現状は、事前防災や復旧・復興のためのインフラ整備は国土交通省、天気予報や地震・津波などの情報収集は気象庁、産業支援は経済産業省などと主要業務が分散している状態です。また、復興庁にも他省庁への勧告権が付与され、設置から13年経過しましたが、一度も行使されていません。

神戸大学の室崎益輝名誉教授は「一歩前進」と評価した上で、「将来的に省庁の改編や再編は昼 用だろう。まずは防災庁が政策能力や意思決定能力を高め、勧告権をしっかり行使することで、他 の省庁の一歩上に立つことが重要だ」と提言しています。

#### ② 熱海土石流災害

#### 〈裁判〉

熱海市伊豆山の逢初川で2021年7月に盛り土が崩落して住民28人が死亡、住宅100軒以上が損壊した大規模土石流災害から4年が経過しました。

遺族や被害者は、盛り土の旧土地所有者らを相手に計 58 億円、県と市を相手に 64 億円の損害賠償を求め民事訴訟を行っています。

訴訟の口頭弁論が 5 月 14 日に静岡地方裁判所で行われ、原告側は市が避難勧告指示を発令しなかった責任を追求し、県に対しては森林法が適用される 1 ヘクタール以上の盛り土があったことを把握できた可能性があることに言及しました。

県警は業務上過失致死傷などで関係先を家宅捜索して立件の証拠を集めていますが、訴訟の審理 では、それぞれが責任を押し付けあっている状況です。

## 〈復旧工事〉

熱海市の旧警戒区域の復旧に向けた河川や道路整備工事は予定よりも遅れています。県や市が 2024 年度末としていた工事完了時期は 2 年延期されましたが、工事に必要な用地買収は、行政への 不信などから進んでおらず (河川 63%、道路 80%:6 月末時点)、再延期の可能性も指摘されています。避難した 227 人のうち帰還したのは 54 人にとどまっています。

## 〈不適切盛り土〉

熱海市の土石流災害を受け国土交通省が盛り土の総点検を行ったところ、不適切盛り土は全国に 1089 か所あり、東京新聞が分析したところ、法令上の手続きも災害対策もしていない悪質な盛り土 が全国 220 か所に上ることが分かりました。許可や届け出などの必要な手続きをしていながら災害 防止措置がされず、「災害の危険性あり」とされている盛り土もあり、情報公開等、自治体の対応の 多くが及び腰になっています。

災害防止措置が必要な盛り土の工事について、自治体が代行し費用を一部負担する「行政代執行」は、5年間に静岡県など7県市で8件あり、総額が24億9000万円に上ることが明らかになりました。(20政令市を対象にした共同通信社の調査)。最大は静岡県の11億3000万円で、熱海市の大規模土石流の起点に残った土砂の撤去に要する費用でした。

## 〈災害関連死を認定する条例〉

熱海土石流災害では、1人が災害関連死に認定されました。災害前には熱海市に認定に必要な条例がなく、遺族の働きかけにより制定されました。

災害関連死の認定には審査会が必要です。国は2019年に災害弔慰金法を改正して、条例に基づく審査会の設置などを市町村の努力義務と定めました。県内では5月現在で31市町に条例があり、伊東、裾野、菊川の各市は本年度中に条例を改正する見通しで、河津町が未定となっています。

#### (4) PFAS (有機性フッ素化合物)

#### 〈静岡市〉

静岡市清水区三保の化学工場周辺の井戸から高濃度の PFAS (国の指針値の 7.2 倍の有機フッ素化合物) が検出されている問題で、工場経営会社トップが難波市長と面会しながら、市は面会記録を作成していないことが明らかになり、その後、難波市長は、「これからは適正に記録を取ることが必要」と述べました。

市は 665 万円の費用をかけ水質調査を行いましたが、市側は、法律による規制基準がないため、 原因企業であっても調査費用の負担を求めることはできないとしており、「清水 PFAS 問題を考える 連絡会」が損害賠償請求すべきとして住民訴訟を起こしました。

静岡県地方自治研究所・定例研究会「PFAS 問題の現状と課題」で、阿部弁護士は、「住民監査請求は地方自治法に規定があり、自治体がどういう債権でもいいですが債権を持っていて、その管理や回収を行っている時には早く回収せよと請求できる規定があります。依ってこの場合は、三井・ケマ

ーズが PFAS という違法物質を環境の中に排出して、それによって静岡市にその調査費用の負担を 余儀なくさせたと。それが損害ではないかと。市がとりあえず自分のお金を出すことはよしとして も、それによって損害を被ったのだから、原因企業である三井・ケマーズに損害賠償請求をしなさい という請求」と述べました。

また、田子の浦へドロ住民訴訟裁判との類似性に触れ、「市が水質汚濁防止法の常時監視義務の規定に基づいて調査したとしても、その費用を誰が負担するかは別問題」、「特に何かの法律に違反したから違法ということではなく、社会的に見て許容できない害悪、毒物を排出した場合は違法だというのは不法行為の学説、判例となっている」と述べました。

#### 〈浜松市〉

浜松市では、自衛隊基地周辺の河川や水路で PFAS が検出されましたが、市は上水道への影響はないとし、周辺の井戸水を飲むことを控えるよう呼びかけるとともに目標値を上回った地点では継続的にモニタリング調査を行うとしています。市は浜松基地に対し、原因調査への協力を書面で要請しました。

市は、高濃度が検出された河川敷に PFAS を吸着する活性炭を設置して、除去できるかどうかを確認することを発表しました。

#### 〈静岡県〉

静岡県は 2023 年度から環境基準点になっている 27 河川 33 地点で PFAS の存在状況調査を実施し「これまでに国の暫定目標値を超えた地点はない」としていますが、緩い基準での話であり、安心できる状況にはありません。

#### 〈国〉

PFAS とは 4730 種以上の有機フッ素化合物の総称で、初期から多く使われ問題になってきたのが PFOS、PFOA の 2 種類です。国際的に PFOS の製造期限が設定されたのが 2009 年で、PFOA 廃 絶が決定したのが 2019 年です。厚生労働省は 2020 年に水道水について、環境省は河川や地下水などについて PFOS、PFOA の合計で 1 リットルあたり 50 ナノグラムという暫定指針値を定めました。

しかしながら、PFAS の摂取許容量の評価を示した際、内閣府職員安全委員会が、参照文献のうち専門家が「最重要」と位置付けた文献を大量に不採用にして結論をだしていたことが明らかになりっています。最初の段階の 257 文献中 190 が採用されず、そのうち 122 件は部会の専門家が「最重要」と位置付けたものでした。

また、水質基準値が予想されている「2 種類合計で 1 リットルあたり 50 ナノグラム」は、アメリカの「4 ナノグラム」、ドイツの「PFAS・4 種合計で 20 ナノグラム」と比べると、著しく緩い水準です。\*\*ナノは 10 億分の 1

環境省が公表した 2023 年度の全国の河川や地下水の調査結果は、回答が得られた 39 都道府県、約 2000 地点のうち、22 都府県 242 地点で PFAS が国の暫定指針値を超えていました。県内では、静岡市と浜松市の計 50 地点で国の暫定指針値、10当たり 50 ナノグラムを超過しました。

環境省は2024年12月、定期的な水質検査と基準値を超えた場合の改善を法律で義務付けることを決めました。現在、国が定めた暫定的な目標値を超えても水質改善は努力義務にとどまっていますが、水道法上の「水質基準」の対象に引き上げて、水道事業を担う自治体などに対応を求めることになり、2026年4月1日の施行を目指しています。

また、PFAS 除去に使用した活性炭を適切に保管・処理するよう都道府県と政令市に通知しました。

#### 〈疾患との関連〉

PFAS を含む製品を作っていた工場の元従業員らの検査で、一部の人の血中から PFOA が高濃度で検出され、間質性肺疾患を発症していたとする論文が京都大学などのチームがまとめました。 PFAS と肺疾患との関連が疑われ、今後の研究が注目されます。

PFAS が一部浄水場から高濃度で検出された岡山県吉備中央町は、全国初となる公費による住民の血液検査を行い、結果を公表しています。濃度と健康状態の関係が明らかでないとした上で、長期的な健康調査を行うことを明らかにしており、まずはこのような自治体の対応が求められています。 群星(むりぶし)沖縄臨床研修センターは、PFASの一種「PFH x S」の血中濃度が高いと、心筋梗塞や脳梗塞のリスクが高まる可能性があるとの研究成果を発表しました。 因果関係までは断定できないとしていますが、今後日本でも健康影響の研究が進むことが期待されています。

米軍横田基地の敷地内で 2023 年 1 月に、PFAS で汚染された水の漏出事故が発生していたことが、米軍国防総省が今年 4 月に公表した報告書で明らかになりました。「職員や市民が健康被害にさらされるリスク」が指摘されています。米軍は有害廃棄物の保管に関する在日米軍の指針に従っていませんでした。

愛媛大学などの研究チームによる調査で、国の天然記念物で絶滅危惧種のツシマヤマネコから P F A S が検出されました。2022~2025 年に交通事故などで死んだ 21 匹を調査し、全ての個体から P F A S が高濃度で検出されました。原因について、海洋ごみや不法投棄ごみによる汚染の可能性が指摘されています。専門家は、「全国的な調査と汚染源の特定が必要」と話しています。

#### 〈海外〉

イタリアの裁判所は、PFASを流出させて地下水を汚染した罪などで、破産した会社の元幹部ら 11 人に禁固 17 年 6 月~2 年の判決を言い渡しました。親会社だった三菱商事から派遣されていた日本人 3 人も含まれているようです。関与した企業の民事責任も認定し、被告らと会社に対し、イタリア環境省への約 96 億円の支払いのほか、住民や自治体への賠償を命じました。

アメリカ、ニュージャージー州は、デュポン社など3社が汚染除去費用などとして最大約21億ドル(約3100億円)を同州に支払うことで和解をしました。

イギリスのオックスフォード大学などの研究チームは、PFAS を食品添加物にも使われるリン酸の化合物を使って分解し、フッ素を回収する方法を発見しました。分解によって取り出したフッ素は、加工すれば医薬品や農薬に再利用できるといいます。

## 〈その他〉

PFAS 対策についての意見書が地方議会から衆参両院に提出されています。2022 年度の3 議会から 2023 年度は11 議会に、2024 年度は21 議会が提出しました。意見書の内容は、主に国の対策をもとめるものになっています。

PFAS は水と油をはじく性質があるため、生活用品に幅広く利用されていますが、環境への負荷を低減するため、こうした物質を使わない「PFAS フリー」の調理器具の認知度が高まっています。鍋や包丁、ペッパーミルなど、さまざまな調理器具が開発され、今後、市場でのシェアが拡大することが期待されています。

## (5) 地方創生

#### 〈消滅可能性都市〉

2024 年、有識者らでつくる民間組織「人口戦略会議」が、「消滅する可能性がある」と指摘した全国 744 市町村(全1729 市区町村中)に、県内では伊豆半島の自治体を中心に 9 市町が入りました。指摘された市町村は、全市区町村の 40%を超えます。

消滅可能性の根拠は、2020~50年の30年間で、子どもを産む中心世代の20~30代女性が半数以下になることですが、女性の半減が「消滅可能性」に結びつく根拠はありません。同年代の男性が半数以下になる自治体は726、男女いずれも半数以下になる自治体は672あり、国全体の人口減少こそを問うべきです。

最初に公表された 2014 年以降、自治体間で定住者の奪い合いが起こっています。同年に打ち出された地方創生政策については、全国の自治体のアンケートで 68% (県内では約 6 割) がこの 10 年間の取り組みの成果を「不十分」としており、国全体で人口減に歯止めがかからない中では「自治体単独での対策に限界があった」との回答が多くありました。内閣府でも、地方創生の取り組みがうまくいっているところは移住者の増加による「社会増」にとどまっていることを発表しています。

本来、少子化対策は自治体ではなく、国レベルの政策が必要です。にもかかわらず、若い女性の数を指標として市町村単位の数字を必要以上に大げさに発表することで、指摘された「消滅可能性自治体」に責任があるような構図が作られています。

「人口戦略会議」を名乗るのであれば、実質賃金の引き上げなど国レベルの対応を議論すべきです。

# 〈歯止めがかからない地方の人口減少〉

2014年に始めた地方創生は、2025年度予算案は2024年度比で倍増の2000億円の交付金を計上しましたが、地方の人口減少は歯止めがかからず、政策を進めるエビデンス(証拠)が問題視されています。「各省庁が予算獲得ばかりに走り、事業設計が甘くなっている」との指摘もあります。

地方から東京圏(東京、神奈川、埼玉、千葉)への転入超過は女性の割合が高く、2020 年 57.4% から 2024 年 53.6%へと割合は下がっていますが、人数は 5 万 252 人から 6 万 4060 人へと増加しています。

2024年度に本県で生まれた子どもの数(外国人含む)は、前年比202人減の1万8767人で、17年連続で過去最少を更新しました。政令市では、静岡市が3552人で最少、浜松市が4587人で17位でした。2025年上半期の人口動態統計速報値によれば、1~6月に生まれた子どもの数は、前年同期比3.1%減の33万9280人で、通年でも過去最少を更新することが予想されています。

国立社会保障・人口問題研究所の 21 年の「出生動向基本調査」によると、夫婦が理想とする子どもの数を持たない理由として突出しているのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」で、23 年度の「子供の学習費調査」では、幼稚園から高校までの子どもの教育費の過程負担が、全て公立に通った場合で 596 万円、全て私立なら 1976 万円に上り、それぞれ前回調査から 22 万円、138 万円増加しました。

総務省が発表した人口推計(2024年10月1日時点)は、日本人の人口は1億2029万6000人で、前年よりも過去最高の89万8000人減少しました。増加は東京都と埼玉県だけで、東京一極集中が続いています。

行政の支援制度を利用して2024年度に県外から県内に移住した人は2951人(前年度比2.1%増)、 移住相談をした人の件数は4828件(同3.0%増)と、いずれも過去最多を更新しました。20~40代 の子育て世代が全体の84%を占めています。

## 〈ふるさと住民制度〉

「地方創生 2.0」に向けた基本構想案では、仕事や趣味などで継続的に居住地以外の地域に関わる「関係人口」を増やすため、「ふるさと住民」として登録する制度の創設を示しています。観光のリピーターやふるさと納税の寄付者などがスマートフォンアプリを通じて申請し、自治体が登録証を発行する仕組みで、登録者にはイベント情報やボランティア募集情報、行政サービスの提供などが想定されています。重複自治体に登録可能で、延べ人数 1 億人を目指しています。2024 年に東京圏から圏外に転出した  $15\sim29$  歳の人は 2.5%にとどまり、この比率を倍増させることが目標になっています。

#### 〈二地域居住〉

また、東京一極集中の是正を図るため、地方暮らしを希望するシニア世代の「元気なうちの地方居住」促進に加え、二地域居住等の普及促進により、関係人口が拡大・深化することを期待しています。

※関係人口:「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な 形でかかわる人

焼津市は地方と都市に生活拠点を持つ「二地域居住」の促進に動き出し、都市圏居住者の呼び込み を強化する基盤づくりに取り組むことを発表しました。

## 〈総務大臣の「県庁はいらない」発言〉

村上総務大臣は2月13日の衆議院予算委員会で。今世紀末に人口が半減するとの推計を踏まえ、 現在1700以上ある自治体は「300~400の市で済み」、市と国が直接やりとりをする形が望ましいと して「県庁はいらない」と発言しました。

あらためて都道府県の役割が問われ、地方自治の在り方が議論されることになりましたが、専門家は「市町村のみの一段階の自治制度では国による直接の干渉を受けやすい」ことや、「市町村は大幅に再編され、中心市街地の対応を優先して過疎化がさらに進む」ことなどのデメリットを挙げて批判しています。

# (6) **ジェンダー・ギャップ** ※ジェンダー: 社会的・文化的に形成された性別

## 〈人口動態〉

総務省が公表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、静岡県の今年 1 月 1 日時点の総 人口は 357 万 5704 人で、前年から 3 万 765 人、0.85%減りました。総人口は前年と同じ全国 10 位 で、減少数は北海道、兵庫県に次いで 3 番目でした。総人口は、県内全ての市町で減少しました。

一方、2024年の人口移動報告によると、本県の転出超過は7271人で、広島(1万711人)、愛知(7292人)、兵庫(7282人)についで全国4番目の多さでした。

## 〈ジョイセフ「世界ジェンダー格差指数」〉

「ジョイセフ」という「女性のいのちと健康を守るために活動している日本生まれの国際協力 NGO」が毎年、世界におけるジェンダー格差指数を公開しています。

各国を対象に、政治・経済・教育・健康の 4 部門について、男女の間にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国のジェンダー平等達成度の順位をつけるものです。(指数は女性/男性で算出、平等なら 1、最低は 0)

\*例:閣僚における女性の割合が 20%の国の場合、男女比は 20:80 となる。この場合のジェンダー平等スコアは 0.25

2025 年は全体では 148 か国中 118 位で、前年と同じ順位でした。

項目別には表のとおり、政治以外で順位があがりましが、2006年の第1回発表以来19年間、下位30%から25%くらいが日本の定位置となっています。

日本の男女平等度は総合で 66.6%で前年よりも 0.3%改善しましたが、平均の 68.8%を下回り、他国の改善に追いついていない状況が明らかになりました。

項目	2025	<b>←</b>	2024
経済	112位	<b>←</b>	120位
政治	125位	<b>←</b>	113位
教育	66位	<b>←</b>	72位
健康	50位	<b>←</b>	58位

※ジョイセフ HP

## 〈地域からジェンダー平等研究会「都道府県ジェンダー・ギャップ指数」〉

国内の指数については、「地域からジェンダー平等研究会」(統括監修 三浦まり上智大法学部教授、統計監修 竹内明香上智大経済学部准教授) が公開しており、2025年静岡県は、政治17位、経済42位、教育37位、行政(世界の指数とは項目が異なる)38位となっています。4年生大学への進学率



(東京新聞 2025.3.9)

## 〈その他の調査〉

帝国データバンク静岡支店がまとめた県内企業の女性社長比率 (2024年10月時点) は、7.1%で、前年から0.1ポイント上昇したものの、全国水準の8.4%を大きく下回り、都道府県別では41位でした。

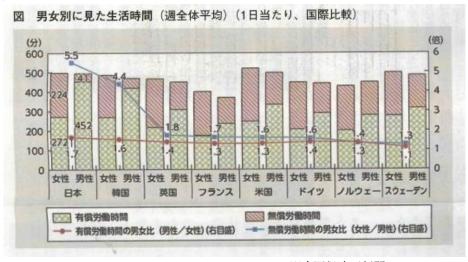
21 の地方紙や専門誌が合同で実施した「性別による役割分担や差別の実態」アンケートの結果、回答女性のうち性別による偏見などを理由に「実際に地元を出た」人と「出ようと思ったことはあった」人を合わせると3割に上り、男性の2倍以上だったことが明らかになりました。「実際に地元出た」人が出た先は、多い順に東京、京都、愛知、福岡、神奈川、大阪と大都市圏が続き、福岡県を除く5都府県は、流出よりも流入が多いことがわかりました。アンケートの自由記述欄には、性別による差別や偏見によって「進学をあきらめた」「評価されない」などの経験が書き込まれ、その多くは女性でした。

## 〈男女別労働時間の国際比較〉

国際比較で男女別の労働 時間を見ると、有償労働と 無償労働の比率は、日本が 突出して高くなっているこ とがわかります。

# 〈静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査」〉

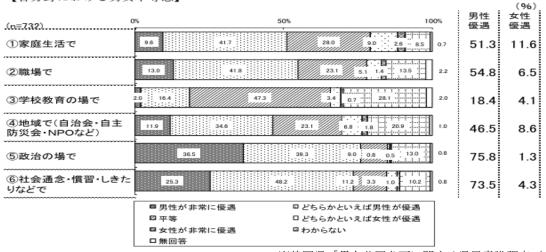
県が行った「男女共同参 画に関する県民意識調査 (令和 6 年度)」では、「各



※全国保険医新聞 2025.2.15

分野における男女平等感は、『学校教育の場』では平等感が高いが、それ 以外の分野では、男性優遇と感じる人が多い」としています。

**Q2.** あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。 【各分野における男女平等感】



※静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和6年度)」

## 〈賃金格差縮小に向けた国の取り組み〉

厚生労働省が発表した 2024 年度の賃金構造基本統計調査で、男女の賃金格差は男性を 100 とした時の女性の指数は 75.8 と前年よりも 1 ポイント上がり過去最高となりました。しかしながら、年齢が上がっていくと格差は拡大しており、要因として女性管理職の割合が低いこと、家事労働の女性への負担偏在が指摘されています。

従業員 101 人以上の企業に対し、管理職に占める女性比率や男女間の賃金格差の公表を義務付ける女性活躍推進法の改正案が5月20日に衆議院を通過しました。これまで管理職比率の公表義務はなく、賃金格差は301 人以上の企業に限っていました。

厚生労働省は、男女の賃金格差の縮小に向け、企業が自らの実態を分析できる「男女間賃金差異分析ツール」を公開しました。中小企業が対象で、従業員の性別や賃金、役職、労働時間といったデータを入力すると、同業種で同規模の企業平均データと比べることができ、厚生労働省のウエブサイトでダウンロードができます。

女性活躍推進に向けた政府のプロジェクトチームは、今後の対応策をまとめた報告書を石破首相に提出し、男女の賃金格差が大きい航空運輸など5業界の団体に策定を要請している格差解消にむけた行動計画を、今夏の公表を目指す方針を示しました。

政府は男女の賃金格差の実態を把握する体制をつくるため、各地にある男女共同参画センターの 中核組織として「男女共同参画機構」を 2026 年度に新設します。

## 1 地域に関連する国政の動向

#### (1) 暮らしの悪化

## 〈国民の暮らし〉

厚生労働省「国民生活基礎調査」

日銀「生活意識アンケート(6月調査)」

総務省「全国消費者物価指数(6月)」

物価高の生活保護世帯への影響(東京新聞 2025.5.16)

## 〈県民の暮らし〉

静岡県「令和6年度県政世論調査」

静岡経済研究所アンケート(中日新聞 2025.2.22)

## 〈エンゲル係数〉

赤旗 2025.2.8

エンゲル係数上昇の要因 (東京新聞 2025.5.11)

エンゲル係数を5年平均化数値(静岡新聞2025.9.2)

## 〈実質賃金〉

毎月勤労統計調査(東京新聞 2025.2.6)

実質賃金 (静岡新聞 2025.9.6)

## 〈最低賃金〉

最低賃金 (静岡新聞 2025.9.5)

徳島県最低賃金大幅引き上げの要因: 「月刊全労連」 2025.2 齋藤敦 「徳島県での最低賃金大幅引き上げと労働運動」

## 〈企業の賃上げ〉

県内企業の賃上げ率(東京新聞 2025.6.28)

#### 〈企業の労働分配率、租税特別措置〉

企業の内部留保(日本経済新聞 2025.7.17)

租税特別措置制度(東京新聞 2025.3.3)

#### 〈中小企業の倒産〉

企業の倒産件数:日本経済新聞 2025.7.9

## 〈自治体の中小企業支援〉

最低賃金引き上げに対する中小企業からの要望:「議会と自治体」2025年1月

最低賃金引き上げに伴う自治体の中小企業支援:「議会と自治体」2025年8月号

官公需関係労働者の官製賃上げ(日本経済新聞 2025.5.16)

## 〈年金〉

年金改正法成立(東京新聞 2023.5.23)

年金改正法付則(静岡新聞 2025.5.28)

## 〈高齢期の就労〉

高齢期の就労:「令和6年度版 高齢社会白書」

高齢期の就労に関するアンケートの問題点:

「住民と自治」2025.4 井口克郎「高齢社会対策大綱を解剖する―目指す方向と問題点」

#### (2) 社会保障の改悪

#### ① 社会保険

## 〈従来の健康保険証の新規発行停止〉

資格確認書の送付(東京新聞 2025.4.14)

国保「資格情報のお知らせ」(東京新聞 2025.7.30)

資格確認書・全員送付(東京新聞 2025.5.15)

資格確認書・全員送付に対する国の見解(東京新聞 2025.6.7)

資格確認書再発行に高額手数料(東京新聞 2025.5.27)

マイナ保険証利用率に関して:「全世代型社会保障とは何か」長友薫輝,自治体研究社,2025

マイナ保険証利用登録解除申請(東京新聞 2025.6.11)

マイナ保険証の多機能化(東京新聞 2025.4.29)

## 〈マイナンバーカードの普及率〉

日本経済新聞「地図でみるマイナンバーカード普及率」ふるさとクリック

マイナンバー法の改正:「歴史に学ぶ生命の尊厳と人権」芝田英昭,自治体研究社,2024

## 〈高額療養費制度の見直し凍結〉

高額療養費制度の見直し凍結(赤旗 2025.3.31)

高額療養費制度の見直し内容(静岡新聞 2024.12.26)

高額療養費負担限度額引き上げの影響(全国保険医新聞 2025.2.5)

高額療養費負担限度額引き上げを要望する健康保険組合(日経新聞 2025.2.14)

高額療養費負担限度額引き上げ案修正(日本経済新聞 2025.2.15)

高額療養費負担限度額引き上げのがん患者等への影響(全国保険医新聞 2025.2.15)

高額療養費制度の利用者の内訳(日本経済新聞 2025.2.24)

高額療養費負担限度額引き上げの子どもを持つがん患者への影響(全国保険医新聞 2025.2.25)

高額療養費の制度変更を巡る議論の問題点(東京新聞 2025.5.19)

#### 〈国民健康保険〉

令和4年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況について

静岡県 HP「民健康保険事業の運営状況」

赤字額(静岡新聞 2025.8.26)

国民健康保険の現状:厚生労働省「令和4年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況について」 少子化対策「加速化プラン」の財源(全国保険医新聞 2024.6.5)

## 〈後期高齢者医療制度・保険料の引き上げ〉

後期高齢者医療制度・保険料負担割合:

厚生労働省 HP「後期高齢者医療制度の令和 6・7 年度の保険料率について」

保険料の段階的引き上げ:中山徹「地域から築く自治と公共」自治体研究社 2024

後期高齢者医療制度 75 歳以上の医療費に充てられる現役世代の健康保険料負担額(静岡新聞 2025.7.17)

## 〈介護保険料の引き上げ、訪問介護報酬の引き下げ〉

介護保険料見直し:日経新聞 2024.5.14、中山徹「地域から築く自治と公共」自治体研究社 2024 訪問介護報酬引き下げ(赤旗 2024.5.20)

介護事業者の倒産 (赤旗 2025.3.22)

訪問介護事業所「ゼロ」自治体(東京新聞 2025.6.26)

介護事業所への自治体の支援(東京新聞 2025.6.11)

## 〈介護をめぐる県内の状況〉

令和 4 年度静岡県介護保険事業年俸

人材確保(静岡新聞 2025.8.31)

介護職の賃金の賃上げ率:国の調査2023年

県内の介護職員数不足(静岡新聞 2025.2.14)

県介護生産性向上総合センター (静岡新聞 2025.4.1)

県介護専門支援員実態調査 (静岡新聞 2025.5.10)

## 〈介護認定の遅れ〉

介護認定の遅れ (静岡新聞 2025.3.20)

#### 〈高齢社会対策大綱〉

高齢社会対策大綱:「住民と自治」2025.4 日下部雅喜「介護保険制度の現状と政府の描く「2040 年」 一高齢社会対策大綱に見る「介護崩壊」の近未来)

#### 〈高齢者の住まい〉

高齢者の住まい(日本経済新聞 2025.3.28)

高齢者のシェアハウス (静岡新聞 2025.7.13)

## ② 児童福祉

## 〈76年ぶりに見直された保育士の配置基準〉

配置基準の改正:こども家庭庁 HP、2024.3.13 通知

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一 部を 改正する命令等の施行について」

「子どもたちにもう1人保育士を!」取り組み:静岡自治労連2024定期大会資料

牧之原市・国よりも手厚い保育士配置基準:静岡新聞 2025.2.22)

## 〈不適切保育等〉

(静岡新聞 2025.2.21、東京新聞 2025.4.27)

## 〈保育士の処遇改善〉

保育士の処遇改善(東京新聞 2025.4.30)

子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」

## 〈こども誰でも通園制度〉

議会と自治体 2025.3

「こども誰でも通園制度にどう対応するか」中山徹、大阪保育研究所、自治体研究社

こども誰でも通園制度問題点: しんぶん赤旗 2024.4.14「伊藤周平 鹿児島大学教授聞き取り」

保育施設で亡くなった子ども:「住民と自治」2024年12月

大宮勇雄「子ども誰でも通園制度」をどう見るか

こども誰でも通園制度の問題点(大阪保育運動連絡会)(赤旗 2025.2.13)

#### 〈学童保育〉

学童保育の入所児童数の基準(東京新聞 2025.2.18)

県内の待機児童 (静岡新聞 2025.8.5)

#### 〈児童虐待〉

全国児童虐待件数 (東京新聞 2025.3.26)

県内の児童虐待件数:子ども家庭庁HP

児童福祉法の改正(東京新聞 2025.6.2)

#### ③ 障害者福祉

#### 〈障害者の雇用、賃金、工賃〉

障害者の解雇(日経新聞 2025.8.22)

就労継続支援A型事業所の障害者の賃金 (静岡新聞 2025.3.19)

事業所への労働基準監督署の是正勧告(東京新聞 2025.8.23)

就労継続支援A型事業所の不適切な賃金支払い(東京新聞2025.6.18)

就労継続支援 B型事業所の障害者の平均工賃 (静岡新聞 2025.3.19)

県の工賃向上計画(静岡新聞 2025.4.3)

## 〈障害年金の判定〉

障害年金不支給判定の急増(静岡新聞 2025.4.29)

日本年金機構・判定やり直し(東京新聞 2025.5.26)

障害年金不支給判定急増への国の対応(静岡新聞 2025.6.12)

## 〈障害福祉サービス基本報酬 改定1年〉

障害者グループホームの報酬改定:きょうされん調査

障害者グループホームの報酬改定の影響(東京新聞 2025.4.10)

#### 〈障害者虐待〉

障害者虐待(静岡新聞 2025.6.21

県障害者実態調査 (静岡新聞 2025.8.30)

#### ④ 生活保護

厚生労働省 HP

総務省「住宅・土地統計調査」: 日本経済新聞 2025.2.16)

## 〈自治体の違法行為等〉

桐生市の生活保護業務(赤旗 2025.2.8)

桐生市長の謝罪(生活と健康を守る新聞 2025.6.1)

三重県鈴鹿市の生活保護業務(東京新聞 2025.8.31)

義援金の収入認定(東京新聞 2025.8.17)

生活保護情報グループが作成した生活保護率増減マップ 2012-2021

フードバンクの収入認定:生活と健康を守る新聞 2025.6.1)

生活保護利用者の車の利用 (赤旗日曜版 2025.4.20)

## 〈裁判〉

生活保護裁判(静岡新聞 2025.6.28)

生活保護費の支給水準の見直し(静岡新聞 2025.6.25)

生活保護情報グループの試算(東京新聞 2025.8.8)

GDP に占める公的扶助への支出割合(中日新聞 2025.3.29)

#### 〈市民の議論で試算〉

市民の議論で生活保護費試算(東京新聞 2025.6.28)

#### ⑤ 医療

## 〈地域医療構想による病院統廃合、病床削減〉

厚生労働省 HP

静岡県 HP「静岡県地域医療構想の概要」

静岡県 HP「病床機能報告集計結果」

全労連 2024年11月15日 第580号

病床を減らした病院への補助:日本経済新聞 2025.6.28)

## 〈病院経営の悪化〉

病院経営の悪化 (赤旗 2025.4.23)

病院の経常赤字(静岡新聞 2025.7.8)

診療報酬改定の影響(東京新聞 2025.7.15)

静岡市意見書:静岡市議会 HP

## (3) 戦争ができる国づくり

#### 〈安保戦略と自治体動員〉

湯布院へのミサイル連帯新設(東京新聞 2025.5.4)

陸上自衛隊富士駐屯地(小山町)への長射程ミサイル配備(東京新聞 2025.8.30)

沖縄・長期滞在型の避難シェルターの整備(日本経済新聞 2025.6.24)

適正評価制度の運用基準(東京新聞 2025.2.1)

## 〈軍事費の増加〉

防衛関連予算(日本経済新聞 2025.4.16)

主要経費別予算(赤旗日曜版 2025.2.23)

公益財団法人ニッポンドットコム HP

安保戦略と自治体動員:永山茂樹「静岡県地方自治研究所 2024 総会・講演資料」、

永山茂樹「国家安全保障と地方自治」自治体研究社 2023

北大西洋条約機構防衛費引き上げ(静岡新聞 2025.6.25)

米国の日本国防費増額要求(日本経済新聞 2025.6.22)

米国の日本国防費増額要求に対する首相のコメント (日本経済新聞 2025.6.24)

防衛予算に充てる建設国債の発行額(東京新聞 2015.4.2)

## 〈在日米軍経費〉

在日米軍経費 (赤旗 2025.3.3)

## 〈子どもを対象にした自衛隊の広報活動〉

子どもを対象にした自衛隊の広報活動(赤旗 2025.2.12)

自衛隊による高校生の個人情報の取得(平和新聞 2025.2.15)

#### 2 自治体を取り巻く状況

(1) 地方自治法改正による地方自治の後退

改正地方自治法アンケート (静岡新聞 2024.9.23)

(2) 経済効率最優先の公共施設統廃合

#### 〈静岡県公共施設等総合管理計画〉

県内の公共施設の割合・老朽化:静岡県公共施設等総合管理計画(令和5年3月改定))

静岡県公共施設等総合管理計画(静岡新聞 2025.3.4)

県行政経営戦略会議(静岡新聞 2025.6.4、8.5)

## 〈公立学校の減少〉

公立小中学校数:全国→文部科学省「学校基本調査」、静岡県→「静岡県学校教育基本統計」 県内統廃合の傾向(静岡新聞 2024.4.5)

## 〈学校統廃合の歴史〉

学校統廃合の歴史:山田由美ほか「学校統廃合を超えて」自治体研究社 2022 山田由美・尾林芳匡「学校統廃合と公共施設の複合化・民営化」自治体研究社 2024) 学校統廃合は必ずしも財政効率化にはつながらない:

「住民に身近だからこそ輝く自治の軌跡」小さくても輝く自治体フォーラムの会・ 自治体問題研究所、自治体研究社,2024、「『平成の合併』とは何だったのか」平岡和久 国による公共施設解体費用の手当:日本経済新聞 2025.5.6)

## 〈静岡市の学校統廃合〉

静岡市の学校統廃合 (静岡新聞 2025.2.19)

## 〈公立保育所の減少〉

公立保育所数:厚生労働省「社会福祉施設等調査」

保健所数:全国保健所長会 HP

## (3) デジタル化推進による行政の産業化

#### 〈デジタル田園都市国家構想総合戦略〉

デジタル田園都市国家構想総合戦略:内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 HP

スマート自治体への転換:総務省 HP「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」

自治体デジタル化の問題点:岡田知博、中山徹ほか「デジタル化と地方自治」自治体研究社,2023)

要配慮個人情報の AI 学習向けデータ取得(日本経済新聞 2025.2.12)

自治体システム標準化の運営経費(日本経済新聞 2025.1.30)

自治体システム標準化の運営経費に対する国負担の要望(赤旗 2025.2.13)

## 〈デジタル技術を有する人材の確保〉

手続きを一つの窓口で完結できる自治体(日本経済新聞 2025.6.6)

総務省モデル事業(中日新聞 2025.2.16)

デジタル人材の確保 (静岡新聞 2025.2.3)

デジタル庁の自治体への職員派遣 (静岡新聞 2025.2.18)

デジタル化に伴う住民の権利保護:「全世代型社会保障とは何か」長友薫輝,自治体研究社,2025

#### 〈生成 AI の活用〉

生成 AI の行政機関での活用(日本経済新聞 2025.6.8)

## (4) 人件費削減、職員非正規化等による機能の低下

総務省「令和6年地方公共団体定員管理調査結果の概要(令和6年4月1日現在)」

#### 〈人材確保〉

公務員数の国際比較:「住民と自治」2025.5

「自治体職場はいま―現場の疲弊が招く公共サービスの崩壊」晴山一穂)

他の自治体職員の活用:「住民と自治」2025.5

「人事評価と人事・給与の能力・実証主義化―現場の疲弊が公務の変質を招く」黒田兼一、嶋林弘一

国の人材確保策 (日経新聞 2025.3.30)

人材不足の深刻化(静岡新聞 2025.6.17)

県職員の採用状況 (静岡新聞 2025.6.18)

## 〈民間委託による業務の停滞〉

業務委託による業務の混乱 (東京新聞 2025.5.10)

静岡新聞(2025.8.21、8.30)

## (5) ハラスメント

東京新聞・中日新聞 2025.2.17

## 3 県内の状況

#### (2) 浜岡原発

UPZ圏内自治体首長アンケート (静岡新聞)

3 市市民意識調査 (静岡新聞 2025.7.10)

## (3) 災害

## ① 南海トラフ巨大地震

#### 〈被害想定〉

被害想定(静岡新聞 2025.4.1)

#### 〈防災計画〉

防災計画(静岡新聞 2025.7.2、2025.6.11)

災害対策基本法改正(静岡新聞 2025.2.15)

備蓄品確保の状況(日本経済新聞 2025.5.6)

仮設住宅(中日新聞 2025.3.31)

## 〈自治体への職員派遣〉

自治体への気象防災アドバイザー派遣(日本経済新聞 2025.2.19)

国の自治体への職員派遣(東京新聞 2025.2.6、2025.2.18)

## 〈県の支援〉

県の防災用品購入費補助(中日新聞 2025.2.11)

## 〈住宅の耐震化等〉

古い耐震基準で建てられた静岡県内の住宅の割合(静岡新聞 2024.2.3)

県内の住宅の耐震化率(静岡新聞 2025.4.1)

#### 〈水道の耐震化〉

水道の耐震化(静岡新聞 2024.12.12)

静岡県の水道カルテ

老朽水道管異常検知技術(日本経済新聞 2025.5.26)

#### 〈下水道の耐震化〉

下水道の耐震化(日本経済新聞 2025.2.19)

大型下水道管の調査 (静岡新聞 2025.3.19)

#### 〈井戸水の利用〉

井戸水の利用 (静岡新聞 2025.5.3)

## 〈「防災庁」の設置〉

防災庁の設置(東京新聞 2025.6.19)

## ② 熱海土石流災害

#### 〈裁判〉

裁判の状況(静岡新聞 2025.5.15、日本経済新聞 2025.7.3)

## 〈復旧工事〉

復旧工事(日本経済新聞 2025.7.10)

## 〈不適切盛り土〉

不適切盛り土 (東京新聞 2025.5.9)

行政代執行(静岡新聞 2025.6.27、東京新聞 2025.7.1)

## 〈災害関連死を認定する条例〉

災害関連死を認定する条例:東京新聞 2025.7.5)

## (4) PFAS (有機性フッ素化合物)

## 〈静岡市〉

清水区三保の化学工場周辺の PFAS (静岡新聞 2025.2.19、22)

住民訴訟(静岡新聞 2025.2.21、2025.4.25)

静岡県地方自治研究所・定例研究会、阿部弁護士「PFAS 問題の現状と課題」

## 〈浜松市〉

浜松市、自衛隊基地周辺の PFAS (中日新聞 2025.3.23)

## 〈静岡県〉

県の PFAS 調査 (静岡新聞 2025.2.2)

## 〈国〉

国の指針値(東京新聞 2025.3.31)

水質基準値:「機関紙宣伝」2025.1

環境省 PFAS 調査 (静岡新聞 2025.4.26)

水道法の改正(静岡新聞 2024.12.25、2025.2.7)

都道府県・政令市への通知(静岡新聞 2025.3.19)

## 〈疾患との関連〉

疾患との関連(静岡新聞 2025.4.20、日本経済新聞 2025.1.29、静岡新聞 2025.7.17)

米軍横田基地の PFAS (静岡新聞 2026.6.3)

ツシマヤマネコの PFAS (東京新聞 2025.7.11)

#### 〈海外〉

イタリアの判決 (東京新聞 2025.6.28)

アメリカの判決(静岡新聞 2025.8.7)

フッ素回収方法(日本経済新聞 2025.3.31、静岡新聞 2025.4.6)

## 〈その他〉

PFAS 対策についての意見書(東京新聞 2025.5.14)

PFAS フリーの調理器具 (東京新聞 2025.5.26)

## (5) 地方創生

## 〈消滅可能性都市〉

静岡新聞 2024.4.25、人口戦略会議「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」

#### 〈歯止めがかからない地方の人口減少〉

地方創生予算(日経速報ニュース 2025.2.12)

地方から東京圏への転入超過(東京新聞 2025.3.27)

本件で生まれた子どもの数(静岡新聞 2025.2.28、2025.8.30)

出生動向基本調査 (赤旗 2025.3.29)

人口推計(日本経済新聞 2025.4.15)

県内への移住(静岡新聞 2025.6.19)

## 〈ふるさと住民制度〉

ふるさと住民制度(静岡新聞 2025.6.4)

## 〈二地域居住〉

二地域居住(静岡新聞 2025.2.6)

## 〈総務大臣の「県庁はいらない」発言〉

「県庁はいらない」発言(東京新聞 2025.2.14)

地方自治の在り方(東京新聞 2025.3.12)

## (6) ジェンダー・ギャップ

## 〈人口動態〉

人口動態調査 (静岡新聞 2025.8.7)

人口移動報告(中日新聞 2025.2.1)

## 〈ジョイセフ「世界ジェンダー格差指数」〉

ジョイセフ HP

ジョイセフ「世界ジェンダー格差指数」(日本経済新聞 2025.6.13)

# 〈地域からジェンダー平等研究会「都道府県ジェンダー・ギャップ指数」〉

国内の指数:「地域からジェンダー平等研究会」

(統括監修 三浦まり上智大法学部教授、統計監修 竹内明香上智大経済学部准教授)

## 〈その他の調査〉

県内企業の女性社長比率 (静岡新聞 2025.3.1)

「性別による役割分担や差別の実態」アンケート(東京新聞 2025.2.25)

## 〈男女別労働時間の国際比較〉

全国保険医新聞 2025.2.15

## 〈静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査」〉

静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和6年度)」

## 〈賃金格差縮小に向けた国の取り組み〉

男女の賃金格差(日経新聞 2025.3.18)

家事労働の女性への負担偏在(日経新聞 2025.3.20)

女性活躍推進法の改正 (静岡新聞 2025.5.21)

男女間賃金差異分析ツール (静岡新聞 2025.3.4)

格差解消にむけた行動計画(静岡新聞 2025.3.27)

男女共同参画機構(日経新聞 2025.4.14)